

教科書文庫
4
370
51-1927
2000022312

近 輒
法理簡校學小

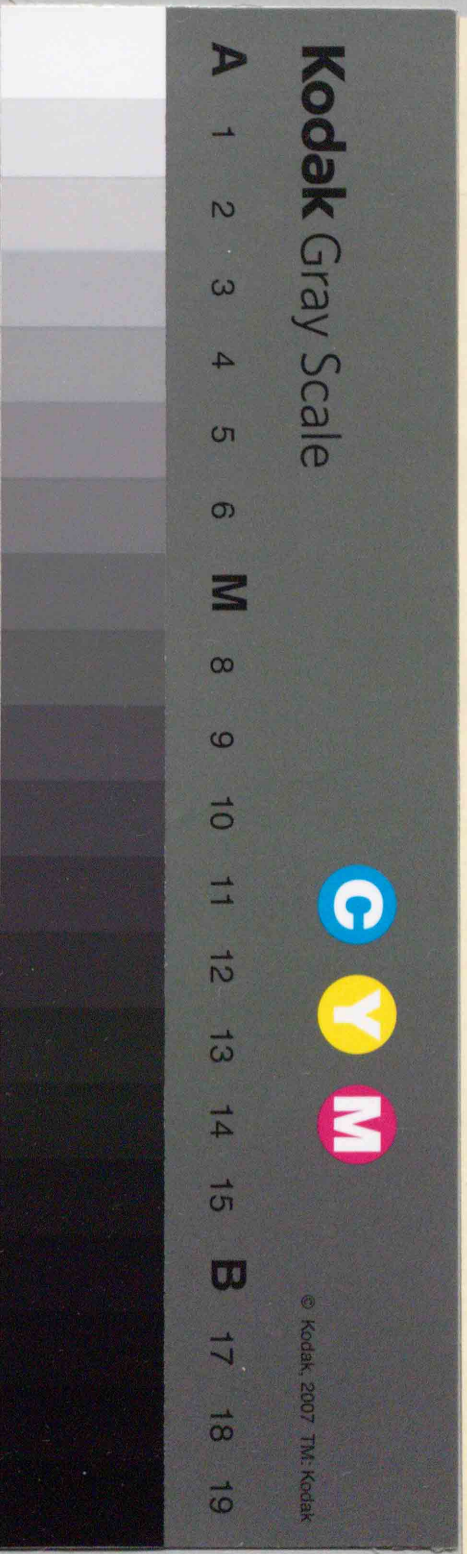
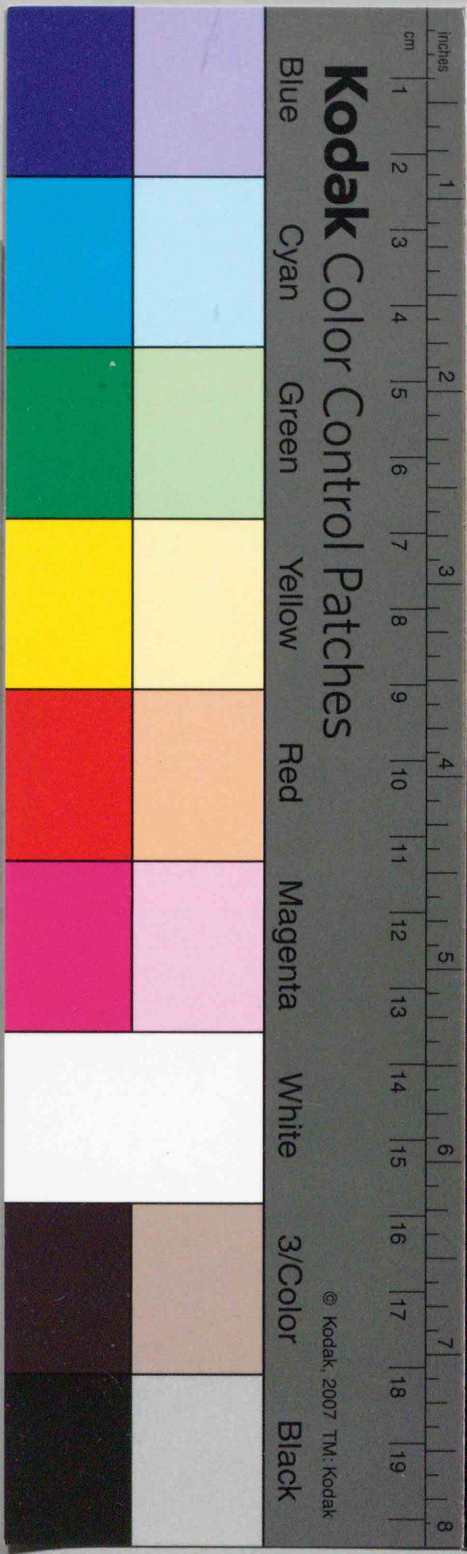
版 訂 改

市 助 原 篠
行 正 川 小
郎 治 熊 藤 佐
着 共



京 東
館 文 寶

S.2



41209

教科書文庫

4
370
51-1927
2000022312

S.2
1927



日四十月五年二和昭
濟定檢省部文
用科育教校學範師

教科書文庫
4
370
51-1927
2000022312

資料室

375.9
Sa19

近 輯

法理簡校學小

版訂改

市助原篠
行正川水
郎治熊藤佐
箒共

J. O. ...

広島大学図書

2000022312



京東

館文質

廣島大學圖書



緒言

一、本書は曩に師範學校教科書として編纂したもので、明治四十三年初版發行以來、幸に全國各府縣に於て、師範學校教科書又は教員檢定試験參考用として採用せられ、既にいづれも數版を重ねた。其の間學說の進歩につれ、時々一部分の訂正を行ひ來つたが、今や戰後教育思潮の一大變遷に伴はねばならないことゝなつたから、特に今回全部に互つて改造を加へ、新組織のものとした。

一、本書の編輯に當り、著者等は他の教育分科の各教科書との連絡に注意し、相補益して、生徒の理會を容易ならしめ、又なるべく材料を精選し、重要なものは稍之を詳述して、他は之を略敘し、或は已むを得ず全く之を省略するなど、實際教授上の便宜を考慮した。

一、小學校管理法は、主として國家の制度法規に據るべきものなるを以て

他の教育各分科の如く、急速に他の思潮の爲めに動かされることは少い。然し、之が教授に際し、徒らに法令上の精細なる規定を列挙するときは、生徒は、其の煩多なるに倦み、却つて之が研究に留意せざるに至る虞がある。故に本書に於ては説明の間に最も重要な法規のみを挿入して、教授に便にし、なるべく文章を簡にして教師の説明に委した。故に教師は教育の原理と法規の精神とを參酌して現時の學校組織と之が經營の方案とを説明し、實地の詳細なる施設運用に關しては、教育實習の際、適宜生徒を指導して之に通ぜしめんことを期せられたい。

一、本書の教授に當りては現行諸法令の外、各府縣に於ける教育法規の要領をも附説し、又日本帝國文部省年報及び各府縣教育統計を利用し、又、優良小學校の施設等をも知らしめ、生徒をして十分小學教育の現況を理會せしめ、併せて教育者たる信念を養成するを期せられんことを希望する。

一、本書中(參照)の部に(令)とあるは小學校令の略(則)とあるは小學校令施行規則の略である。

大正十一年九月

著者識

改訂版緒言

今般の改版は主として小學校令及び同施行規則の改正に伴なつたものであるが、尙最近に於ける教育思想の變遷發展に鑑み、多少修正を加へたものである。

大正十五年十月

著者識

輓近小學校管理法(改訂版) 目次

縮論

小學校管理法の意義……………一

本論

第一篇 教育制度……………四

第一章 本邦教育制度の概要……………四

第一節 教育行政の性質……………四

第二節 教育行政機關……………六

第三節 小學校教育に關する法令……………三

第二篇 學校管理法……………一六

第一章 小學校の本旨及び種類……………一六

第一節 小學校の本旨……………一六

目次

第二節	小學校の種類	二〇
第二章	小學校の設置	二二
第一節	市町村立尋常小學校の設置	二二
第二節	市町村立高等小學校及び私立小學校の設置	二六
第三章	小學校の經費	三〇
第一節	費用及び負擔	三〇
第二節	豫算及び支出	三三
第三節	學校基本財産及び授業料	三四
第四章	小學校の教科	三六
第一節	修業年限	三六
第二節	教科目	四〇
第三節	教科の程度及び教授時數	四〇
第四節	教科用圖書	四一
第五節	教授の期間及び休業日	五一
第六節	教授の準備	五一

第七節	學業成績の考査及び修業卒業の認定	六六
第五章	小學校の編制	七〇
第一節	學級の編制	七〇
第二節	教員の配置	八四
第六章	補習教育	八九
第一節	小學校の補習科	八九
第二節	實業補習教育	九〇
第七章	就學	九六
第一節	強制教育	九六
第二節	學齡兒童	九六
第三節	就學義務	一〇〇
第四節	就學義務の執行に關する事務	一〇五
第八章	小學校の職員	一一
第一節	職員の種類及び名稱	一一
第二節	服務及び職務	一一三

第三節	權限	二五
第四節	資格及び待遇	二七
第五節	任用及び解職	三〇
第六節	懲戒	三四
第七節	俸給及び諸給與	三七
第九章	小學校の事務	一四三
第一節	校務の種類及び分類	一四三
第二節	校務の整理	一四七
第十章	兒童の管理訓練	一五三
第一節	教授に關する管理訓練	一五三
第二節	學校生活に於ける管理訓練	一五五
第十一章	幼稚園及小學校に類する各種學校	一五九
第十二章	小學校の管理及び監督	一六二
第十三章	小學校の設備	一六六
第一節	校地及び水	一六六

第二節	校舍	一七二
第三節	校具	一八六
第四節	學校園	一九四
第五節	諸設備の保管	一九六
第三篇	學校衛生	一九七
第一章	學校衛生の必要及び範圍	一九七
第二章	學校設備に關する衛生	一九九
第一節	學校清潔法	一九九
第三章	學校生活に關する衛生	二〇三
第一節	兒童の姿勢	二〇三
第二節	教授の開始及び休憩	二〇五
第三節	教授上の文字	二一〇
第四章	學校兒童に關する衛生	二二二
第一節	學校病	二二二

第二節 學校傳染病の種類及び豫防消毒……………二二三

第三節 救急療法……………二三四

第四節 身體検査及び學校醫……………二三六

第五節 病弱兒童に對する養護……………二四八

第五章 教師に關する衛生……………二五二

附 録

一、地方學事通則……………一

二、小學校令……………三

三、小學校令施行規則……………一六

軌近 小學校管理法(改訂版) 目次 終



軌近 小學校管理法(改訂版)

緒 論

小學校管理法の意義

管理法の意義

小學校管理法は、教育學の實際的方面であつて、教育法規の趣旨と、教育學上の定説とに基いて、小學校をして其の本旨を達成する爲に、完全なる國民教育を施すに適當なる場所たらしめ、以て其の事業の效果をして、十分良好ならしむべき最良の方案を實際的、應用的方面より講究せんとするものである。

管理法の必要

小學校教育の事業は、教育學說の示す所に基いて行はねばなら

ないから、理論的方面より、之を講究する必要のあることは勿論であるが、之が實際の經營に當つては、其の地方に於ける特殊の事情にも適應させねばならないので、實際的方面の講究をも、必要とするのである。殊に我が小學校教育は、國民教育の基礎として、本質上國家の施設に屬するものであるから、其の事務は、總て、國家の法令に準據して之を處理し、其の範圍内に於て、之を運用することゝを要するばかりでなく、當事者は、常に**教育法令の趣旨**を貫徹することに努力せねばならぬ。是れ理論的教育學と共に、實際的教育學の、**忽緒**に附すべからざる所以であつて、従つて、又、教育學の應用的方面として、特に、小學校管理法の講究を必要とする所以である。小學校管理法に於て講究すべき範圍は、頗る廣いものであつて、一般の教育制度を初めとし、小學校の設置・設備・教科・編制・衛生等から、職員・兒童に關する事項に至るまで、小學校の施設經營に屬する

小學校管理法の
範圍

一切の實際的事項を、包括すべきものである。けれども、本書に於ては、之を大別して、主として我が國に於ける現行教育制度と、此の制度に準據して、小學校の施設經營を完全ならしむべき諸方案を講究する狭義の學校管理法及び學校衛生の、三部となして説述することにしたのである。

本論

第一篇 教育制度

第一章 本邦教育制度の概要

第一節 教育行政の性質

教育行政の性質

一國の行政は、内務外務軍務財務の四大部に分たれるものであるが、**教育行政**は、即ち内務行政中の一部であつて、國民の福利を増進せんが爲に行ふ所の積極的施設である。蓋し、國民の精神及び身體の情態如何は、直接に、國民自身の利益慶福に大なる關係があるのみならず、延いて、國家の進歩發達に影響することが尠くないのである。是れ、教育行政が内務行政中に在りて、勸業、土木交通等に關する經濟行政、及び衛生保健に關する衛生行政と相並んで、共

に**助長行政**と總稱せられる所以である。

教育事務の分任

市町村の教育事務

國の教育事務

元來國の行政は、國家の存立發達の爲に必要なものであるから、國家自から之が機關を設けて、直接に、其の事務を處理するのが通則である。然れば、教育行政の事務に於ても、國民民福の消長に大なる關係を有する最も重要なものは、國家の最高機關たる中央官廳に於て、直接に、之を處理すべきものであるが、また、地方の情況に適應させる必要のあるものは、國家は、特に其の權能を割いて、之を、地方自治團體に委任するのも至當のことである。前者を**國の教育事務**と云ひ、後者を**市町村の教育事務**と云ふのである。即ち、小學校の目的、種類、修業年限、編制、教科目及び就學の義務、教員の資格費用の負擔等の如きは、最も重要な事項であるから、國家は之を、國の教育事務と定めて、自から之を規定し處理するけれども、之に反して、校舎の建設、修繕、機械器具の購入、備附、校地の設備及び

旅費、給與の如きは、前者の如く、重要な事項でないのみならず、地方の情況に適應させることの必要があるから、國家は、之を市町村の教育事務と定め、其の經營を、自治團體に委任して之に當らしめるのである。

然しながら、若し、之を全く地方自治團體の自由にのみ放任したならば、或は、國家の期待に沿ふことを、得ないやうな虞があるから、更に一定の法規を設けて、之を監督し、其の範圍内に於て、地方に適した方法を、自由に選擇して、處辨することを許して居るのである。

第二節 教育行政機關

教育行政に關する主要なる機關は左の如くである。

一、文部大臣 本邦教育行政に關する最高の中央官廳は文部大臣である。朝鮮、臺灣、樺太、關東州の如き、特殊の行政を施行する地

文部大臣の權限

文部大臣の補助機關

方及び宮内省、内務省、陸海軍省、農林省、遞信省に屬する學校教育を除いて、全國の教育學藝及び宗教に關する事務を管掌するのが、文部大臣の職務である。即ち、文部省は次の如き事務を掌る所である。

- 一、教育學藝及び宗教に關する法律命令の立案。
- 二、教育學藝及び宗教に關する命令の發布。
- 三、所管事務に關し、府縣知事以下の指揮監督。
- 四、教育學藝及び宗教に關する行政處分。

文部大臣の**補助機關**たる職員には、政務次官、次官、參與官、局長、秘書官、書記官、事務官、督學官、學校衛生官、圖書事務官、圖書監修官、技師、屬學校衛生官、補圖書監修官、補及び技手等がある。

次官 は、大臣を佐け、全般の省務を整理し、省内各局部の事務を監督し、**局長** は、大臣の命を承け、其の主任事務を掌理し、局中各課

の事務を指揮監督する。其の他書記官は大臣の命を承けて、省内の事務を掌る。學事の視察監督は主として督學官が之に當り、又別に、直轄學校の職員中から視學委員を任命して、特に指命せられたる學事を視察せしむる。

文部省の局課

文部省所管の事務は、文部大臣官房と、専門學務局、普通學務局、實業學務局、圖書局、宗教局の五局を置いて、之を掌理する。

文部大臣官房 官吏の進退身分、公文書類、會計監査、公立學校職員の進退身分、建築營繕、學校衛生、褒賞、博覽會等に關する事務を掌する。

専門學務局 大學、高等學校、專門學校、天文臺、氣象臺、在外研究員、帝國學士院學位傳染病研究所、醫師試驗等に關する事項及び學術技藝の獎勵調査等に關する事務等を掌掌する。

普通學務局 師範教育、小學校、幼稚園、中學校、高等女學校、盲學校

聾啞學校等の教育、其の他青年訓練所、社會教育、教育會、學齡兒童の就學及び圖書館、博物館等に關する事務を掌掌する。

實業學務局 工業、農業、商業、商船、水産、職業學校、實業補習學校、實業學校教員養成等に關する事務を掌掌する。

圖書局 教科用圖書の編輯發行調査、檢定認可及び國語調査に關する事務を掌掌する。

宗教局 神佛各派寺院、宗教の用に供する堂宇、其の他宗教に關する一切の事項並に古社寺建造物の保存、僧侶及び教師に關する事務を掌掌する。

【參照】 各省官制通則 文部省官制 文部省分課規程 文部省督學官及文部省視學委員學事視察規程

府縣知事

二、府縣知事 地方行政官廳は、北海道廳長官及び各府縣知事であつて、内務大臣及び各省大臣の指揮監督を受け、法律命令を執行

し、部内に於ける一般行政を管理するものである。教育學藝及び宗教に關しては、文部大臣の指揮監督を受けて、法律命令を執行し、國の教育事務を行ふと共に、又、地方團體たる道府縣の教育事務を執行するのである。地方長官が教育事務を執行するに就いての補助機關は、學務部長、視學官、學校衛生技師、社會教育主事、視學屬等である。視學官及び視學は上官の指揮を承け、學事の視察、其他教育に關する庶務に従事する。又、師範學校長は管内の小學校教育に關する學事を視察すべき任務を有するのである。北海道及び支廳を置く府縣には支廳長があつて、長官又は知事の指揮監督を受けて部内の行政事務を掌理する。

【參照】 北海道廳官制 地方官官制

市町村長

三、市町村長 市町村長及び市町村學校組合、町村學校組合の管理者は自治團體の機關であつて、官廳ではないが、知事の指揮監督

學務委員、學校醫

を承けて、市町村若くは市町村學校組合、町村學校組合に屬する國の教育事務を管掌し、且、市町村の教育事務を執行するものである。**學務委員、學校醫** 市町村長及び市町村學校組合及び町村學校組合の管理者が、教育事務を處理するに方り、補助機關たるものに、助役、其他の吏員の外に學務委員と學校醫とがある。學務委員は、他の名譽職委員と異り、市町村會の議決に依らず、必ず之を置くべき規定であつて、市町村會議員、市町村會選任、市町村立小學校男教員、市町村長、管理者の選任、市町村公民、市町村會の選任、中選舉權を有する者より任じ、其の人員は、東京市及び大阪市は十五名以内、其他の市町村は、十名以内と定められて居る。學務委員は、教育事務に關して、市町村長、學校組合管理者、區長等を補助し、又は、其の諮問に應じて、意見を陳述するの職務を有する。又、學校醫は學校衛生に關する諸般の職務に従事するもので、地方

長官が之を囑託する。

【參照】市制、町村制、地方學事通則第六條、令第六十條、第六十一條、第六十二條、第六十三條、則第七章各條公立學校ニ學校醫ヲ置クノ件、明治三十一年勅令第二號

第三節 小學校教育に關する法令

學校系統

我が國の學校教育は、普通教育、專門教育、實業教育の三大系統に分たれ、日常必須の智識技能を授け、健全なる國民を養成するものには、小學校、中學校及び高等女學校等があり、高等專門の學術技藝を授けるものには、大學、高等學校及び各種の專門學校があり、實業に必要な教育を施すものには、諸種の實業學校がある。又、別に教員たらんとする者の爲に、教育を施す師範學校があつて、其の學校系統が、頗る整然として居る。就中、小學校教育は、社會の總ての階級に亘り、あらゆる學校系統の基礎教育を施す所で、最も重要な

小學校令

るものである。小學校教育に關する法令の根本となるものは、小學校令と小學校令施行規則とであつて、其の他に種々の關係法規が少くない。

一、小學校令 小學校教育に關する基本的法令は、此の小學校令である。明治五年に學制を頒布し、小學校制度を創定せられたのを始とし、爾來數回の改正を経て、**明治十九年**に始めて小學校令と稱した。現行の小學校令は、明治三十三年八月に、**勅令**を以て發布せられ、其の後、時代の進運と、國勢の發展に伴ひ、數次の部分的改正を加へられたものである。

小學校令施行規則

二、小學校令施行規則 小學校令の趣旨を、實際の教育施設の上に運用する手段方法の細則を定めたものが、此の小學校令施行規則である。從來、個々別々に定めてあつた多數の規程を、小學校令の改正と共に、之を統一して、小學校令施行規則と稱して、**明治**

三十三年八月文部省令を以て發布せられたものである。其の後部分的の改正は度々加へられたが大體に於ては變更することなく、小學校令と相待つて、我が國小學校教育の根本法規となつて居る。

關係諸法規

三、小學校教育關係諸法規 右二法令の外、市制町村制地方學事通則、市町村義務教育費國庫負擔法、市町村義務教育費國庫負擔法施行規程、市町村立小學校教育費國庫補助法、市町村立小學校教員加俸令等を始め、小學校教育に關する勅令省令等が尠くない。其の他尙地方官廳が發布する施行上の法規もある。

我が國小學校教育の特色

我が國小學校教育の特色 以上の諸法令に依り、整然として、殆んど全國一様に制定せられ、それが統一的に實施されつゝあるのは、我が國小學校教育の一大特色であつて、而かも、其の教育が總ての宗教の外に特立し、正課外と雖も、宗教教育を施し、又は、宗教

的儀式を行ふことを許されず、全然宗教と分離して居るのは、是れ亦、我が國小學校教育の一大特色と言はねばならぬ。

【參照】教育史

官立公立學校及學科課程ニ關シ法令ノ規定アル學校ニ於テ宗教上ノ教育又ハ其儀式施行禁止(明治三十二年八月文部省訓令第十二號)
一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ學政上最必要トス依テ官立公立學校及學科課程ニ關シ法令ノ規定アル學校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ

第二篇 學校管理法

第一章 小學校の本旨及び種類

第一節 小學校の本旨

小學校教育の目的は、小學校令第一條に、次の如く明に規定されてある。

小學校教育の本旨

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ智識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

此の旨趣を案ずるに、小學校教育に於ては、**道德教育・國民教育及び知識技能**の教育を以て、三大目的と定め、此の目的を達せんが爲には、之が基礎要件として、**兒童身體の發達**に留意せねばならぬことを宣明したものである。

道德教育

一、道德教育の基礎 兒童は、他日社會の一員として世に立つものであるから、幼時より、其の良心を啓培して、道義實踐の人となるべき基礎的習慣を養ひ、依て以て、他日、圓滿完全なる人格を發展大成すべき徳性を涵養しなければならぬ。實に、道德的生活は、人生の到達すべき理想境であつて、之が基礎は、必ず、小學校時代に於て作らねばならぬ。

國民教育

二、國民教育の基礎 兒童は、又、他日、日本國民として我が國家を組織するに至るべきものであるから、幼時より、我が國個有の國民的教化を興へ、國體の尊嚴なる所以を知らしめ、國語に通じ、國民として必要な道德風習に薰染せしめねばならぬ。元來完全なる道德的生活は、完全なる國民生活を包括するものであるから、特に之を區別するの必要はないやうであるが、今や世界の列國は、皆其の國民の國家的訓練に熱中し、各々國本を培養して、互に實力の

向上を策して居る。然れば、小學校に於て、兒童の精神を陶冶し、國民的志操を育成して、眞に、我が國家の進歩發達を企圖する、忠良なる國民を養成するのは、最も重要なことで、實に、小學校教育の核心的任務である。是れ、特に、道德教育の外に、國民教育を區別する所以である。然しながら、僅少なる期間に於て、この兩者の完成を望むことは困難であるが、小學校に於ては、其の基礎を建設することに努力しなくてはならない。

知識技能の教育

三、生活に必須なる普通の知識技能 次に、兒童は、又、成長の後、各種の業務に従ひ、各々獨立の生活を爲さねばならぬ。故に、小學校に於ては、なるべく、日常の生活に必須なる知識技能を附與することが必要である。然しながら、人の職業は多種多様であるから、或特殊の職業の爲に準備を與へんとするが如きは、到底望み難い所である。されば、小學校に於て授ける知識技能は、家庭の地位

身體上の留意

職業の如何に關せず、又、兒童が將來に於て受くべき教育の如何を問はず、いづれにも必要な普遍的基礎的のものでなくてはならぬ。是れ、小學校教育の任務の重大な所以である。

更に兒童身體の發達に留意し、強壯にして有爲なる國民を育成することは、以上の三大目的の基本たるべきもので、小學校事業の全般に通ずる一大要件である。 蓋し心身の關係は、極めて親密なものであるから、身體の健康及び其の發育の状態如何は、兒童の精神の發達に影響することが、頗る大であつて、之を個人的に考察すれば、發育期に際して、不良なる影響を受けるときは、他日獨立の曉に及んでも、其の健康を損ひ、永く幸福を享けることが出来ない。又之を國家的に考察すれば、國民の體力が尪弱なるときは、**國防上の能率**は勿論、**經濟的の生産力**に於ても、常に他國に劣るの不幸を免れないことになる。是れ小學校教育に於て、以上

の三大目的と共に、身體の養護を以て、一大要件とする所以である。

第二節 小學校の種類

小學校は其の標準に従つて、之を次の三種に分ける。

一、教科の程度に依る種別

教科の程度から見ると、小學校は尋常小學校、高等小學校、尋常高等小學校の三種になる。尋常小學校は國民の義務教育を施す所であつて、日本國民たるものは、將來如何なる教育を受けしめ、如何なる業務に従はしめるものでも、必ず先づ其の子弟を此に入學せしめて、基礎教育を受けさせねばならぬ。高等小學校は、尋常小學校よりも、稍々高尚なる程度に於て、普通教育を施す所であつて、兒童を此に入學せしめると否とは、法令の規定では、國民の任意となつて居るが、上級の學校に入學しない者が、此の程度の教育を受けるのは、尋常小學校に於て受けた教育の効果を益々完からしむるものであるから、之が設置普及は最も望ましいことである。

尋常高等小學校は、以上二種の教科を一枝に併置したもので、其の尋常科に對しては、尋常小學校に關する規定を、高等科に對しては、高等小學校に關する規定を準用すること

尋常小學校

高等小學校

尋常高等小學校

とになつて居る。

二、學級の編制に依る種別

學級の編制上から見ると、小學校は、多級小學校と單級小學校との二種になる。多級小學校は、全校兒童を二學級以上に編制する學校で、單級小學校は、全校兒童を一學級に編制する學校である。

三、經費負擔に依る種別

設立者の經費負擔の上から見ると、小學校は、市町村立小學校と私立小學校との二種になる。市町村立小學校は、市町村、町村學校組合、若しくは其の學區、又は市町村學校組合の負擔を以て設置する學校で、私立小學校は、私人の費用を以て設置する學校である。

以上の外、高等師範學校附屬小學校は、國費を以て設置する官立小學校で、又府縣師範學校附屬小學校は、府縣費を以て設置する公立小學校である。市町村立小學校を公立小學校の内に包括することもある。我が國に於ては、本則として市町村立小學校を以て義務教育の場所と定めてあるから、其の数が最も多く、私立小學校の数は甚だ少い。

(令) 第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス

尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トナ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等

多級小學校
單級小學校

市町村立小學校
私立小學校
官立小學校
公立小學校

小學校トス

市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ負擔ヲ以テ設置スルモノヲ市町村立小學校トシ、私人ノ費用ヲ以テ設置スルモノヲ私立小學校トス

(則) 第三十九條 全校兒童ヲ一學級ニ編制スル學校ヲ單級小學校トシ、二學級以上ニ編制スル學校ヲ多級小學校トス

第二章 小學校の設置

第一節 市町村立尋常小學校の設置

尋常小學校の設置

一、設置の義務 市町村は、其の區域内の學齡兒童を、悉く就學せしむるに足るべき尋常小學校を設置する義務を負ふて居る。蓋し、我が國家は、學齡兒童の保護者に對して、必ず、其の子弟をして、尋常小學校の教科を修了せしむべき義務を負はしめてあるから、國家自ら、此等の兒童を收容するだけの小學校を設置すべきであ

るが、元來、校舎の營繕設備の如きは、地方の情況に適應することが必要であるから、國家は、之が設置の義務を、地方自治團體たる、市町村に負はしめたのである。

(令) 第六條 市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシ

然れども、若し、市町村が資力、其の他の事情に依て、以上の義務を果すことの出来ない場合は、別に特殊の方法に依らしめ、以て義務教育が支障なく行はれることを期して居る。其の方法の概要は次の如くである。

學校組合

學校組合 若し、町村の資力が乏しくて、尋常小學校の設置に關する費用の負擔に堪へない場合、又は、一町村内若くは適度の通學路程内の兒童の數が僅少で、一尋常小學校を構成するに足らない場合に於ては、府縣知事は、關係町村の意見を聞き、其の町村をして

兒童教育事務の委託

他の町村と學校組合を設けしめて、兒童の就學の便を圖るべく、又市町村學校組合を設けしむることも出来る。

兒童教育事務の委託 若し一町村に於て就學せしむべき兒

童の數が僅少で、一尋常小學校を構成するに足りない場合、又は適度の通學路程内に於て、一尋常小學校を構成するに足るべき兒童數を得ることの出来ない場合に於ては、府縣知事は市町村、町村學校組合又は其の一部にして、上記の事情に依り、必要と認めるときは、其の兒童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村、町村學校組合、又は、其の學區に委託せしめることが出来る。而して、此の際、其の委託を受くべき市町村、又は、其の學區は、他の委託に應ずべき義務を有するのである。此の場合を稱して、兒童教育事務の委託と云ふのである。

教育費の補助及國庫負擔

教育費の補助及び國庫負擔 尙、以上の何れの方法に依る

も町村又は學校組合の資力が乏しくて、費用の負擔に堪へず、又は、學校組合を設置することも出来ない時は、府縣より相當の補助を與へる途もあり、尙又、資力薄弱と認められた市町村に對しては、特に市町村義務教育費國庫負擔法に依る、國庫交付金を増額することになつて居る。又一般の市町村に對しても、小學校教育費として、國庫の補助又は負擔を爲すべき制度を設け、之を實施して居る。之を要するに、國民教育の義務は、唯、市町村のみが之を負擔するばかりでなく、府縣及び國家に於ても、十分之に力を注ぐべきである。是れ、諸種の方案を設けて、出來得べきだけ、其の趣旨を貫徹せんことを期し、萬一の遺漏のないことを圖つたのである。

【参照】 地方學事通則第五條、第六條、第七條、第八條、第八條ノ二、第十條、第十一條、第五十二條、第五十三條、第五十四條、市町村義務教育費國庫負擔法、市町村小學校教育費國庫補助法

設置義務の免除

二、設置義務の免除 然れども、土地の情況に依り、なほ、以上に述べた學校組合又は兒童教育事務の委託の二つの方法中、其の孰れをも行ふことが出來ず、又、府縣より補助金も支給し得ないやうな例外の場合に於ては、府縣知事は、其の町村に對して、尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に關する義務を免除することが出来る。是れは、實に、情狀止むを得ざる場合であつて、之を稱して**兒童教育事務の免除**といふ。従つて、かゝる事情に依つて、尋常小學校の設置、又は、兒童教育事務の委託に關する義務を免除せられた區域内に於ける學齡兒童の保護者は、當然其の兒童の就學義務を免除せられることになつて居る。

(令) 第十二條

府縣知事ハ第七條及第八條第一項ノ事情アルモ同條及第五十三條

ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校ノ設置又ハ

兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得

府縣知事ハ第八條第二項又ハ第三項ノ事情アルモ同項及第五十三條ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村若ハ町村學校組合ヲシテ其ノ一部ニ關シテハ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得

尋常小學校の校數及び位置

三、校數及び位置 市町村が尋常小學校を設置せんとするときは、其の校數及び位置は、府縣知事が之を指定するのである。而して此の際、知事は市町村の意見を聞くことに定めてあるが、之は設置の義務を有する地方團體の意見を尊重するの意に出たものである。然し、之が決定權を監督官廳に附與したるは、地方の情實を離れ、公平無私の裁決をさせて、兒童の教育に支障なからしめんことを圖つたのである。而して、小學校數は教育上差支のない限り、一町村に一小學校を設置するのが、自治行政上及び教育上、有利な一方策であると云ふことが出来る。

(令) 第九條 市町村立尋常小學校ノ校數並位置ハ府縣知事ニ於テ市町村又ハ町村
學校組合ノ意見ヲ聞キテ定ムヘシ

第二節 市町村立高等小學校及び
私立小學校の設置

高等小學校の設
置廢止

一、市町村立高等小學校の設置 市町村、又は、其の學區は、單
獨に、若しくは町村學校組合市町村學校組合を設け、其の負擔を以
て、高等小學校を設置することが出来る。此の際、學校の設置及廢
止に就きては、府縣知事の認可を受け、又市町村學校組合、町村學校
組合の設立及び解除も府縣知事の認可を受くべき規定である。
蓋し、高等小學校は、既に義務教育の課程を修了した兒童を教育す
る場所であるから、國家は之が設置を市町村に強制することなく、

其の自由に任じたのである。思ふに、義務教育年限は、近き將來に
於て八ヶ年に延長せらるべきにより、未だ、高等小學校の設置のな
い市町村では、今日より、之が準備として高等小學校を設置するこ
とは、最も適當なる事業と云ふべきである。

【參照】(令) 第十四條 第十五條

私立小學校設置
廢止

二、私立小學校の設置 小學校は、尋常高等の種別を問はず、私
人の費用を以て設置することが出来る。私立小學校の設置及び
廢止は、設立者に於て、府縣知事の認可を受けねばならぬ。元來小
學校は國民教育を中心となし、國民の精神的統一を圖るのを、最大
任務とするが故に、市町村で之を設置するのが本則ではあるが、私
人の經營する小學校中には、往々是等市町村の資力の及ばぬ所を
補ひ、相當の成績を擧げてゐるものも尠くないから、以上本則の外、
更に私人の設置をも許容したのである。

第三章 小學校の經費

第一節 費用及び負擔

市町村は、其の区域内の學齡兒童を就學させるに足りる丈けの、尋常小學校を設置すべき義務を有し、併せて、其の市町村の情況に應じて、高等小學校を設置する必要がある。小學校の設置並に經營に要する費用の概目は、凡そ次ぎの通りである。

- 一 校舎の營繕並に設備及び其の維持の費用
- 二 職員の俸給旅費其の他の諸給與
- 三 其の他一般の校費

而して、以上の費用は、皆市町村に於て負擔するのを本則とするけれども、尙學校設立の事情に依り、學校組合、又は市町村の學區に於て之を負擔する。又、兒童教育事務を他に委託した場合

市町村立小學校の費用

市町村の負擔

には、之を委託した市町村に於て、當然其の費用を分擔すべきものである。然れども、小學校教育の事業は、國家の爲に最も重要なものであるから、國庫若くは府縣から、之に對して、幾分の補助を與ふべき制になつて居る。

【參照】(令) 第五十一條 第五十五條

府縣の補助 上級自治團體たる府縣は、市町村の資力が乏しくて、尋常小學校設置の負擔に堪えないと認められた場合は、相當の補助を與へる途があることは、既に述べたるところである。其の他市町村立小學校教育費補助の爲め、北海道地方費及び府縣費支出の件(明治四十年勅令)に依り、府縣は、國庫より市町村立小學校教育費に補助するため、各府縣に對して配賦する金額と、同額の金額を支出し、以て市町村立小學校教員の加俸に充て、又は其の住宅費の補助に充つべき規定である。

國庫の補助 二、國庫の補助 政府は、又、市町村立小學校教育費國庫補助法(明治三十三年法)に依り、毎年國庫から補助金を各府縣に配賦し、小學校教員の年功加俸及び尋常小學校教員の特別加俸に充て、又別に市町村義務教育費國庫負擔法(大正十二年法)に依り、市町村立尋常小學校教員の俸給に要する經費の一部の負擔に充て、尙教育基金令(大正三年勅令第二百五十九號)に依り、

に依り國庫に保管する教育基金の一部を北海道及各府縣に配當し、道府縣をして之を基本として教育資金となし、其の元利金を以て公立小學校の設備費の貸附又は補助、公立小學校教員の疾病療治料、公立小學校教員の獎勵費等に用ひしめ、又他の一部を普通教育の普及改善に關する費用に充て、居る。

【參照】市町村立小學校教育費國庫補助法。同教育費補助ノ爲地方費及府縣費支出ノ件。市町村義務教育費國庫負擔法。市町村立小學校教員住宅費補助ニ關スル規程。教育基金令。

第二節 豫算及び支出

小學校教育に關する費用は、前節に於て述べた如く、市町村に於て、之を負擔するのを通則とするが故に、毎年其の費額を定めて、市町村の經費の内から之を支出せねばならぬ。而して市町村の經費豫算は、毎年市町村長に於て、翌會計年度間に於ける收支豫算案を調製し、市會若くは町村會の議決を経て成立するものであるから、市町村立小學校の經費豫算の調製は、當然市長又は町村長の

豫算及び支出

豫算案調製

職權に屬するものである。然しながら學校經營上、學校長をして、之が詳細なる調査をなさしめ、若くは學校長と協議して後に立案する必要があるから、學校長たるものは、豫め來學年度に於ける學級の編制、教員の配置、其の他必要なる計畫を立て、地方の事情に顧みて、適切なる豫算資料を市町村長に提供し、以て豫算案調製の參考に供すべきである。

豫算の執行も、亦市町村長の職權に屬するものではあるが、學校長は常に豫算の大綱を明かにし、其の範圍内に於て、學校經營上最も必要なるものから、漸次之が購入供給を請求すべきである。然れども、校費中、普通の備品及び消耗品費の如きは、便宜上之を學校長の處置に委任する場合が多いから、學校長は常に適當なる取扱をなし、且帳簿を具へて、其の計算を明瞭精確に記入せねばならぬ。

豫算の執行

學校基本財産

第三節 學校基本財産及び授業料

一 基本財産 市町村立小學校の經費は、之を市町村の負擔とするを以て、市町村資力の如何は、直ちに其の教育事業の上に影響を及ぼすことになる。元來自治團體が自己の費用を支出するに當つては、先づ其の財産より生ずる利殖、又は其の他の諸收入を以て之を支辨し、尙足らざるときに於て、始めて其の住民より賦課徴收すべきことは、市町村制に於て明に定むるところである。然るに、之に反して、自治團體一切の費用を舉げて悉く住民の課税に仰ぎ、之を支辨しようとするときは、國運の發展に伴ひ、國家の經營すべき事業が、益々多端に、國民の負擔が漸次重くならうとする今日に於ては、勢ひ教育費等の支出に、節減を加へねばならぬこととなる。之に加ふるに、農作の凶歉、商工の不振及び天災、地變等、不時の災害

學校基本財産設置の必要

にでも際會したときは、市町村の如き小團體の財政は、著しく其の打撃を被むることになる。斯る場合には、學校教育事業の如きは比較的緊急の事業でない様に見られてゐるところから、第一に其の緊縮の厄に逢ふのは自然の勢である。それで、市町村に於てはなるべく學校に基本財産を作つて、先づ教育事業に對する財政の基礎を鞏固にし、市町村財政の弛張のために、學校教育に動搖を來すことのない様に務めるのは、今日の急務である。是れ政府が種種の規程を定めて、學校基本財産、又は積立金を設くることを獎勵し、且つ其の増殖保管を助成し、監督する所以である。

基本財産の資源

學校基本財産に編入することを得べきものは、寄附金、授業料、歳出の剩餘、市町村財産の利殖等であつて、此等は土地の情況に應じて、或は積立金となし、或は又開墾造林等の事業の計畫をなす等、其の利殖を圖る方法を講ずる必要がある。學校長は、市町村長を補翼して、永遠の策を樹てねばならぬ。

【参照】 市制第百九條、町村制第八十九條

授業料

二、**授業料** 凡そ、國家の營造物は、之を利用したる者に於て、特別なる報償を爲すべきことは一般の通則である。然れば、學齡兒童を市町村立小學校に入學せしめて、教育上に之を使用し、其の利益を受けた保護者が、其の**使用料**を支拂ふべきことは、固より當然のことである。然れども、授業料を徴收すると否と、及び其の金額の如何は、直接に就學の普及に影響するものであるから、之が普及を十分ならしめる爲め、今日に於ては、市町村立尋常小學校の經費は、之を市町村の負擔とし、別に授業料を徴收することは、出來ないのが原則になつてゐる。是れ即ち、**無月謝主義**であつて、近世文明諸國の多く採用して居る制度である。

授業料の制限

無月謝主義

現行規定に依れば市町村の資力が不足なるか、又は民度に於て就學の普及を妨げざる場合に於ては府縣知事の認可を受けて、市に在りては一箇月二十錢以下、町村に在りては十錢以下を徴收することが出来る。されど、高等小學校は義務教育でない

から、授業料を徴收すると否とは市町村の隨意になつてゐる若し之を徴收するとき、市に在りては一箇月六十錢以下、町村に在りては一箇月三十錢以下に於て、其の金額を定め、府縣知事の認可を受けねばならぬ。但し特別の事情ある市町村又は學校組合に於ては府縣知事の認可を受け期間を定めて、右の制限額以上の授業料を徴收することも出来る。

授業料は、國家が其の徴收權を市町村に與へたものであるから、之を徴收する場合には、租税と同じく、滯納者を處分することを得る性質のものであるが、國民教育上なるべく就學の普及を妨げない爲に、貧窮で之を納める資力のないものには、市町村長に於て、其の**全部又は一部を免除**するのよいし、又一家二人以上同時に就學するときは、特に其の授業料を減じて、以て兒童保護者の利便を圖ることも適當である。されど、學年に依つて、其の金額に等差を附するときは、却つて就學を妨げるやうな結果を生ずる虞があるから、之を禁止してあるのである。

授業料の免除及び減額

既に述べたやうに、市町村は、其の小學校の設置及び維持に要する費用を負擔せねばならぬ。故に授業料は市町村若くは其の學區又は學校組合の收入となるべきものであつて、之が收入事務は、當然市町村收入役の管掌すべき所である。

(令) 第五十七條 市町村立尋常小學校ニ於テハ授業料ヲ徴收スルコトヲ得ス但シ

補習科ハ此ノ限ニ在ラス

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ市町村立尋常小學校ニ於テ授

業料ヲ徴收スルコトヲ得

第五十八條 市町村立小學校ノ授業料ハ市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又

ハ市町村學校組合ノ收入トス

【參照】(則) 第七十四條、第七十五條、第七十六條、第七十七條、第七十八條、第七十九條、第八十條、第八十一條

第四章 小學校の教科

第一節 修業年限

修業年限

尋常小學校の修業年限は六年で、高等小學校の修業年限は二年である。但し高等小學校は三年に延長することも出来るが、其の場合には、市町村又は學校組合若くは設立者に於て、旨を具して府縣知事の認可を受けねばならぬ。蓋し尋常小學校は國民必修の課程であるから、其の年限は國運の趨勢と國民經濟の程度とより考察して、之を全國一定の制度とするのが至當であるが、高等小學校は、其の設置を市町村の任意にしてあるから、修業年限も亦地方の事情に應じて斟酌するの餘地を與へたのである。

外國の義務教育

之を現時に於ける歐米諸國の情勢に徴するに、獨逸の各聯邦は、夙に八個年の國民學校を以て義務教育となし、更に之に加ふるに、二個年又は三個年の補習科を強制するものがある。奧太利、瑞西、佛蘭西、瑞典、諾威の諸國も八個年乃至七個年を以て義務教育とし、英國の如きも最近強制教育制度を採用し、尙十八歳に達するまで

は補習教育を義務制としてゐる。

【參照】(令) 第十八條 第二十三條 明治四十年三月文部省訓令第一號

第二節 教科目

教科目

教科目の選定は、國民教育上極めて重要な事項であるから、國家は教育學上の原理と、國運發展上の必要とに顧みて、大體全國一樣に之を制定してある。

一、尋常小學校

(一) 必修教科目 修身・國語・算術・國史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操・裁縫(女兒)

(二) 加設教科目 手工・圖畫(尋一・二)

手工 は土地の情況によりて之を加ふることを得。又、圖畫は低學年に於ては課さなくてもよいことになつてゐる。即ち、加設

教科目である。然し手工は構想的・發表的の教科目であつて、兒童の趣味に適し、教育上の効果が顯著であるばかりでなく、將來に於ける我が國勢の發展は、工業技術の進歩に待つことが多い情態であるから、なるべく一般に之を加設するのがよい。明治四十年三月文部省訓令に於ても、此の旨趣を以て、本科を獎勵し、將來本科が必修教科目となるの日あるべきを言明せられてゐる。

二、高等小學校

(一) 必修教科目 修身・國語・算術・國史・地理・理科・圖畫・手工・唱歌・體操・實業(農業・工業・商業)ノ一科目又ハ數科目(家事(女兒)裁縫(女兒))

(二) 加設教科目 外國語(其他必要なる教科目)

高等小學校に在つては實業は農業・工業・商業の一科目若くは數科目を加設せねばならぬ。又特別なる事情の存する場合は之

選擇加設教科目

英語

を隨意科目と爲し、之を學習せざる兒童に對しては他の普通の教科目を以てする事も出来る。又手工は實業に於て工業を學習する兒童には之を課さないでもよいことになつて居るし、第三學年に於ては圖畫唱歌は隨意科目と爲すことが出来るのである。

外國語 は英語を課することを得るのである。内外の交通頻繁なる港市、又は商工業の盛大なる都會に於ては、なるべく之を加設するがよい。而して以上の加設教科目は、皆之を**隨意科目**又は**選擇科目**として、兒童の學習を自由にすることも出来る。

- (令) 第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ、女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ
- 土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得
- (令) 第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、實業、農業、工業、商業ノ一科目又ハ數科目トシ、女兒ノ爲ニハ家事、裁縫ヲ加フ
- 土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

教科目の加除

教科目の加除 必修教科目以外の教科目を加除せんとするときは、管理者又は設立者に於て、監督官廳たる府縣知事の認可を受けることを要する。

(令) 第二十三條 小學校ノ教科目ヲ加除セムトスルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

其の他必修を要する教科目と雖も、兒童身體の情況に依り、之が學習に困難なる場合には、該兒童に限り全然之を課さないことも出来る。之は兒童身體の情況に依り、一二教科目の學習が困難な

るの故を以て、全く義務教育を受けさせなかつたり、又は、當該教
目の成績が不良であるとして、其の修業卒業を認定しなかつたり
することは、該兒童の爲めに甚だ不幸とする所であるからである。

【参照】(令) 第十九條、第廿條、第廿二條、第廿三條

第三節 教科の程度及び教授時數

小學校の修業年限及び教科目の選定に次いで、是等の教科目を
各學年に配當して、其の程度を定め、且つ其の毎週教授時數を定む
ることは、教育の理論上及び國民教育上、甚だ緊要なことである。
今之を理論上から講究すると、次の如き要件を必要とする。

- 一、國民生活上、基本的價値を有する教科目(修身・國語・算術・國史・地
理・理科)に重きを置くこと。
- 二、將來他の學習に對して、基礎的價値を有する教科目(國語・算術)

教科程度及教授
時數

に重きを置くこと。

三、學習の困難なる教科目(算術・國語)に比較的重きを置くこと。

四、兒童心意の發達に應じて教科目を配當すること。

更に又、之を實地の生活上から考察するならば、

五、卒業に近き時期には、なるべく社會生活上有用なる知識を配
當すること。

課程表

教科課程表

現今我が國に於ては、以上の諸要件に顧み、國民
教育の統一上、小學校令施行規則を以て、全國一様に之を制定して
ある。通常、之を**教科課程表**と云つて居るが、教授學上では又之
を**教科案**と稱して居る。

(一) 尋常小學校 (修業年限六年)

第四號表

教科目	修身	國語	算術	國史	地理	理科	修業年	
							第一學年	第二學年
國語	二	一	一	一	一	一	發音、假名、日常文字	二
							須知、近易、日常文字	二
							普及、近易、日常文字	二
							普通、近易、日常文字	二
							方、綴、方、綴	二
							話、綴、方、綴	二
算術	二	二	五	二	二	二	百以下ノ數	二
							ノ唱ヘ方、數	二
							ノ書キ方、數	二
							ノ十以下ノ數	二
							ノ範圍内ノ數	二
							減、乘、除	二
理科	二	二	六	二	二	二	通常ノ加減	二
							乘、除、加、減	二
							ノ呼ビ方、簡易ナル加減	二
							ノ方、簡易ナル加減	二
							ノ方、簡易ナル加減	二
							乘、除、加、減	二
地理	二	二	二	二	二	二	日本地理ノ大要	二
							日本地理ノ大要	二
							諸小數	二
							珠算、加減	二
							珠算、加減	二
							珠算、加減	二
修身	二	二	二	二	二	二	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、方、綴	二
							日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、方、綴	二
							日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、方、綴	二
							日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、方、綴	二
							日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、方、綴	二
							日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、方、綴	二

圖畫ハ第一學年第二學年ニ於テハ每週一時之ヲ課スルコトヲ得
手工ハ第一學年第二學年第三學年ニ於テハ每週一時、第四學年第五學年第六學年ニ於テハ每週二時之ヲ課スルコトヲ得

(二) 高等小學校 (修業年限二年)

第五號表

教科目	修身	國語	算術	國史	地理	理科	修業年	
							第一學年	第二學年
國語	二	一	一	一	一	一	發音、假名、日常文字	二
							須知、近易、日常文字	二
							普及、近易、日常文字	二
							普通、近易、日常文字	二
							方、綴、方、綴	二
							話、綴、方、綴	二
算術	二	二	五	二	二	二	百以下ノ數	二
							ノ唱ヘ方、數	二
							ノ書キ方、數	二
							ノ十以下ノ數	二
							ノ範圍内ノ數	二
							減、乘、除	二
理科	二	二	六	二	二	二	通常ノ加減	二
							乘、除、加、減	二
							ノ呼ビ方、簡易ナル加減	二
							ノ方、簡易ナル加減	二
							ノ方、簡易ナル加減	二
							乘、除、加、減	二
地理	二	二	二	二	二	二	日本地理ノ大要	二
							日本地理ノ大要	二
							諸小數	二
							珠算、加減	二
							珠算、加減	二
							珠算、加減	二
修身	二	二	二	二	二	二	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、方、綴	二
							日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、方、綴	二
							日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、方、綴	二
							日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、方、綴	二
							日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、方、綴	二
							日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、方、綴	二

計	算術		國史	地理	理科	圖畫	手工	唱歌	體操	實業	家事	裁縫
	男	女										
計	四	四	二	二	二	一	一	一	三	二	四	四
女男	三〇九	三〇九										
算術	整數、小數、分數、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算	比例、歩合算、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算(日用簿記)	國史ノ大要	前學年ノ續キ	地理ノ補習	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	簡單ナル形體(簡易ナル幾何畫)	簡單ナル製作、製圖、手藝	簡單ナル製作、製圖、手藝	單音唱歌(簡易ナル複音唱歌)	體操、遊戲及競技	遊戲及競技
國史	外國地理ノ大要	地理ノ補習	外國地理ノ大要	前學年ノ續キ	地理ノ補習	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	簡單ナル形體	簡單ナル製作、製圖、手藝	體操、遊戲及競技	(農)農業ノ大要(工)工業ノ大要(商)商業ノ大要	衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方
地理	外國地理ノ大要	地理ノ補習	外國地理ノ大要	前學年ノ續キ	地理ノ補習	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	簡單ナル形體	簡單ナル製作、製圖、手藝	體操、遊戲及競技	(農)農業ノ大要(工)工業ノ大要(商)商業ノ大要	衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方
理科	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	前學年ノ續キ	地理ノ補習	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	簡單ナル形體	簡單ナル製作、製圖、手藝	體操、遊戲及競技	(農)農業ノ大要(工)工業ノ大要(商)商業ノ大要	衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方
圖畫	簡單ナル形體	簡單ナル形體	簡單ナル形體	前學年ノ續キ	地理ノ補習	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	簡單ナル形體	簡單ナル製作、製圖、手藝	體操、遊戲及競技	(農)農業ノ大要(工)工業ノ大要(商)商業ノ大要	衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方
手工	簡單ナル製作、製圖、手藝	簡單ナル製作、製圖、手藝	簡單ナル製作、製圖、手藝	前學年ノ續キ	地理ノ補習	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	簡單ナル形體	簡單ナル製作、製圖、手藝	體操、遊戲及競技	(農)農業ノ大要(工)工業ノ大要(商)商業ノ大要	衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方
唱歌	單音唱歌(簡易ナル複音唱歌)	單音唱歌(簡易ナル複音唱歌)	單音唱歌(簡易ナル複音唱歌)	前學年ノ續キ	地理ノ補習	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	簡單ナル形體	簡單ナル製作、製圖、手藝	體操、遊戲及競技	(農)農業ノ大要(工)工業ノ大要(商)商業ノ大要	衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方
體操	體操、遊戲及競技	體操、遊戲及競技	體操、遊戲及競技	前學年ノ續キ	地理ノ補習	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	簡單ナル形體	簡單ナル製作、製圖、手藝	體操、遊戲及競技	(農)農業ノ大要(工)工業ノ大要(商)商業ノ大要	衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方

小學校令第二十條第二項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒三時以内、女兒二時以内ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得
 前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計ハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス
 實習ニ關シテハ前項ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

(三) 高等小學校 (修業年限三年)

第六號表

教科目	學年	每週教授時數	第一學年			第二學年			第三學年			
			算術	國史	地理	理科	圖畫	手工	唱歌	體操	算術	國史
算術	二	六	四	二	二	六	四	二	六	二	二	二
國史	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
地理	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
理科	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
圖畫	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
手工	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
唱歌	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
體操	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

計	男 二〇九	女 二〇九	男 二〇九	女 二〇九	男 三〇一	女 三〇一
	四		四		五	
賞業	(農)農業ノ大要 (工)工業ノ大要 (商)商業ノ大要		(農)農業ノ大要 (工)工業ノ大要 (商)商業ノ大要		(農)農業ノ大要 (工)工業ノ大要 (商)商業ノ大要	
家事	衣食住、看病、育兒、 一家經濟ノ大要		衣食住、看病、育兒、 一家經濟ノ大要		衣食住、看病、育兒、 一家經濟ノ大要	
裁縫	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、 裁チ方、繕ヒ方		通常ノ衣類ノ縫ヒ方、 裁チ方、繕ヒ方		通常ノ衣類ノ縫ヒ方、 裁チ方、繕ヒ方	

小學校令第二十條第二項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒三時以内、女兒二時以内ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得
前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ増加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計ハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス
實習ニ關シテハ前項規定ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

(則) 第十七條 尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第四號表ニ依ルヘシ

(則) 第十八條 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依ルヘシ

合 教科目加除の場合

教科目加除の場合 前表の教授時數中、尋常小學校に於て手工を加へるとき、又は、第一・二學年に圖畫を課する場合には、學校長に於て、他の教科目の教授時數を減じて、之れに充てねばならぬ。

教授時數の増減

又高等小學校に於て實業を隨意科目と爲したる場合に於ては之を學習せざる兒童に對しては學校長は其の每週教授時數を他の教科目に配當せねばならぬ。

教授時數の増減 土地の情況に依り、管理者又は設立者に於て、府縣知事の認可を受くるときは、尋常小學校に於ては、**三十時以下十八時**以上、高等小學校に於ては、**三十二時以下二十四時**以上の制限内で、所定の每週教授時數を増減することが出来る。又、二部教授を爲す場合には、管理者又は設立者に於て、府縣知事の認可を受けて、每週教授時數を**十八時**まで、尋常小學校に於ける年少兒童には**十二時**まで、減ずることが出来る。

又、以上の規定に拘らず、夏季冬季休業前後、各二十日以内に於て、學校長は毎日の**教授時數を減ずる**ことが出来る。是れは、兒童の心身の發育を顧慮するの趣旨である。

【参照】(則) 第十七條、第十八條、第十八條ノ二、第十九條、第二十條

第四節 教科用圖書

教科用圖書

小學校に於ける教授の學果は、教員の學力、人物技能の如何に依ることが最も多いことは勿論であるが、教科用圖書も亦頗る重要な關係をもつてゐるから、文明諸國に於ては、多く檢定制度を採用してゐる。我が國に於ては、明治三十七年以降、小學校教科用圖書採定の方法を改め、主として文部省に於て、著作權を有するものを使用せしむることになつた。所謂**國定教科書制度**が是れである。但し、同一教科目に數種の著作があるときは、其の中に就き、府縣知事が適當と認めるものを採定して、之を管内に使用せしむるのである。

今現行制度に依り、小學校教科書を分けると次の如くなる。

(一) 文部省に於て著作權を有するものでなければ採定することの出来ないもの。

修身、國語、國史、地理、算術、理科、家事、圖書、

以上の教科目中、修身科の用書は、國民道德涵養上最も重要なものが故に、帝國議會の建議に依り、國定制度を取られたもので、國語國史、地理の如きも、亦之に次いで國定とせられたものである。

(二) 文部省の著作權を有するもの又は文部大臣の檢定を経た圖書につき府縣知事の採定すべきもの。

農業、工業、商業、外國語、體操、裁縫、手工、唱歌、

(三) 兒童用の教科書を全然採定することを得ざるもの。
體操、裁縫、手工、尋四以下の唱歌、

(四) 學校長に於て兒童に使用せしめざることを得るもの。
國語書き方手本、兒童用算術書、兒童用理科書、家事教科

書 圖畫手本、小學地理附圖、

(五) 國定教科書中教師用書の刊行されて居るもの。

修身、國史、算術、理科、家事、圖畫、

(令) 第二十四條 小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘ

シ

前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ探定ス

文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身、國史、地理ノ教科用圖書及國語讀本ヲ除キ其ノ他ノ教科用圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ府縣知事ヲシテ之ヲ探定セシムルコトヲ得

(則) 第五十三條 小學校教科用圖書中修身、國語、算術、國史、地理、理科、家事、圖畫ヲ除キ其ノ他ノ圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ府縣知事之ヲ探定ス但シ體操、裁縫、手工及尋常小學校第四學年以下ノ唱歌ニ關シテハ兒童ニ使用セシムヘキ圖書ヲ探定スルコトヲ得又國語書キ方、算術、理科、家事、圖畫ノ教科用圖書及小學地理附圖ハ學校長ニ於テ之ヲ兒童ニ使用セシメサルコトヲ得

【参照】(則) 第五十四條、第五十五條、第五十六條

第五節 教授の期間及び休業日

學年學期

二重學年

一、學年 小學校に於ける學年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るのが本則になつてゐる。即ち會計年度と一致せしめたるものなるが、更に土地の情況に依り、九月一日に始まり、翌年八月三十一日に終る秋季始業の學年を置くことも出来る。所謂二重學年制が是である。

二、學期 小學校に於ける學期は、府縣知事が地方の情況を斟酌して之を定めるのである。校務の整理や兒童の成績考査の都合に依つて、夏季、冬季及び學年末休業の期を以て限界とし、一學年を三學期に分けるのが通常である。かくて一學年間に施行せんとする教育事業を、各學期に配當し、更に、之を各月又は各週に配當

して進行する時は、其の施設上に錯誤遺漏がなくて、豫定の行事を圓滿完全に遂行することが出来るのである。

(則) 第二十五條 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ

終ル學年ヲ置クコトヲ得

小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

授業終始の時刻

三、授業終始の時刻 毎日に於ける授業終始の時刻は、土地の情況及び季節に依つて一樣でないから之が制定を學校長の職權に委任してある。授業の開始が餘り早きに過ぎると、兒童に遅刻するものが多く、且つ心意の活動が未だ十分にならない中に、授業を開始することになり、之に反して、餘り遅きに過ぎると、兒童の心身が漸く倦怠を生じた時に於て、授業を開始するといふ不利を來すのみならず、尙遠隔せる部落より通學する兒童の歸宅に、不利を

生ずるから、土地の情況氣候の關係等を考察して定めるがよい。概して夏季には冬季よりも早く、又都會では稍早くてもよいが、通學區域の廣い村落では朝は餘り早くなく、午後は餘り遅くない方がよい。

(則) 第二十六條 毎日ノ授業終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ

四、休業日 小學校の休業日は次ぎの通りである。

一 祝日大祭日 二 日曜日

三 夏季休業日 四 冬季休業日

五 學年末休業日 六 其の他府縣知事の定めたる休業日

以上の内、祝日・大祭日・日曜日は、全國一定であるが、夏季休業以下の休業日は、地方の情況を參酌して、府縣知事が之を定めるのである。即ち夏季冬季には、酷暑・嚴寒の時期又は耕作・植付・養蠶期等地方産業の最も繁忙なる期節等を休業日と定め、兒童の心身の發育

休業日

休業日数の制限

に資し、又は、家業の補助をさせることが出来る。而して、其の際學年に依り休業日を異にし、又はその休業日数を異にすることも出来る。其の他府縣知事は、學校創立紀念日、地方鎮守祭等を休業日と定め、兒童に精神的感化を與へしむることも出来る。然れども小學校の休業日数は、日曜日を除き、毎年**九十日**を超えることは出来ぬ。然し府縣知事は此の規定以外に、休業日数を増加することも出来る。傳染病豫防の爲め必要あるとき、其の他非常災變のあるときは、監督官廳で、臨時に小學校の閉鎖を命ずることもあるし、又、管理者若くは設立者に於て之を閉鎖する等、臨機の處分を爲すことも出来る。

以上規定の休業日数を通算するときは、少くとも毎年、總計百二十三日に上るのが通常であるから、實際の授業日数は、二百三十四日であつて、**約四十週日**しかないことになる。學年、學期の始終

の日などにも授業を缺かぬやうにし、休業日の利用等も考へねばならぬ。即ち休業日が長きに亘るときは、兒童を全く家庭の監視のみに放任することなく、時々學校に召集して心身の狀況に注意し、併せて兒童の復習、質問に應じ、尙、必要なる訓戒を與へるやうにするがよい。

(令) 第二十七條 小學校ノ休業日ハ日曜日ヲ除クノ外毎年九十日ヲ超ユルコトヲ得ス但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ニ於テ前項ノ日數ヲ増加スルコトヲ得
傳染病豫防ノ爲必要アルトキ其ノ他非常災變アルトキハ府縣知事ニ於テ臨時小學校ノ閉鎖ヲ命スヘシ其ノ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ之ヲ閉鎖スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ府縣知事ニ報告スヘシ

【參照】(則) 第二十七條

五、祝祭日 國家の祝日、大祭日は、國民が擧つて祝祭をなすべき

祝祭日

儀式

日である。特に小學校に於ては、此の際壯嚴なる儀式を舉行し、適切なる訓話をなすときは、忠君愛國の心情を涵養することが出來て、教育上の効果も尠くない。紀元節、天長節及び一月一日の祝賀式次第の主要なる規定は次の通りである。

- 一、職員及び兒童、君が代を合唱す。
- 二、職員及び兒童は、兩陛下の御影に對し奉り、最敬禮を行ふ。
- 三、學校長は教育に關する勅語を奉讀す。
- 四、學校長は教育に關する勅語に基づき、聖旨の在るところを侮辱す。
- 五、職員及び兒童は其の祝日に相當する唱歌を合唱す。

御影を拜戴しない學校及び府縣知事の認可を受けて復寫した御影若くは府縣知事の適當と認められた御影を奉藏せざる學校に於ては、第二號の式を缺くのである。

(注意) 御影を奉掲するには、天皇陛下の御影は向つて左側に、皇后陛下の御影は向つて右側に奉掲すべきものである。

【参照】(則) 第二十八條

第六節 教授の準備

教授の豫件

一、教授細目 小學校に於ける教科課程、教科用圖書及び教授の期間等は、概ね劃一的に制定せられたものであるから、學校經營の任に當るものが、實際の教授を爲すに方つては常に土地の情況、兒童の發達、學級の編制等の諸種の事情を顧慮し、適切に其の學校、其の兒童の境遇に適應するやうに、教材を選択排列して、其の効果を一層大にし、進行を適當ならしめねばならぬ。此の校定の教授豫定案を名づけて、教授細目と云ふのである。實にこの教授細目は、實際の教授に對して、教員の有力なる指針となるものであつて、國家は之が制定を小學校長の職權に委任してある。蓋し、小學

教授細目

教授細目編制の原則

校長は一校教育の中心にして、兼ねて、地方教化の首脳であるからである。教授細目編制に關する主要なる原則を擧ぐれば、大體次ぎの通りである。

- (一) 各教科目の教材を各題目につきて研究し、土地の情況學級の編制兒童の事情等に應じて、之を教授するに要する時間を調査し、而して後、一學年の週數又は若干の短期間に區分して排列するのである。かゝる細目は、即ち教材本位の細目である。之に反して、單に一學年間の週數を案じ、之に器械的に教材の題目を均分排列したるものは、週本位の細目であつて、實際教授の指針としては、薄弱なものである。
- (二) 各教材の取扱上、必ず敷衍し教授するを要する教材解説補充教材又は訂正資料參考資料等は適當に之を記入し置くがよい。
- (三) 各教材の排列は季節に適應せしむることを要する。
- (四) 一教科目内に於ける縦の聯絡統合と、他の教科目との横の聯絡統一を保つことに注意を要する。
- (五) 教授の前に準備すべき事項教具等を記入して置くがよい。
- (六) 兒童の發達に應じて、偶發事項を應用し、又は、反覆練習をなすべき適當なる時間の

日課表

日課表調製の要件

餘裕を設ける必要がある。

- (七) 記載事項の粗密繁簡の度は、宜しきに適ふ様にせねばならぬ。
- (八) 時々修正を施し、時勢の進歩と、學校の事情とに適合せしむる必要がある。

(則) 第二十二條 學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定

ムヘシ

二、日課表 教科課程表に定められた毎週教授時數に應じ、各教科目の教授を適當の日に配當したものを、**日課表**又は**教授時間割**と云ふ。日課表の調製は、教授の進行、校務の整理、兒童學習の上から考案して、最も重要な事業の一である。近時實驗教育學及び心理學衛生學の進歩に伴ひ、兒童の心力經濟と、身體の養護とに基づいて、日課表制定上の原理が盛に論究せられて居る。日課表を制定するには、

- (一) 一日中に於ける兒童心力活動の旺盛なる時
- (二) 一週中に於ける兒童心力活動の旺盛なる時

(三) 各教科目學習上の難易の度の三標準に基づき、精確なる研究を経ねばならぬ。

- (1) 一日中に於ける兒童心力の活動は、一般に午前が旺盛である。然し午前の第一時にありては、兒童注意の緊張がまだ不十分であるといはれてゐる。又午後時間に於ても、心力の活動が午前に比して劣らない時間があるとも言はれて居つて、之れについてはまだ明確な研究の發表はない。
- (2) 一週中、心力活動の旺盛なる日に就いては、諸種の研究があるけれども、概して月曜火曜の如き週の初めが旺盛で週の終りに近づくに従ひ、疲勞が漸く加はるものである。
- (3) 各教科目の學習上の難易に就いては、諸家の研究がまだ歸一するに至らないけれども、概して數學の如きは、心力を疲勞せしむることが大であつて、體操の如きも亦心力を勞せしむることが少なくないやうである。近時體操科は午前の終り、又は午後の終りの時間に置けといふ説が多い。

三、日課表制定の原則 日課表制定の主要なる原則を擧げれば、左の通りである。

日課表制定の原則

- (一) 各教科目の毎週教授時数を考へ、其の多少に依り、適當なる間隔を定めて之を週日中に排列せよ。
 - (二) 各教科目の性質、學習の難易を調査し、**思考的教科目は之を第二時に配當し、情操的教科目は之を第一時又は第二時に、技能的教科目は之を午後**に配當せよ。
 - (三) 兒童の心身疲勞の轉換に注意し、各教材の性質に依つて、疲勞多きものと、少きものとを交互に排列せよ。
 - (四) 毎週教授の時數と回數とは、概して一致するを常例とするけれども、教科目の性質と兒童の發達とに應じて、適宜之を異にし、一時限内に二教科目を配當し、三十分授業となすこともある。初學年に於ける修身體操唱歌の如きはこれである。又上學年の手工、圖畫の如きは、二時間繼續して同一教科目を教授するも差支はない。
- 其の他授業終始の時刻、休憩時間の如きも、日課表調製に關係することが多く、更に特別教育及び體操場使用の關係、教員の關係等をも參考する必要があるから、學級數が多いのと、教室設備の不十分なるとに従ひ、之が調製は益々困難に陥るを免れないが、なるべく以上列擧した教授上、衛生上、管理上の諸點に注意して、之を定め、

教授案

且、一旦之を定めた後は、なるべく變更しないのが得策である。

【参照】 本書第三篇第三章第二節教授の開始及び休憩

四、教授案 各教材の單元を、適當の時間に配當して、之が教授の要旨、要項、教授資料、順序、方法等を考察し記述したものを、**教授案**と云ふ。通常略して之を教案と稱する。常に確實なる教授の効果を擧げんとするには、豫め教材を研究し教授の方法を工夫して、之を調製することが必要である。故に各小學校に於ては、教授上の主義綱領を定め、教授細目を示して、教員をして之に據つて教授案を作成せしむるがよい。

【参照】(教育學) 教授論 教式論

第七節 學業成績の考查及び修業

卒業の認定

成績の考查

成績考查の旨趣

一、學業成績の考查 小學校に於て、兒童の學業、其の他の成績を考查する旨趣は、左の三項に在るのである。

- (一) 教員が兒童の心的能力及び學業習熟の程度如何を審かにして、更に自己の教授上の参考に資する。
- (二) 兒童をして自己の學業の進歩を自覺せしめ、益々發奮努力せしめる。
- (三) 兒童の修業卒業を認定する爲めに、教員は學校長に對して、其の認定の資料を提供する。

然るに明治三十三年小學校令施行規則に於て従來の試験を廢し、平素の成績を考查して、修業又は卒業を認定することに定められた。これは従來の如く、學年末又は學期末に於てのみ、特に嚴格な試験を施すのは、兒童の過勞を來し、却つて平素の學業を輕んぜしむるの弊風を剛致するからである。然し、是れは、決して課題的成績考查法、即ち廣義の試験を悉く禁止せられたものではないから、教師は時々、課題的考查法を用ひて、教授の効果を檢し、併せて兒

成績考査法

童の自覺を促して、發奮努力せしむる必要がある。

平素の成績考査法 平素に於ける學業の成績を考査するに

は、
(一) 教授の際に於ける理解及び應答の状態

(二) 課題の解答及び應用研究の實力

(三) 雜記帳に記述したる成績

(四) 技能科の成績品等の良否及進歩の度

等に依つて、其の理解と記憶と應用の實力とを調査するのであつて、かくて、數回の成績に依つて、學期末の成績を定め、又之に依つて學年末の成績を定めるのである。

學業成績の記述法には、評語法と點數法とが最も多く行はれて居る。前者は、不精密に失し、後者は、精細に傾くの缺點がある。

然し又、兩者とも各々長所を有するから、通常考査には點數法を用

修業卒業の認定

ひ、之が發表には、評語法を採用するものが多いやうである。

學業の外尙操行も兒童平素の言行に依つて、其の心性を調査して之を考査し、身體の狀況と共に、學年毎に學籍簿に記入すべきものである。

(則) 第二十三條 小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニ

ハ別ニ試験ヲ用フルコトナク兒童平素ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ

二、修業卒業の認定 修業年限の終に於て、小學校の全教科を

修了したと認められた者に對しては、學校長は、卒業證書を授與するのである。是れ即ち、尋常小學校に在つては、國家の規定に依つて將來一個の日本國民たるべき資格を作り、保護者は又、國家に對する自家の義務を完了したものである。學年末に於て、各學年の課程を修了したと認められた兒童には、學校長は、修業證書若しくは學習證書を授與することが出来る。通常前者は、單式編制の學級に於

て完全に各學年の課程を修了したものに授與し後者は、數學年の兒童を一學級に編制して教授した場合に於て、一學年間學習したる者に授與するもので、共に卒業に至る段階である。

(則) 第二十四條 學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教科

ヲ修了セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ

學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書

第二十一條ノ規定ニ依リ一學年間學習セシ者ニハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

第五章 小學校の編制

第一節 學級の編制

學級の意義

一、**學級の意義** 抑々學級といふものは、今日の學校を組織する基本であつて、實にこの合同教育の事業は、主として學級に於て行はるゝものである。然れば學級は、現行はるゝ**學校教育上**

の單位と稱すべく、學級成績の擧がると擧がらざるとは、直ちに學校教育の效果に關係するものである。近時、**個別教育**を唱ふる結果、一齊教授を否とするものがある。個別的指導の必要は認むべきであるが、學校教育に於ては決して學級教授を廢棄するとは出來ない。

現今の所謂學級とは、一人の本科正教員が、一教室内に於て、同時に教授すべき**兒童の一團**を云ふのである。従つて學年又は等級の意義とは關係はなく、或は一學級にして、單に一個の學年より成る場合もあれば、或は二個乃至六個の學年より成つて、教科の程度の甚しく相違せる兒童を包括するものもある。

二、**學級編制の種類** 小學校兒童の學級編制法に、單級小學校と多級小學校との二種あることは既に述べたところである。而して多級編制法に、又三種の別がある。單式學級制と複式學級制

單級小學校多級小學校

多級編制の種類

と二部教授制とが是れである。

單式學級制とは、同一學年の兒童のみを以て一學級を組織する編制法で、**複式學級制**とは、二個以上の學年の程度の相異つた兒童を合せて、一學級を組織するのを云ひ、**二部教授制**とは、一學校の全部又は一部の兒童を前後二部に分けて教授するやうに編制したものをいふのである。

【參照】(則) 第三十九條、第二十一條、第三十四條

學級編制上の要件

三、多級小學校學級編制上の要件 小學校内に於ける學級編制法の如何は、教育行政上重要なことであるから、新に學級を編制し、又は、之を變更したるときは、遲滯なく管理者又は設立者から之を府縣知事に届け出でねばならぬ規定であるが、更に教育上より之を考察しても、學級の編制は、又、極めて緊要なことであるから、今多級の場合に於ける學級編制上、注意すべき主要なる條件を略

財政上の關係

説しよう。

(甲) 財政上の關係

抑々學級數の多少は、教室及び其の他の設備、教員の配當等に影響を及ぼし、直ちに學校經費の上に関係するところが大であるから、新に學級を編制するときには、學校長は能く管理者と熟議をなし、先づ其の經費の支出如何に就いて、市町村の同意を得て、然る後に之を實行せねばならぬ。然し、單に編制の方法を變更するだけで學級數の増加を來さない場合に於ては、唯教育上の問題たるに止まるから、固より學校長の職權内に屬するものである。

法令上の制限

(乙) 法令上の制限

一學校の學級數

(一) 一學校の學級數 一小學校内に於ける學級數が、餘り多いときは、教育上の効果を減殺し、學校長の感化が普ねく校内に及ぶことが出來ないで、全校の統一が困難に陥る虞があるから、

現行制度に於ては**二十四學級**を最多限とし、特別の事情があつて、此の制限を超越るときは、府縣知事の認可を受くべき規定である。但し分教場を置くときは、そこに**六學級**までを置くことが出来る。現今に於ては、尙三十學級以上數十學級を有する小學校がないではないが、それは決して教育上好まじきことではない。只財政上の關係があつて容易に之が減少を許さないのである。

(則) 第二十九條 小學校ノ學級數ハ二十四學級以下トス

特別ノ事情アルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

特別ノ事情ニ依リ小學校ニ於テ分教場ヲ設クルトキハ一分教場ノ學級數ハ六學級以下トシ第一項ノ制限外ト爲スコトヲ得

一學級の兒童數

(二) **一學級の兒童數** 一學級内に於ける兒童數は、其の數が

少いときには、教師の教授力が能く兒童各個に徹底するから、教育の効果を大ならしむることが出来る。近時、個性教育主義が唱道せらるゝに従ひ、一學級内の兒童數をなるべく減少せんとする傾向が益々盛になつて、歐米に於ては、兒童の定員を**二十四五人乃至三十人位**にせよと説くものが少くない。我が國の現狀に於ては、財政上、到底此の如き編制をすることは不可能であるから、已むを得ず、尋常小學校では**七十人**、高等小學校では**六十人**を以て一學級の收容最大限度とし、尙特別の事情あるときは、各々十人までを増すことを得る規定である。然れども小學校に於ては、教員の教授力が直接に兒童各個の上に及ばねばならぬのであるから、一學級の兒童數が八十人にも達するといふ事は、決して當を得たものではない。故に出來得るならば之を**五十人前後**に制限するのがよい。特に單級尋常小學校

や、複式學級に於て、兒童數六十人を超えるが如き場合は、其の教授の困難は一層甚しいものといはねばならぬ。

(則) 第三十條 一學級ノ兒童數ハ尋常小學校ニ在リテハ七十人以下高等小學校ニ

在リテハ六十人以下トス

特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各々十人マテヲ増スコトヲ得

兒童の性別

(三) 兒童の性別

男女の性別に従ひ、兒童は之を分離して教育すべきか、或は又之を共同に教育すべきかに就ては、**分離主義**、**共學主義**の主張があつて、其の見解は各異つて居る。諸外國に於ても、獨逸は多く分離教育に依り、英佛も亦之に類するものが多いけれども、**米國**に於ては、大學に至るまで、殆んど、**共學主義**に依つて居るといふやうに、各國の制度は區々になつて居る。然れども本來男女は心身上自然の相違を有し、其の發育の状態もまた同一ではないばかりでなく、將來に於ける生活職業に至

るまで、異なるところが多いのであるから、幼少の場合は兎に角年齢が稍々長ずるに至れば、學級を區別して、教育し、各々其の特色を發揮せしめるのが最も適當である。

現行の規定に依れば、尋常小學校に於ける第三學年以上は、同一學年の女兒の數が一學級を編制するに足るとき、又高等小學校若くはその分教場に於て全校の女兒の數が一學級を編制するに足るときは男女に依つて學級を分つべきことになつてゐる。然し心身性別上の相違がまだ甚だしくない時代には、強ひてこれを分離するの必要はないのであるが、一町村内に二個以上の小學校を設立する場合に於ては、通學上支障なき限り成るべく之を男女の學校に分つことが、現行法令の精神に合し、又實際教育にも適するものと云ふべきである。然れども、特別の事情ある場合に於ては、別に除外例を設け、尋常小學校に在つては、同一

學年女兒の數が一學級を編制するに足る場合、高等小學校に於て、全校女兒の數が一學級を編制するに足る場合に於ても、男女に依つて學級を別たないでもよいことになつてゐる。

【参照】(則) 第三十一條 尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ同一學年ノ女兒ノ數

一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツヘシ

第一學年及第二學年ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

高等小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全校女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ル

トキハ男女ニ依リ學級ヲ別ツヘシ

特別ノ事情アルトキハ第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

教育上の關係

(四) 教育上の關係 學級編制に關しては、以上の外尙教育の效果の上から考察すべきことがある。

1、同一學年の兒童を數學級に編制する場合 此の場合には兒童の學業進歩の程度に依り、優劣別種の數學級を作るものと、優劣混合の數學級を作るものとの二つの方法がある。

マンハイム式編制

兩者何れも得失があるけれども、一校の兒童數が甚だ多く、其の學業の優劣の差が特に甚だしいときには前者の編制法に依るのがよい。所謂マンハイム式學級編制とは、即ち此の方法の稍々複雑なものである。人口十萬以上の大なる都市に於ては、所謂低能兒學級を編制する必要があること、と思ふ。

2、數個學年の兒童を一學級に編制する場合 複式學級編制の場合に於ては、なるべく兒童の學力や、年齢の相接近したものを合せて學級を編制するのを原則とする。例へば第一第二學年とか、又は第五第六學年とかを以て各々一學級を編制するといふ類である。然れども、教室の設備兒童數の多寡等に依り、此の如く編制することが出来ぬときは、高學年と最低學年とを合併するが如きも亦一策である。例へば第六學年と第一學年とを合併するが如きである。

二部教授制

【参照】(則) 第二十一條

四、二部教授制 二部教授とは、全校若くは其の一部の児童を前後二部に分ちて教授するのを云ふのである。地方財政の都合上、十分なる教室の設備をすることが困難で、児童を同時に同一校舎内に收容することの出来ない場合、又は、學級數に應ずるだけの多數の正教員を備聘することの困難なる場合、又は、財政の情況は良好であつても、正教員の供給が不足で、適當な人物を得難い場合若くは地方産業上の關係、又は、地理的事情より通學に困難を生ずる等、児童就學上特に必要と認められた場合などに尋常小學校に於て實施するものである。

二部教授の編制

二部教授の編制をするには、先づ二學級を組合はせて**前部**と**後部**とを組織するを要する。即ち前後の二學級を一人の本科正教員が擔任すべきものである。之れが正則の二部教授制である。

而して之れが組合はせ法には、學年別、成績別、地方別、男女別等の諸種の方法はあるが、通常の場合に於ては、學年別編制法を採用し、第一學年の甲學級と乙學級又は第一學年と第二學年との如き相接近した學級を以て、前後部を組織するのが通例である。

變則二部教授

又教室に餘裕のある學校では、悉く前後部の児童を全日昇校させて置いて、交互に教授を施す隔時制(全日二部教授ともいふ)のもの、或は二部教授制を單級小學校の年少部にのみ用ひて、年長部には定時の教授をなし、年少部は前後部を組合はせて交互に昇校せしむるが如き變則的の二部教授制を採るのもよい。

二部教授の教授時數

二部教授に於ては、一人の教員を以て前後二部の教授を擔任するものであるから、毎週教授の時數を十八時以上に定め、特に尋常小學校の年少部に限つて、毎週十二時を最少限と規定せられてある。然れども、前後部交代の中間に於て、兩部交錯の教授時間を作つて合同教授を施し、且事情の許す限り、児童に自修を課するときは、通常の教授に比して甚しく教授の効果を減殺することのないやうにすることが出来る。其の他二部教授に於ては、前後部交代の期間に關し、毎日交代制、毎週交代制等あり、更に一日中の交代時間に關しても、前後部を合して合同教授を施すことのあるもの、

及び前部降校後直ちに後部の教授を開始するもの、前部の降校と後部の昇校との中間に教師の休憩時間を設くるもの等の種別がある。

【参照】(則) 第三十四條、第十七條ノ二、第十九條

三學級二教員制

五、三學級二教員制 三學級二教員制にも種々の方法があるが、高學年又は中學年の一學級を一人の正教員が擔當し、他の第一學年又は第二學年の如き、低學年兒童の二學級を組合はせ、之を二部制とし、一人の正教員が擔當する組織の如きは其の一例である。

【参照】(則) 第三十五條

單級小學校の組別

六、單級小學校 單級小學校は、學力や年齢の相違の甚だしい全校兒童を、一學級に編制するもので、教授上の損失が多い様ではあるが、財政上、訓練上の利益が多く、且教授上に於ても、復習練習の機会が多いから、少量の教材を以て、**比較的確實な知識**を收得させる利益がある。單級編制に於ては、教授上の便利を圖るがため

單級小學校と全校二部教授制

兒童の學力に依つて、教授中兒童の組別をする必要がある。此の組別は、教科目に依つて一樣に定めることは出来ないが、尋常小學校では第一、第二學年と、第三、第四學年と、第五、第六學年との**三組**又は、第一學年と第二學年とを分けて**四組**に分つを普通とし、高等小學校に於ては、全く組別をしないか、又は第一學年を乙とし、第二學年(第三學年)を甲として、二組とするのが普通である。

單級小學校と全校二部教授との長短に就いては、獨逸諸國の教育社會に議論が多く、或は單級教授の効果の少いのを唱へて、之を排斥するものがあり、或は二部教授を排して、單級教授を贊するものがあり、是等諸國の政府に於ても、或は其の一方を許して、他を禁ずるものもあつて、まだ、諸説の一致を見るに至らない。

我が國に於ては、二部教授及び三學級二教員の制は、實施して以來年月を経ることが少いから、其の研究のまだ不十分であるのは

合併教授

致方がない。概して、以上の三編制は資力不十分なる山村僻邑に於て採用すべきものであると云へる。

七、學級の合同 學級學年の異同に拘らず、修身、體操、唱歌の如き教科目は、數學級を合同して、之を教授することが出来る。此の方法は、學校訓育の統一、又は兒童の成績を進める上に於て、極めて良好なものであつて、教員の關係上、又は、男女の兒童の教授上、大に利益のある場合が多いものである。其の他裁縫、手工、實業の如きも、兒童數七十人の制限を超えない場合に於ては、又、此の方法を採用してもよいのである。

【参照】(則) 第三十三條

第二節 教員の配置

一、教員の配置

現行規定に依れば、尋常小學校に於ては、二部

教員の配置

編制の場合の外は、**一學級毎に、本科正教員一人**を配置するを以て本則とし、土地の情況に依り、若し、之れに依り難いときは、二學級毎に本科正教員一人及び准教員一人、又は、三學級毎に本科正教員二人を置くことが出来る。高等小學校に於ては、其の學校の學級數に等しい員數の本科正教員を置いて、學級を擔任せしめるの外必要なる員數の本科正教員又は専科正教員を増置して、教科目擔任を爲すことになつて居る。且、之等の場合には、外に補助として准教員を置くことが出来る。勿論准教員は、獨立して一學級の教育を擔任する資格のないものであるから、此の場合に於ては、學校長は、自から之を指揮するか、若くは他の正教員をして之を指揮せしめて、其の監督の下に教授をなさしむるのである。

(則) 第三十五條 尋常小學校ニ於テハ各學級ニ本科正教員一人ヲ置クヘシ

高等小學校ニ於テハ其ノ學級數ニ等シキ員數ノ本科正教員ヲ置クノ外教科

學校長

目、教授時數、兒童數等ニ應シ必要ナル員數ノ本科正教員又ハ專科正教員ヲ置クヘシ

土地ノ情況ニ依リ尋常小學校ニ在リテハ二學級毎ニ本科正教員一人及准教員一人又ハ三學級毎ニ本科正教員二人ヲ置クコトヲ得

必要アル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ルノ外尙准教員ヲ置キ兒童ノ教授ヲ補助セシムルコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クヲ常例トス

二、學校長 市町村立小學校に於ては、凡て教務を統理するが爲に、**學校長**を置かねばならぬ。而して、學校長は、其の學校の本科正教員をして之を兼ねさせる規定であるから、學校長としての事務を執ると共に、又一學級を擔任せねばならぬ。然れども、學級數多きに從ひ、全校の統一、教員の指導等に相當力を盡す必要があり内外諸般の校務が多端で、專心に學級教育に從ふことが出來な

補助教員

いから、**六學級以上**の小學校に於ては、制規の定員の外に、尙正教員又は准教員一人を置いて、學校長の擔任する教授を補助せしむることが出来る。尙尋常小學校でも專科正教員は、必要に應じ、本科正教員の配置以外に適宜之を置き得るのである。

【參照】(令) 第四十三條 (則) 第三十六條 第三十七條

教員の擔任

三、教員の擔任 教員が教授を擔任する方法には、學級擔任法と、教科擔任法の二法がある。

學級擔任法

學級擔任法 一人の教員が、其の學級の全教科目を擔任する方法である。これは、各教科目相互の連絡を圖り得る利益があるのみならず、教員は、兒童各個の個性を知悉し、訓練上の統一を期し得るといふ利益がある。

教科擔任法

教科擔任法 一人の教員が、數個の學級に亘り、一科又は數科の教科目を擔任する方法である。此の方法は、教員の研究に利便

を與へ、且各自其の長所とする教科目を受持たしめることが出来るから、該教科目の縦の連絡を適當ならしめ、児童の成績の上進を助ける等の利益がある、然れども、元來小學校の教育は、教授の成績と訓練の效果と、兩者相待つて、善良有爲なる人物を養成すべきものであるから、學級擔任法を採用するのが、最も適當である。されど某教科目に關して、特殊の長所、嗜好を有する教員のある場合に於ては、教科擔任法の採用は、却つて児童の成績を良好ならしむることが出来るから、尋常小學校の高學年又は高等小學校の學級には、**教科擔任法を加味**するのがよい。例へば、理科、算術又は實業若くは諸種の技能科に於て、特に優良教員又は専科教員を置く場合などには、之れによつて教授の効果を増すことが出来る。

固定的擔任法
持上がり法

又學級擔任法に就いても、教員が毎年某學年のみを受持つ**固定**

擔任法 と、其の學年児童の進級に伴つて進む、**持ち上り法**との二法がある。前者は教員をして、某學年の教授訓練に精通せしむるの利益はあるが、動くもすれは、他の學年の教育を忽かせにし、研究心を鈍くする虞がある。後者は其の受持児童の觀念界と個性とに通ぜしめ、教授訓練の効果を大ならしむるの利益はあるが、教員其の人を得ない場合には、児童の不利となることが少くない。概して、教員の性格、學力に特殊の缺陷なき場合には、低學年に於ては、持上がり法を採用して、児童の進級に伴つて進ましめ、二三年間毎に擔任教員を交代するのが、適當な擔任法と言ふべきである。

第六章 補習教育

第一節 小學校の補習科

補習科の旨趣

補習科の旨趣

児童を、小學校を卒業したのみで放任すると

きは、在學中に學習した智識技能を忘却し易く、或は社會の惡風に感染して、漸次諸種の罪惡を犯すに至るものが尠くない。故に其の卒業後に於ても、尙一定の期間、之を教育し、其の徳性及び智能の補充増進を圖り、併せて、實際生活に入るの準備をなすは、極めて必要なことである。

補習教育制度は、即ち之が爲に起つたもので、歐米諸國中、獨逸聯邦の如きは、最も早く力を此の教育に盡し、夙に法規を設けて、之を強制した。ザクセン及びバーデン王國の如きは、其の適例である。近時英國に於ても、亦之に倣ひ、大に補習教育を奨励するに至つた。我が國に於ては、まだ此の域には至らないが、現行法規に於ては、市町村又は設立者に於て、府縣知事の認可を受けて、小學校に補習科を附設することが出来ることになつてゐる。

種類

種類 補習科を分けて、尋常小學校補習科と高等小學校補習科

の二種とする。即ち、尋常小學校の補習科は、尋常小學校を卒業したものの、又は之と同等以上の學力を有するものに、尋常小學校の科目を補習せしむるを目的とし、高等小學校の補習科は、高等小學校を卒業したるもの、又は之と同等以上の學力を有するものに、高等小學校の教科目を補習せしむるのを目的としてゐる。

修業年限

修業年限及び教科目 補習科の修業年限は、兩者とも二年以下とし、其の年限及び教科目教授日數教授時間毎週教授時數教授

教科用圖書

季節等は、管理者又は設立者に於て、なるべく兒童の便宜を考へ、土地の情況に適するやうに之を定め、府縣知事の認可を受け、又教科用圖書は、學校長が之を定め、府縣知事の認可を受けて、之を定める。其の他、教室は、校舎以外の便宜の屋舎に移すことも出来て、一般に法令の制限が極めて寛大である。これは、なるべく地方に便宜を與へて、之が設置を普ねからしめんが爲めである。特に補習科の

教授季節及日時

規定が、小學校の正教科と、著しく相違する所は、其の教授を一定の季節、即ち農閑又は長夜の時期等を利用して爲し得る様に、地方の自由に任せられたこと、其の教授日時を、隨意に休業日等に選定し、又便宜夜間教授等となし、毎週教授時數等も、便宜之を定め得ることになつてゐる。但し、補習科は、小學校に於ける教授の補習をなすと共に、**實際生活に入る準備**をなすのが主眼であるから、徒らに小學校以外の教科目を加へたり、又は、其の教授程度を濫りに高尚にし、恰かも中等學校のやうにしたりするのは、補習教育の精神に違背するものである。されば、小學校の正教科目の外、農村では適宜**農業事項**を、海濱に在ては、**水産事項**を加へ、其の他女兒に對しては、**裁縫**又は**養蠶**等を加へ、特に其の取扱を實際的ならしむることに努めねばならぬ。

編制

高等小學校補習科の兒童は、年齢が漸く長ずるので、正教科の教

教科目

擔任教員

授時間内に教授する場合の外は、男女を區別して、各其の生活に適切な教育を施すべきである。

補習科の教授は、小學校の正教科を教授する教員、又は、代用教員に於て擔任すべきものである。然るときは、小學校時代の教育と前後相統一することを得て、教育上の利便が甚だ多い。然し補習科の教授時間を、正教科の時間内に定めたときは、別に補習科を擔任すべき専任教員を採用せねばならぬのである。

【參照】(令) 第二十三條 (則) 第一章教科及編制中の第四節各條

第二節 實業補習教育

實業補習教育の旨趣

一、**目的** 實業補習教育は、小學校の教科を卒へ、職業に従事するもの、又は、將來職業に従事せんとする者に對し、簡易なる職業的の智識技能を授け、併せて、又、國民生活上須要なる教育をなすのが目

種類

的である。獨逸が商工業を以て、一時世界の霸王たらんとしたの
 は、實にこの教育の結果であると言はれて居る。我が國の如き、科
 學的智能がまだ一般の國民に普及せず、教育と勞働とは、今尙、劃然
 と區域を分ち、諸般の實業も、其の大部分は、尙舊習を脱しないやう
 な社會に於ては、此種の學校の設置は、最も必要とする所である。

二、種類 實業補習學校は、主として其の課する實業に關する教
 科目の種類に依り、千差萬別であるが、其の主とするところに依つ
 て、**工業補習學校・農業補習學校・商業補習學校・水産補習學
 校等**と稱する。又二科を併置して**農工補習學校・商工補習學
 校**などとも稱し、女子に在つては**實科女學校**などとも稱するこ
 とが出来る。

學科目

三、學科目 實業補習學校の學科目は、**修身・國語・數學・理科**及
職業（女子に課すべき學科目は、**修身・國語・數學・家事裁縫及職業**）

施設

に關する學科目及び公民の心得とし、其の他必要に應じて増
 減することが出来る。然れども、此等の學科目及び其の教材の取
 捨選擇に就いては、なるべく地方の情況に適應せしむるがよい。
 而して實業に關する學科目は、必ず之を課する規定ではあるが、必
 ずしも**實習作業を主とするものではない**。蓋し、此の種の
 學校の目的とするところは、生徒が、日常實際に作しつゝある職業
 上の事柄に、平易な學問的の解釋を下し、生徒をして自から反影照
 應して、之を了得させることを期するもので、依つて以て、農・工・商の
 子弟をして各其の業務に對する趣味を深からしめ、益々勉勵せし
 めんことを希圖するものである。

四、課程・修業期間及設置 實業補習學校の課程は、之を前期
 と後期とに分つ。前期は尋常小學校の卒業者、又は之に準ずべき
 ものを入學資格とし、其の修業年限は二年である。後期は前期の

課程を卒へた者、高等小學校卒業者又は之に準ずべき者を入學資格とし、其の修業年限は二年乃至三年を標準とする。實業補習學校は小學校ばかりでなく、各種の中等學校、試驗場、講習所等にも、之を併設することを許し、其の設置及び組織が極めて自由である。

【参照】 實業補習學校規程 實業補習學校教員養成所令 同施行規則

第七章 就學

第一節 強制教育

國民教育の事業が、國家の進歩發展に關係することは甚だ大であるが、國家が其の教育に干與する程度に至つては、各國の制度が必ずしも同一ではない。或は單に之を獎勵するに過ぎざるものもあり、或は之に深く干渉して、國民をして、必ず其の兒童に、國家の要求する程度の教育を受けさせるものもある。後者を **強制教育** Compulsory education と稱する。始めて強制教育を實施したの

強制教育

は、舊獨逸の普魯亞であつて、同國では千七百十七年及び同六十二年の勅令、千七百九十四年の普通國法に依つて、この主義を確立し、千八百五十年に始めて之を憲法に明記するに至つたものである。其他、他の獨逸聯邦、佛蘭西、伊太利、奧太利及び瑞典、諾威、瑞西、英吉利等の如き、近時に於ける文明國は、多く之を採用し、近年に至り、和蘭、白耳義の如きも漸く此の制を施すに至つた。

強制教育の旨趣

強制教育主義に反對する者は曰く、國家が國民の智能及び道德の程度如何に依つて、影響を受ける事は固より大切ではあるが、兒童の教育の如きは、もとこれ一家の私事なるが故に、愛情の連鎖を有する兩親が、自然的に干與すべきもので、國家が之に干渉するのは不當である。と、然れども、國家と個人とは有機的關係を保ち、個人の行動は、國家の利害に關することが頗る大であるから、今日に於ては、國家は國民の諸種の行動に、干渉せざるを得ないやうにな

つたのである。特に教育の如きは、積極的事業であつて、兒童の智能及び道德心を啓培して、將來に於ける個人的國家的福利の根源を養ふものであるから、國家が之に干渉しても、決して不當ではないのである。自然的愛情を有する兩親は其の悉くが、必ずしも其の子弟を教育するに足るべき智識德行を備へて居るものではない。縦令之を有して居つても、之を教育すべき餘暇を有するものは甚だ稀である。是れ、現時文明諸強國が多く強制教育制度を採用する所以である。我が國に於ては、**明治五年**學制頒布以來、此の主義を採用し、漸次之を嚴格に規定して、遂に今日の制度を見るに至つたのである。

第二節 學齡兒童

學齡とは、兒童が始めて小學校の教育を受け得る程度に達した

學齡

と認める時期から、小學校の教育を終るべき時期に至るまでの期間をいふのであつて、之を論究するには、民族生理學、解剖學及び民族心理學を基礎とし、尙、教育學、其の他の諸學科の補助を要し、更に義務教育終了の遲速は、國民經濟の上にも、影響するところが少なくない問題であるから、學理的に之を解決するのは、甚だ困難である。されば、現今文明諸國が制定して居るものは、多く習慣と經驗とに依つて之を定めたものらしく、概して、六歳又は七歳を以て始めて小學校に入るべき時期、即ち、就學の始めとしてゐる。唯、其の年限は、國民文化の程度と經濟狀態とに依るから、各國同一なることは出來ない。我が國に於ては、兒童が**滿六歳**に達した翌日から、**滿十四歳**に至る**八箇年**を以て**學齡**と定め、此の間を**學齡兒童**と稱する。歐米諸國に在つては、普魯亞、ザクセン、バーデン、バイエルン等の獨逸諸聯邦及び、奧太利、佛蘭西、伊太利等は、皆我が國と同

學齡兒童

じく、滿六歳を以て就學期としてゐるが、瑞典、諾威、丁抹等の諸國は、滿七歳を以て就學期となし、英吉利は、滿五歳を以て就學期と定めてある。

【參照】(令) 第三十二條

第三節 就學義務

一、就學の始終 現行規定に依れば、兒童は滿六歳となり、既に學齡に達しても、直ちに就學すべきものではなく、學齡に達した日以後の、最初の學年の始を以て**就學の始期**となし、尋常小學校の課程を修了したるときを以て**就學の終期**と定め、兒童の保護者は、即ち此の始期より終期に至るまでの間、其の兒童をして、市町村立若くは官立公立の尋常小學校に入學せしめ、其の教育を受けしむべき義務を有するものである。之を稱して**就學義務**と云ふ。

就學の始期終期

就學義務

就學期

兒童雇傭者の義務

家庭及私立小學校の教育

是れ即ち學齡兒童保護者が、國家に對して負ふ所の、公法上の義務であつて、敢へて納税兵役等の義務と異なることはない。然れば三月三十一日迄に滿六歳に達した兒童は、其の年の四月一日の新學年から、又、九月學年を採用する地方では、四月以後八月三十一日まで、に滿六歳に達した兒童は、九月一日の新學年から入學せねばならぬのである。而して學齡兒童を雇傭する**雇傭主**は、相當の方法に依つて、其の兒童をして、此の程度の教育を修了さすべき義務があるのである。

然れども、兒童保護者は、市町村長の認可を受ければ、其の兒童を家庭に於て教授し、若くは私立尋常小學校等に入學せしめて、其の教育を受けさせることが出来る。蓋し、國家が兒童の教育に干渉するのは、其の自衛の必要から出たもので、個人の意志を抑制する趣旨ではないから、兒童をして、尋常小學校の教育を受けさせるこ

とは、要求するけれども、必ずしも、之が爲に、學校の種類を一定するの必要はないからである。然れども、此の場合に於ては、市町村長は、國の教育事務の執行者として、監督者たる職權を有するから、何時でも其の兒童について、試験を行ふことが出来るし、又、其の結果が不良であると認めるときは、其の認可を取消すことも出来るのである。

義務教育の年限

二、義務教育年限 我が國に於ては、義務教育の年限は、六箇年である。諸外國に於ては、國情に依つて同一でないが、獨逸の憲法では、八箇年の國民學校を卒つた後、尙、十八年に至るまで、補習學校に就學することを強制して居る。其の他英國、奧太利、瑞西は八箇年、佛蘭西、波蘭、諾威、瑞典等は七箇年、亞米利加合衆國は、州によつて七年乃至九年を強制教育年限としてゐる。

(令) 第三十二條 兒童滿六歲ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歲ニ至ル八箇年ヲ以テ學

齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

學齡兒童の保護者

三、學齡兒童保護者 學齡兒童をして、就學せしむべき義務を有するものを**學齡兒童保護者**といふ。學齡兒童保護者とは、學齡兒童に對して親權を行ふ者即ち、其の子の家に在つて、監護、懲戒及び財産の管理等の權利義務を有する父又は母か、若くは、父母なき時は其の**後見人**、即ち、最後の親權者の遺言に依つて、又は遺言なきときは戸主就職し、戸主なきときは親族會より選任選任せられた親權補充者を云ふのである。

就學義務の猶豫及び免除

又、尋常小學校を卒業せざる學齡兒童を雇傭する者は、其の雇傭に依つて、兒童の就學を妨げることは出来ない規定である。

四、就學義務の猶豫及び免除 就學の義務は嚴重に督勵すべきものであるが、次ぎの場合に於ては、已むを得ず市町村長は、府縣知事の認可を受けて、其の年の四月に於て就學の始期に達すべき兒童に在つては、一箇年(九月學年の場合は、五月學年又は七月)既に始期に達した兒童に在つては、一箇年以下(九月學年の場合は、五月以下又は七月以下)其の義務を猶豫し、又は、免除することが出来るやうになつてゐる。

(一) 猶豫の場合

- (1) 學齡兒童が病弱又は發育不完全のため、就學せしむべき時期に於て、就學することが出来ないものと認めたるとき。
- (2) 學齡兒童保護者が、貧窮のため、其の兒童を就學せしむることが出来ないとき。

(二) 免除の場合

- (1) 學齡兒童が瘋癲白痴又は、不具癱疾のために、就學することが出来ないとき。
- (2) 市町村長に於て、學齡兒童保護者が貧窮のため、其の兒童を就學せしむることが出来ないとき。
- (3) 當該區域が、尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に関する義務を免ぜられてあるとき。

【参照】(令) 第三十三條、第三十四條、第三十五條、第三十六條
(則) 第八十六條、第八十七條、第八十四條、第八十五條

第四節 就學義務の執行に関する事務

就學事務

就學事務の執行は、教育行政事務の中で、最も緊要なものであつて、其の職に在るものは、孰れも皆嚴正に其の責を盡さなければ、強制教育の制度も、徒らに美名を有するだけに止つてしまふ。今左に其の事務の大略を述べよう。

市町村長の事務

學齡簿

一、市町村長の事務

(一) 毎年十二月末日迄に、其の市町村内に居住し翌年四月に於て就學の始期に達すべき兒童を調査して、學齡簿を編製し、學年の開始以前に異動を生じたるものは、遲滯なく之が加除訂正をなすこと。學齡簿は就學事務の根本となる重要な公簿なるが故に、市町村長は最も嚴正に之を整理しなくてはならぬ。

學齡簿の様式

考備	學 就 不 猶	學 就	名 氏	住 所		保 護 者	
				生 年 月 日	學 齡 終 日	氏 名	住 所
	入學シタル學校又ハ教授者氏名	就學シタル年月日					
	尋常小學校ノ教科ヲ了リタル年月						
	豫 事 由	免 年 月 日					
	除 事 由						

監督官廳の事務

尋常小學校長の事務
學籍簿

二、府縣知事の事務

- (一) 家庭又は其の他に於て尋常小學校の教科を修むるものを監督すること。
 - (二) 兒童を入學せしむべき期日を指定し豫め保護者に通知すべきこと。
 - (三) 若し区内に尋常小學校二校以上あるときは其の學校を指定すること。
 - (四) 入學せしむべき兒童の氏名並に入學期日を關係學校長に通知すること。
 - (五) 不就學又は缺席の兒童あるときは其の保護者に對し就學又は出席を督促し、二回以上督促するも尙應ぜざるもの、あるときは其の旨を府縣知事に報告すること。
- 【參照】(則) 第八十條、第八十一條、第八十二條、第八十三條、第八十六條、第八十七條、第九十三條

三、市町村立尋常小學校長の事務

- (一) 就學義務及就學義務執行に關する事務の監督。
 - (二) 不就學又は缺席の兒童に關し、市町村長の報告を受けたるときは關係兒童保護者に對し、兒童の就學又は出席を督促すること。
- (一) 學年の初めに入學したる兒童の學籍簿を編製し、異動を生じたときは遲滯なく之が加除訂正を爲すべきこと。

學籍簿の様式

氏名	生年月日	住 所	年入學日	年入學前 ノ經歷	卒業 年月日	退學 年月日	退學 ノ事由	在學中ノ 席及缺席	保 護 者		備 考
									氏 名	住 所	
									兒 童 ノ關係	職 業	
									身 體 ノ狀 況		

學 年	業 績				操 修 行 月 日	出 席 日 數	缺 席 日 數	身 體 ノ 評 價	備 考
	修 國 算 日	地 理 圖 唱	體 裁	裁 裁					
第一學年									
第二學年									
第三學年									
第四學年									
第五學年									
第六學年									

出席簿

(備考) 學校醫ナ置カザル學校ニ於テハ身體ノ狀況ハ之ヲ圖クコトヲ得

- (一) 在學兒童の出席簿を作り常に其の出缺を明かにすべきこと。
 - (二) 以上の學籍簿と出席簿とは互に表裏相待つもので之が整理は尋常小學校長の就學事務中最も重大なものといふべくかの市町村長の保管に屬する學齡簿と共に義務教育の施行を完からしめるものであるから最も嚴正に之が整理を爲さねばならぬ。
 - (三) 入學期日後七日以内に入學せざる兒童のあつた時は其の氏名を關係市町村長に報告すること。
 - (四) 在學兒童が正當の事由なく引續き七日間缺席したときは其の保護者に對し出席を督促し尙引置き七日以上出席しない時は關係市町村長に報告すること。
 - (五) 毎學年の終りに卒業兒童の氏名を關係市町村長に報告すること。
 - (六) 當然入學すべき學校以外に於て尋常小學校の教科を修むる兒童が卒業したとき又は半途に於て退學廢學したときは關係學校長に其の旨を報告すること。
- 官立府縣立の學校に尋常小學校の課程を置いたときは其の學校長は就學事務に關しては當然市町村立小學校長の事務を取扱ふべきものである。

【參照】(則) 第八十九條、第九十條、第九十一條、第九十二條、第九十四條、第

九十五條、第九十六條

保護者の義務

四、學齡兒童保護者の義務

- (一) 學齡兒童保護者は、其の兒童の入學すべき期日及び學校を指定された時は當然兒童を入學せしむべきこと。
 - (二) 區域内に尋常小學校二校以上ある場合に於て、兒童を或一校に入學させようとするときは、之を選定して市町村長に申立てることが出来る。
 - (三) 當然入學すべき學校以外の市町村立尋常小學校又は、官立公立學校に於て尋常小學校の教科を修めさせようとするときは、其の學校の管理者又は、學校長の承認書を添付し、關係市町村長に届け出づべきこと。
 - (四) 家庭又は其の他の私立小學校等に於て、尋常小學校の教科を修めしめんとするときは、之を市町村長に届け出で、其の認可を受くべきこと。
 - (五) 當然入學すべき學校以外に於て、尋常小學校の教科を修めた兒童が卒業したとき又は、半途退學廢學したときは、市町村長に其の旨を報告すること。
 - (六) 兒童を就學せしむること能はざる事由あるときは、其の義務の猶豫又は免除を市町村長に申出づべきこと。
- (令) 第三十六條 學齡兒童保護者ハ就學セシムヘキ兒童ヲ市町村立尋常小學校ニ

入學セシムヘシ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得

【参照】(則) 第八十二條、第八十四條、第八十八條、第九十六條

第八章 小學校の職員

第一節 職員の種類及び名稱

小學校の職員

小學校長

小學校の職員は、小學校長、教員、代用教員の三種である。

一、小學校長 其の學校の、本科正教員の兼務すべきもので、全

校の校務を統理し、職員を監督し、小學校教育の首腦たるべきものである。

(令) 第四十三條 市町村立小學校長ハ其ノ學校ノ本科正教員ヲシテ之ヲ兼ネシム

ヘシ

小學校教員

二、小學校教員 小學校教員免許狀を有するもので、其の資格

の上から、之を正教員及び准教員の二種に分つ。

(一) 正教員 兒童の教育を擔任し、單獨に小學校の全教科目を教授し得るものを本科正教員と云ひ、唱歌、體操、裁縫、農業、工業、商業、手工家事、外國語の一科目若くは數科目に限りて教授し得るものを、**専科正教員**と云ふのである。本科正教員の中には、又尋常小學校の全教科目に限つて、教授することの出来る尋常小學校本科正教員と、尋常小學校及び高等小學校の全教科目を教授し得る、小學校本科正教員とがある。職務上に於ては、共に之を訓導と稱する。蓋し教導訓練の方面に重きを置いたものであつて、教諭又は教授の名稱よりも、其の任務が一層重い事を示して居る。

(二) 准教員 本科正教員を補助する資格を有するものであつて、尋常小學校准教員及び小學校准教員の二種がある。職務の

代用教員

上からは共に之を准訓導と稱へる。

三、代用教員 小學校教員免許狀は有して居ないけれども、有資格教員の缺乏と財政上の都合とに依つて、特に准教員に代用せられるものである。

【参照】(令) 第三十九條 第四十二條 市町村立小學校長及教員ノ名稱待遇明治二十四年勅令第二百十八號

服務及び職務

第二節 服務及び職務

小學校を組織する要素は、校舍、兒童及び教員の三者であるが、就中最も重要なものは教員である。若し夫れ、教員にして、常に自己の品性及び學術を磨勵し、誠實に其の職務を遂行したならば、學校教育は必ず良好な結果を齎らすものである。教員たるもの、責任は、實に重大なりといはねばならぬ。今小學校長及び教員が、其

の職務上の關係より、必ず遵奉しなければならぬ義務即ち **服務規律** と、職務上必ず爲すべき事務即ち、**職務** とに就いて大要を説明して見よう。

小學校教員の服
務

一、服務 小學校長及び教員は、一般官吏の服務規律の精神を遵奉すべきは勿論であるが、特に注意すべき一二の事項は、小學校令施行規則中にも定められて居る。今之を分てば、精神に關するもの、住居に關するもの及び營利に關するもの、三つとする。

(1) **精神** 小學校長及び教員は、國民教育の重任を双肩に擔ふて居る國家の機關であるから、常に教育勅語の旨趣を奉體し、法律命令に従ひ、誠實に其の職務に服さねばならぬ。

(2) **住居** 小學校長及び教員は、誠實に其の職務を執行せねばならないから、監督官廳の許可を受けた場合の外は、常に當該學校所在の市町村市町村學校組合町村學校組合の地域内に、住居す

るの義務を有し、又、相當手續を経ずして、擅に其の職務を離れ、勤務を缺き若くは、職務上住居すべき地を離れて、他に旅行するが如きことは出来ないのである。

(3) **營業** 小學校長及び教員は、府縣知事の認可を受けた上でなければ、**營利を目的とする業務**を營み、又は、營利を目的とする會社の**業務執行社員取締役・監査役**となり、或は **給料を受けて** 他の事務を行ふことを得ざるものである。蓋し是等の營利的事業に従事するやうになると、自から斯の道の爲めに誠實に力を盡すことが出来ないからである。

(則) 第三十七條 市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村市町村學校組合町村學校組合ノ地域内ニ居住スヘシ但シ學校長ニ在リテハ府縣知事其ノ他ノ者ニ在リテハ學校長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス
學校長及教員ハ擅ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ル、コトヲ得ス

學校長の職務

(則) 第三十八條 學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ業務執行社員取締役、監査役ト爲リ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス
學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス

二、職務

(一) 學校長の職務 小學校長は、本科正教員として兒童の教育を擔任し、其の事務を掌る外、一校の統理者として、教務を整理し、所屬職員を統督するの權能を有するもので、其の任務は頗る重大なものである。

(則) 第三十四條 學校長ハ校務ヲ整理シ所屬職員ヲ統督ス
小學校長の執るべき主要なる校務を擧ぐれば、次の如きものである。

(甲) 校務の整理

(1) 法令に規定したる事項

(い) 就學事務 就學の章に詳述してあるが、其の主要なるものは左の通りである。

- 1. 學籍簿の調製整理
- 2. 出席簿の調製整理
- 3. 缺席兒童の督促及び報告
- 4. 不就學兒童の報告
- 5. 卒業兒童の報告
- 6. 性行不良兒童又は傳染病傳播の虞ある兒童の出席停止

(ろ) 教科に関する事務 教科の章に詳述してあるが、其の主要なるものは左の通りである。

- 1. 教授細目の編制及び整理
- 2. 修業卒業證書の授與
- 3. 法規の範圍内に於ける教授時數の増減
- 4. 某教科書を兒童に使用させることの決定

5. 夏季冬季休業前に於ける教授時數の減縮
6. 教授始終の決定

(2) 當然の職務事項 特に法令に規定せられてはなくても、職務の整理・職員の統督上當然爲すべき事項は左の通りである。

(い) 教科に関する事項

1. 教授の方針を定めること
2. 日課表及び學年曆の制定
3. 教授週録其の他の校簿を定め職員をして之に依らしむること

(ろ) 職員及兒童に関する事項

1. 各教員の受持學級又は受持教科目を定めること
2. 諸種の儀式を執行すること
3. 兒童の訓練及び養護に関する方針を定めること
4. 兒童入退學の處分をなすこと
5. 臨時に起つた事件に關し職員兒童の指揮をなすこと

(は) 庶務に関する事項

1. 校務處理の爲め執務内規を定め職員の分擔を定めること
2. 職員會研究會等の會長となり校務の整理統一を圖ること
3. 校地校舍校具及び諸表簿の保管整理をなすこと

(乙) 職員の統督

小學校長は部下職員を統率指導して其の任務を盡し、又は指揮監督して、法規命令に違背することのないやうにし、互に協力して校務を處理せねばならぬ。

(二) 教員の職務 正教員は、小學校長の指揮を承け、兒童の教育

を擔任し、且、之に屬する事務を掌る。准教員は、獨立して以上の職務を執行する資格がないから、本科正教員の指導を受け、其の職務を助けるのを任とする。代用教員の職務も亦之に準ずるのである。今、主として正教員の職務事項を擧げると、次ぎの通りである。

(い) 學級を擔任して、兒童の教授訓練の任に當り、且、學級に屬する事務を整理すること

教員の職務

- (ろ) 學校の内外に於ける兒童の監督取締をなすこと
- (は) 學校事務の中、分擔事務を整理すること
- (に) 其の他特に小學校長の命ずる兒童の教授をなし又は事務を處理すること
- (ほ) 當直宿直の勤務をなすこと
- (則) 第三百三十五條 正教員ハ兒童ノ教育ヲ擔任シ且之ニ屬スル事務ヲ掌ル
- (則) 第三百三十六條 准教員ハ本科正教員ノ職務ヲ助ク

以上法令の規定に依るもの、外、小學校長及び教員は、又、**青年訓練所の職員、青年團の指導、婦人會、處女會**等の擁護等、地方教化の任に當らねばならぬから、其の直接間接の職務事項は、煩雜なると共に、重要なものが少くない。然かも、能く之を執行して、遺憾なきを期するには、教員たるものは、常に精神の修養を怠つてはならぬ。是れ前述の服務中に、誠實の義務を擧げてある所以である。小學校令施行規則には之を次の如く明示してある。

學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法

律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

明治十四年文部省布達にかゝる「**小學校教員心得**」は、更に詳細に條目を擧げて、小學校教員の服膺すべき事項を示してある。其の説く所は極めて懇篤にして痛切、永く教育者の典則として遵奉し、實踐すべきものといふべきである。

小學校教員心得 (明治十四年六月文部省布達)

小學校教員の良否は、普通教育の弛張に關し、普通教育の弛張は、國家の隆替に係る。其任たる重且大なりと謂ふへし。今夫小學校教員其人を得て、普通教育の目的を達し、人々をして身を修め、業に就かしむるにあらざるば、何に由てか、尊王愛國の志氣を振起し、風俗をして淳美ならしめ、民生をして富厚ならしめ、以て國家の安寧福祉を増進するを得んや。小學校教員たる者、宜く深く此意を體すべきなり。因て其恪守實踐すべき要款を左に掲示す。苟も小學校教員の職に在る者、夙夜匪懈、服膺して、忽忘すること勿れ。

一人を導きて善良ならしむるは、多識ならしむるに比すれば、更に緊要なりとす。故に教員たる者は、殊に道德の教育に力を用ひ、生徒をして皇室に忠にして、國家を愛

小學校教員の心得

教育の本旨

智心教育

し、父母に孝にして長上を敬し、朋友に信にして卑幼を慈み及自己を重んずる等、凡て人倫の大道に通曉せしめ、且常に己が身を以て之が模範となり、生徒をして徳性に薫染し、善行に感化せしめんことを務むべし。

身體教育

一、智心教育の目的は専ら人々をして智識を廣め材能を長し、以て其本分を盡すに適當ならしむるに在り。豈徒に聲名を博取し、奇功を貪求せしめんが爲めならんや。故に教員たる者は宜く此旨を體認し、以て生徒智心上の教育に従事すべし。

心志の高潔

一、身體教育は獨り體操のみに依著すべからず。宜く常に校舎を清潔にし、光線溫度の適宜及大氣の流通に留意し、又生徒の健康を害すべき癖習に汚染する等を豫防し、以て之に従事すべし。

快活

一、鄙吝の心志陋劣の思想の懐くべからざるは、人々皆然りと雖も、特に教員たる者は、自己の心上に於て最も謹で之を除去せざるべからず。蓋し幼童の智徳を養成し、身體を發育するの重任に膺り、以て世の福祉を増進するの實効を奏するは、固より鄙吝陋劣にして、儉安貪利を事とする徒の、敢て能くすべき所にあらずればなり。

規律

一、學校管理上に缺くべからざる快活の氣象は、心神萎靡せる人の能く具有すべき所にあらず。又生徒教授上に缺くべからざる許多の勞力は、身體孱弱なる者の能く寧耐すべき所にあらず。是故に教員たる者は宜く特に起居飲食等の常度を守り、

學識

散鬱及運動等の良規に循て其身心の健康を保全し、以て其職務を盡すの地を做さんことを務むべし。

一、教員たるものは唯小學校教則中に掲ぐる所の學科に通ずるのみを以て足れりとせず、博く教則外の學科に涉らんことを要す。苟も此の如くならざれば、倏ち教授上に破綻を生じて、生徒の信憑を失ひ、遂に其身を學校の上に置く能はざるに至るや必せり。

一、教員たる者は常に整然たる秩序に由り、學識を廣め、以て其心志を練磨せんことを務むべし。否らざれば、決して教授の實効を奏する根柢を立つる能はず。蓋し我が練磨せざるの心志を以て、能く他人の心志を練磨し得るものは未だ會て之あらざるなり。

教育の方法

一、師範學校等に於て嘗て學習せし所の教育法は、概ね其一樣子たるに過ぎざるものなり。故に教育者たる者は徒に之を踏襲するを以て足れりとせず、宜く常に自ら其得失利病を考究取捨し、以て之を活用せんことを務むべし。

一、人の心神及身體の組織作用に至ては、教員たる者最も深く意を留め、講究と經驗とに由て、其原理實際に精通せんことを要すべし。否らざれば、假令致々汲々として教育に従事するも、遂に臆度妄作の弊を免るゝこと能はざるなり。

校則

一、學校管理の事は之を教授の事業に比すれば更に困難なりとす。故に教員たるものは常に人情世態を審にし、通義公道を辨じ、且事を處する方法、務を理するの順序等を諳練せざるべからず。

一、校則は校内の秩序を整肅ならしむるに止らず、兼て生徒の徳誼を勧誘するの要具たり。故に教員たる者は、能く此旨趣を體認し以て之を執行せざるべからず。

一、熟練懇切、龜勉の三者は、亦教育上に缺くべからざるの美事なり。故に教員たる者は、能く此三者を具備して、其事に従ふときは、獨り教授の實功を奏するを得べきのみならず、又生徒をして不知不識此等の美事に感化し、習慣自然の如くならしむるに至るべし。

一、學校を統率するは、殊に剛毅忍耐、威重懇誠、勉勵等の諸徳に由るべし。蓋し剛毅にあらざれば、難に勝る能はず、忍耐にあらざれば、久を持する能はず、威重にあらざれば、人を服する能はず、懇誠にあらざれば、衆を懐る能はず、勉勵にあらざれば、事を成す能はず。

一、生徒若し黨派を生じ、爭論を發する等の事あらば、之れを處置する、極めて穩當詳密にして、偏頗の弊なく、苛刻の失なからんを要す。故に教員たる者は、常に寛厚の量を養ひ、中正の見を持し、就中政治及宗教上に涉り、執拗矯激の言論をなす等のこと

中正

教員の徳

性行

あるべからず。

一、人として善良の性行を有すべきは、言を俟たずと雖も、教員たる者に至ては、最も善良の性行を有せざるべからず、否らざるときは、獨り幼童の徳性を涵養し、善行を誘掖すること能はざるのみならず、却て其天賦を戕賊するに至るべし。蓋し幼童の中心たる至虛至冲にして、外物の爲めに感染せらるゝこと極めて鋭敏なればなり。一、教員たる者の品行を尙くし、學識を廣め、經驗を積むべきは、亦其職業に對して盡すべきの務と謂ふべし。蓋し品行を尙くするは、其職業の品位を貴くする所以にして、學識を廣め、經驗を積むは、其職業の光澤を増す所以なり。

第三節 權限

凡て官職を有するものが、其の職務の執行上與へられた權利の範圍を稱して**權限**と云ふ。小學校教員の有する權限は、俸給其他の諸給與を受けける權を初めとして、其の他種々あるが、其中教育に直接して最も主要なる權限は、次ぎの二項である。

小學校長の出席
停止権

一、出席の停止 小學校長は、國の教育事務を執行し、兒童の出席を督勵すべきであるが、多數の兒童中には、身體上又は精神上的状態が不良で、爲に其の惡影響を他に與へるものがないともいはれないから、傳染病に罹り、若くは、其の虞あるとき、又は性行不良にして教育の效果なく、他の兒童の教育に妨げありと認めるときは、其の兒童の出席を停止する權利を有してゐる。

小學校長及び教
員の懲戒権

二、兒童の懲戒 小學校長及び教員は、教育を實施する際に、性質不良なる兒童に對しては、懲戒を行ふことの出来る權利を有する。蓋し、罰は教育上に於ける最後の手段であつて、固より希望するものではないが、兒童の性行を改善する爲には、己むを得ず之を用ふる事が、必要である場合があるからである。然れども、**體罰**は往々不測の變を生じ、父兄の感情を害し、兒童の反情を誘起するの虞がないではない。歐洲文明國中には、今尙、之を使用するところ

もあるけれども、我が小學校令では、全く之を禁止してゐる。

(令) 第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得
(令) 第四十七條 小學校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス

第四節 資格及び待遇

教員たるべき資
格

一、資格 小學校教員にならんとするには、先づ法定上の缺格、即ち、禁錮以上の刑に處せられ、又は、破産の宣告を受けたこと等の所業のなき者が、更に檢定を受けて、**免許狀**を取得せねばならぬ。

教員檢定の種類

各府縣には、**小學校教員檢定委員會**を設け、會長常任委員臨時委員、書記を以て之を組織し、小學校教員及び幼稚園保母の檢定を行つてゐる。

無試験檢定

檢定には無試験檢定と試験檢定の二種がある。共に學力性及び身體について之を行ふものである。無試験檢定は、中等學校若くは高等學校高等科の教員免許狀を有する者、高等學校高等科又は大學豫科を卒業したる者、又は中學校高等女學校及び之れと同程度の學校を卒業して、二年以上小學校教員に従事したる者、高等女學校の高等科、専攻科若くは修業年限一年以上の補習科に入り、教員たるに適當する教育を受けて卒業したる者等に就いて之れを行ふのである。試験檢定は法定の學科目及び程度に依り、毎年一回以上期を定めて之を行ふものである。

試験檢定

免許狀

小學校教員免許狀は、師範學校若くは文部大臣の指定したる學校を卒業するか、又は、前述の檢定に合格した者に限り、府縣知事がこれを授與し、全國共通の効力を有するものである。

小學校教員の待遇

二、待遇

小學校教員の法律上に於ける地位に關しては、從來二

個の反對せる意見があつた。即ち、小學校教員は、任官と稱する公法上の手續に依つて選任せられ、國家の事務を執行するものであるが、其の職務は官制の上に規定せられて居らぬ事務であり、又別に特殊の服務規律に従つて、地方自治團體から其の俸給を支給せられてゐるものであるから、官吏ではない。然かも、地方團體の選任にも依つてゐないから、之を公吏ともいふ事は出来ない。故に小學校教員は、官吏にもあらず、公吏にもあらず、官吏と同一の待遇を受くる**待遇官吏**(准官吏)であるといふのが一説である。更に又、小學校教員は任官に依りて任命せられ、國家の公務に従事するものであるが故に、純然たる官吏である。其の職務が官制に依つて頒たれると否と、俸給が地方自治團體より支給せられると否と、特別なる服務規律を有すると否とは、官吏たる地位の成立に何等の關係なきものであるといふのが一説である。

判任待遇

以上の兩説は、尙學者の論究に待つべきものであらうが、現行の規定に於ては、小學校長及び正教員は、待遇官吏であつて、特別の規定ある事項を除くの外は、凡て判任文官と同一待遇を受くべきもので、其の職務及び俸給に應じ、判任四等より一等に至るまでの取扱を受けることになつてゐる。但し小學校長で、永く教育界にたつて、其の功勞の著しきものは、規程の範圍内に於て、特に奏任文官の待遇を受け得るのである。

奉任待遇

【參照】(令) 第四十條 第四十一條 第四十九條 (則) 第四章教員檢定及免許狀

第一節各條 市町村立小學校長及教員ノ名稱待遇明治二十四年勅令第二百十八號奏任待遇市町村立小學校長員數及道府縣天正六年文部省告示第九號

第五節 任用及び解職

教員の任用及び解職

市町村立小學校長及び教員の任用は、市立小學校に在りては市長の申請に依り、町村立小學校に在りては直に府縣知事が之を行ふもので、而して解職に當りては、府縣知事直ちに之を行ふのである。然れども、小學校教員の地位は、一般官吏と異なるところが多いから、特に法規の保障を與へられ、規定の條項に該當しないものに、解職を命ぜんとする場合には、文部大臣の指揮を受けなければ、其の處分を行ふことが出來ないのである。

解職の種類

【參照】(令) 第四十四條 (則) 第二百二十七條

小學校教員の解職には、休職と退職との二種がある。

一、休職

(甲) 休職を命ぜられる場合 市町村立小學校正教員が、左の各項の一に該當するときは、府縣知事は之に休職を命ずることが出來る。

- (一) 傷痍を受け若くは疾病に罹つた爲め職務を行ふに妨げあるとき。
- (二) 學校編制の變更又は訴願の裁決に因り過員を生じたとき。
- (三) 教員養成を目的とする官立府縣立學校に入學するとき。
- (四) 名譽職たる町村長及び助役に當選したるとき。
- (五) 私立小學校の教員又は外國に於て本邦人を教育するために設置した學校の教員となるとき。
- (六) 刑事事件に關し告訴又は告發せられたとき。
- (七) 一年現役兵として服役したる後陸軍補充令第三十七條に依り、勤務演習に召集せられたとき。

(乙) 當然休職となる場合 市町村立小學校正教員が陸海軍

現役(一年現役兵を除く)に服し、又は戰時事變に際して召集せられたものは、當然休職者とする。
 休職の期間は普通一箇年であるが、刑事事件に依るものは其の事件が裁判所に繫屬中、學校入學と陸海軍の服務應召に依るものは、事故止みたる後三箇月、一年現役兵の勤務は演習に依るも

退職

のは、事故止みたる後一箇月となつてゐる。

休職者は全然教員たる關係を離れたものでないから、現に職務に従事せざる外は、總て在職者と異なる所はないのである。従つて休職中は學校組合又は學區に於て、特別の事情のない限り、俸給の三分の一を給するのを本則とする。

【參照】(則) 第二百二十二條、第二百二十三條、第二百五條、第五百十三條

二、退職 退職は、全然教員なる關係を離れるものであつて、一般

官吏の免官に同じきものである。

(甲) 退職を命ぜられる場合 市町村立小學校正教員が、左の

各項の一に該當するときは、府縣知事は之に退職を命ずることが出来る。

- (一) 不具癡疾に因り、又は身體若くは精神の衰弱に因り、職務を執るに堪えないとき。
- (二) 傷痍を受け若くは疾病に罹り、其の職に堪えない爲め、又は自己の便宜に因つて退

職を出願した場合。

(三) 休職者が復職したるため、其の代員を要しないとき。

(乙) 當然退職となる場合

(一) 當該學校が廢せられたるとき。

(二) 休職期間が満ちたるとき。

【参照】(則) 第二百二十六條 第二百二十八條

資格喪失

三、失職 以上の外、市町村立小學校教員が、重大なる非行の爲め免許狀を褫奪せられ、或は禁錮以上の刑に處せられ、又は破産の宣告を受ける等のことがあると、所謂資格喪失となり、當然其の職を失ふものである。

【参照】(令) 第四十九條 (則) 第二百二十九條

第六節 懲戒

教員の懲戒

小學校教員は、前述の如く官吏と同一の待遇を受けるものであるから、其の職務上の失態に關しても、亦官吏の如く法規上の處分を受けねばならぬ。即ち市町村立小學校長及び教員が、職務上の義務に違反し、若くは職務を怠つたとき、又は職務の内外を問はず體面を汚辱する所爲があつた時は、府縣知事に於て、懲戒處分を行ふのである。懲戒處分は之を分つて譴責、減俸及び免職の三とする。

譴責は、文書を以て公然戒飭するものである。減俸は俸給を減ずるもので、一箇月以上一箇年以下、其の處分を受けた當時の俸給の月額三分の一以下を減給せられるものである。免職とは教員の職を免ずるもので、此の處分を受けたものは二年を経過しなければ、再び教員の職に就くことが出来ないものである。

其の他、現在職務に従事するものと、否らざるものとを問はず、小

免職狀褫奪

學校教員免許狀を有する者が、不正の行爲をなし、又は教員たるべき體面を汚辱する行爲があつて、其の情狀重しと認めるときは、文部大臣又は府縣知事に於て、**免許狀褫奪**の處分をなすことがある。

又私立小學校長及び教員が、職務上の義務に違背し、又は體面を汚辱するが如き所爲があつた時は、府縣知事は、一箇月以上二箇年以下の**業務停止**の懲戒を行ふ。然れども、若し府縣知事の行つた免職業務停止又は免許狀褫奪の處分に對し、不服あるものは、文部大臣に訴願することが出来るし、又免職若くは業務停止の處分を受けた者で、改悛の實が顯著なるときは、處分後二年を経ず、又業務停止の期間内であつても、府縣知事は文部大臣の認可を受けて其の處分を解くことが出来る。

【參照】(令) 第四十八條、第四十九條 (則) 第三百三十九條乃至第四百七十七條

小學校教員の俸給

第七節 俸給及び諸給與

一、俸給

(一) **一本俸** 市町村立小學校教員の俸給は、市町村の費用を以て支辨せられるけれども、其の標準額は文部大臣の示すところに基づき、府縣知事に於て之を定むべきものであつて、又、一旦俸給を給したときは、本人の意志に反して、之を減ずることは出来ないものである。尙、正教員であつて、一級上俸を受け、特に功勞あるものは、本科正教員に在つては二百四十圓、専科正教員に在つては百六十圓まで増給することが出来る。

【參照】(則) 第四百十八條、第四百十九條、第五百十二條

(二) **加俸** 市町村立小學校教員は、市町村立小學校教員加俸令に依り、本俸以外、別に年功加俸及び特別加俸を受けることが出

加俸の種類問題

年功加俸

來る。

年功加俸 五箇年以上同一府縣内に勤績し成績佳良と認めるときは、府縣知事は、本科正教員には年額二十四圓乃至六十圓、専科正教員及び准教員には年額十二圓乃至二十四圓の加俸を給すべく、爾後勤績五箇年を加ふる毎に本科正教員には年額十八圓乃至三十六圓、専科正教員及び准教員には年額十二圓乃至十八圓を加給することが出来る。

特別加俸

特別加俸 複式編制の學級を擔任するもの又は僻陬地の小學校に勤務するものには次の特別加俸を給することになつて居る。

複式學級擔任加俸
僻陬地在勤加俸

- 1、本科正教員にして市町村立單級尋常小學校に勤務する者には、年額六十圓以下
 - 2、多級尋常小學校の一學年乃至四學年又は六學年を以て編制したる學級を擔任する者には、年額四十八圓以下
 - 3、僻陬地の市町村立尋常小學校に勤務する者には、本科正教員には年額三十六圓以下、専科正教員及び准教員には年額十八圓以下
- 又別に、同一府縣内に於て、僻陬地の市町村立尋常小學校に五年以上勤績する者には、本科正教員には、年額三十六圓以下、専科正教員及び准教員には、年額十八圓以下を加給せられる。

諸給與

一、諸給與 其他教員は、左の諸給與を受けることが出来る。

- (イ) 毎週三十二時以上の教授を擔任する者は、手當金。
- (ロ) 宿直をなす者は、賄料。
- (ハ) 特に勤勞ある者は、慰勞金。
- (ニ) 土地の情況に依つては、住宅又は住宅料。
- (ホ) 公務を以て旅行するときは、府縣知事の定めた規程に依る旅費。
- (ヘ) 職務のため傷痍を受け若くは疾病に罹りたる者又は教員にして兒童の衛生上特に考慮すべき疾病に罹り、休職退職を命ぜられたる者は、勤績年數其他の事情に依り、療治料。

【参照】(則) 第一百五十九條、第一百六十條、第一百六十一條、第一百六十二條、第一百六十三條、第一百五十八條、市町村立小學校教員加俸令

三、死亡賜金 市町村立小學校教員が死亡したときは、其の在

職中と休職中とに拘はらず、其の教員の在職最後の俸給月額額の四ケ月分に相當する金額を、死亡賜金として遺族に給せられるのである。

恩給

【参照】(則) 第五百五十七條

四、恩給 市町村立小學校教員は、他の官吏と同じく、服務規律に依つて、他の營利的事業を営むことを禁ぜられ、一意國家の教育事業の爲めに力を盡さしめられるのであるから、國家は又教員をして、老後の憂を懐くことなく、安んじて其の職に従事せしめんが爲に、大正十二年四月公布の恩給法に依つて、それぞれ制規の恩給を給せられるのである。

普通恩給

(一) 普通恩給 市町村立小學校正教員は、滿十五年以上で退職したときは、終身普通恩給を給せられる。

小學校教員の普通恩給の年額は、在職滿十五年以上十六年未滿に對し、退職當時の俸給年額百五十分の五十に對する金額であつて、十五年以上一年を増す毎に、百五十分の二を加給せられるのである。故に在職年數の増加と共に、漸次累加し、滿四十年

増加恩給

に至ると、俸給の約三分の二を支給せられることになる。

(二) 増加恩給 市町村立小學校正教員は、在職滿十五年に達しなくても、公務のため傷痕を受け、又は病疾に罹り、不具癱疾と爲り、失格の原因がなくて退職したときは、在職滿十五年の者に給する金額の普通恩給の外に、一定の増加恩給を終身給せられる。増加恩給の年額は、退職當時の階等、傷病の原因及び不具癱疾の程度に依つて異つて居る。

一時恩給

(三) 一時恩給 市町村立小學校正教員は、在職滿一年以上十五年未滿で退職したものは、一時恩給として、退職當時の俸給月額に相當する金額に、在職年の年數を乗じた金額を一時に給與せられるのである。

扶助料

(四) 扶助料 市町村立小學校正教員は、左の各項の一に該當するときは、其の遺族に扶助料を給せられる。

一時扶助料

イ 在職中死亡し、其の死亡を退職と見做すときは、之に普通恩給を給すべきとき。
 ロ 普通恩給を給せられる者が死亡したとき。
 其の扶助料の金額は普通恩給の十分の五である。

(五) 一時扶助料

市町村立小學校正教員が、在職一年以上十年末満で死亡した場合には、其の遺族に一時扶助料を給せられる。其の一時扶助料の金額は、一時恩給と同じで、即ち、其の教員の死亡當時の俸給月額に相當する金額に、在職年の年數を乗じた金額である。

効績者選奨

小學校教員の待遇は、まだ十分とは云はれまいが、以上の如く、國家はなるべく之を優遇せんことを期し、恩給の如きも他の一般官吏又は公立學校職員に比し、有利に規定されてある。尙、明治三十八年文部省令を以て、小學校教育効績狀規程を設け、特に小學教育上、効績の顯著なるものを表彰する等、漸次優遇の途を開きつゝ、あ

るのである

【参照】(則) 第一百五十七條 恩給法、恩給法施行令、小學校教育効績狀規程

第九章 小學校の事務

第一節 校務の種類及び分類

小學校の事務

小學校の教育事務は、複雑多端であるから、之を適當に整理することは、學校の統一を全くし、教育全般の事業を進歩せしむる所以であつて、學校經營上、最も必要とするところである。而して、之が全責任を有するものは、學校長である。然れども、多級小學校に於ては、學務が頗る多端で、學校長一人では、到底之を處理することが出來ない。故に、**事務分掌規程**に據つて、校務を分擔處理せしめ、以て各部の整理を圖り、學校長は更に之を監督して、全般の整理統一を圖らねばならぬ。

校則 細則

校務の分類

校務は之を大別して、**學級事務**、**教科事務**、**一般事務**の三類に分けるのが便利である。

學級事務

一、學級事務 擔任學級兒童の教育に關する事務であつて、學級擔任たる本科正教員の當然分擔すべきものである。其の主なる事項は左の通りである。

- (一) 該學級に關する教授豫定表、週録等を整理すること。
- (二) 擔任教科目の教材研究及び教授案作成に關すること。
- (三) 該學級兒童の學業成績操行の考查及び身體検査に關すること。
- (四) 該學級兒童の出席調査、出席督促等に關すること。
- (五) 該學級兒童の保護者と交渉に關すること。
- (六) 該學級教室の整理清潔に關すること。
- (七) 該學級の備品、其の他備附帳簿の整理に關すること。
- (八) 其の他該學級に關する一切のこと。

教科事務

二、教科事務

小學校に於て教授する各科目を分類して、文科

的教科目、理科的教科目、技能的教科目等の部門に分ち、各教員をして、其の嗜好長所に依り、各々其の一部門に屬せしめ、又は教科主任を置いて、其の教科目に關する調査研究をなさしむるのがよい。其の事務は左の通りである。

- (一) 該教科目の教授細目の調査修正立案に關すること。
- (二) 該教科目の教授法、學習指導法の研究に關すること。
- (三) 該教科目の教材の調査、器械標本、參考圖書等の調査整理に關すること。
- (四) 該教科目の學習に要する兒童の用具に關すること。

一般事務

三、一般事務

其の種類が頗る多いから、**教務**、**庶務**及び**會計**等の數類に分つて、各職員に分擔せしめ、又多數の職員を有する學校にあつては、便宜之を細分して分擔せしめ、各係に主任又は係長を置くがよい。而して更に、處務細則を定めて、各係の校務整理方法を制定し、他に關係ある事務は、他の係に交渉し、其の稍々重大な

ものは、係員の協議又は係長の承認を経て、之を施行する等の方法を定めねばならぬ。各係に於て取扱ふべき主要なる事務は左の通りである。

(一) 教務係

- イ 教授週録日課表兒童學業成績簿操行調査簿等の整理其の他教授に關する事務
- ロ 學籍簿兒童の入退學出缺席其の他兒童の學籍に關する事務
- ハ 兒童の修卒業證書其の他調査處分等凡べて兒童の修學に關する事務
- ニ 以上に關する諸表簿の整理運用保管に關する事務

(二) 庶務係

- イ 諸儀式會議の施行及び教員の當直宿直に關すること
- ロ 文書の往復に關すること
- ハ 諸統計記録に關すること
- ニ 學校の清潔兒童の衛生に關すること
- ホ 他の係に屬せざる學校全般のこと
- ヘ 以上に關する諸表簿の整理保管に關すること

(三) 會計係

- イ 校地校舎の保管修繕に關すること
- ロ 備品消耗品の調達修繕受渡に關すること
- ハ 授業料に關すること
- ニ 以上に關係する諸表簿の整理保管に關すること

以上諸教務の取扱は、なるべく煩瑣を避け、簡單明確に之を管理し得るやうにするがよい。其の他尙、通俗講演會青年會處女會貧困兒保護會等の如き學校外關係の社會的事業で、小學校教員の關係せねばならぬ事業が少くないから、これも分擔を定めて、圓滑に進捗することを講ぜねばならぬ。

第二節 校務の整理

校務の整理統一を圖るには、學校長たる者が、自ら率先して校内

校務整理の方法

の諸規程を實行し、教員の執務を督勵すべきは言を俟たぬ所であるが、教員たる者も、亦、自己の分掌に屬する事務を怠慢に附することなく、能く自己の責任を重んじて、之が整理に任ずる許りでなく、戮力協心互に利便を圖ることを念とし、常に校務全般の向上進歩を致さんことを期せねばならぬ。校務の整理統一に必要な方案を擧ぐれば次の通りである。

會議

一、會議 學校長は、自己の職權を以て、部下の職員を監督し、命令傳達に依つて校務の統一を圖り得るけれども、なるべく、之を職員全體に諮り、其の意見を徵すべきである。然るときは、職員が各自の所思を發表して、審議討究を盡すから、各員が遺漏なく其の旨趣を了得することが出來て、之が實行に方つて、利便を得ることが多い。會議は毎週又は毎月定日に開會するやうに定めておくがよい。

職員の會議には、數種ある。其の目的に依つて、之を分てば次の如きものである。

職員會議

(一) 職員會議 教授上訓育上管理上の改良進歩を圖り、又、臨機の處分問題を決定し、全校の統一を保たんがために必要な會議であつて、最も重大なるものである。

教材研究會

(二) 研究會 各教科目の擔任に屬する職員をして、問題を選んで研究調査させ、一定の期日に於て、其の研究の結果を報告させ、之を討究審議する教材研究會や、職員の授業を參觀し、交互に批評を交換して、教授管理の方法を研究し、其の進歩發達を圖る

實地授業研究會

實地授業研究會がある。此の教材研究會と實地授業研究會とは互に相待つて、其の學校に於ける教授の主義方針を確定し、理論と實際との調和を圓滿ならしむるものである。又、同一學年に屬する多數の學級を有する學校に於ては、是等の學級の擔

同學年打合會

任教員を以て、同學年打合會を組織し、互に教授上、訓育上の打合をなすが如きも、必要なことである。

學校行事

二、學校行事の調製

諸般の校務は、臨時に起るものの外は、概ね一定の期日に發生するものであるから、豫め其の取扱の整理期日を定め、毎週、毎月、每學期、每學年に於ける學校行事を調製し、職員室等に揭示して置いて、其の進歩を圖り、之が處理に便益を與へるがよい。

諸表簿檢閲

三、諸表簿の檢閲

諸種の教務は、重大なるもの、外は、日常各係をして處理せしめ、其の記録及び帳簿は、臨時又は定期に其の事務の輕重に従つて、學校長又は首席教員、或は學年主任等の手許に差出し、之が檢閲を受けしむるがよい。

重要な諸表簿

- (一) 小學校に於ける重要な諸表簿は、左の如きものである。
- (一) 教務係に屬する諸表簿中、學籍簿、出席簿、學業成績簿、操行調査

簿、身體検査統計表、教授細目、教授週録、日課表、卒業證書臺帳、學級録、當番兒童日誌等は、或は就學事務に關し、或は教育の效果に關し、孰れも重要な帳簿である。

- (二) 庶務係に屬する諸表簿中には、日誌、學校一覽表、職員出勤簿、文書往復簿、諸法令通達綴、諸統計綴、學校沿革史等は、最も重要なものである。

- (三) 會計係に屬する諸表簿中には、備品原簿、同借用簿、豫算一覽表、消耗品受拂簿等は、最も重要なものである。

以上の帳簿中、其の最も重要なものは、永久に之を保管する必要があり、又、五年乃至十年の後には、不用に歸するものもあるべく、其の輕重に従つて、適當な保存期限を定めて、之を保管整理すべきである。

兒童の管理訓練

第十章 兒童の管理訓練

法令の規定に據る小學校教育の重要事項は、以上に叙述したけれども、兒童の管理訓練に關しては、實際上尙重要なものが少くない。今其の主要なるものを左に略述しよう。

第一節 教授に關する管理訓練

教室内の管理

一、教室内の管理 教室の窓の開閉机腰掛及び其の他の諸器具等は、學年に依り適當な當番又は係を設け、常に之を整頓して、亂雑に陥らないやうにし、又兒童の學習中は、餘りに嚴肅に之を拘束することなく、却つて其の熱心と自己の創意とを以て勉學せしむべきであるが、教師が教授する際には、靜肅を旨とし、一心に考究せしめ、苟も疑惑の點があらば、躊躇なく之を教師又は他の學友に發

校外の管理

問して、之が解決を得なければ、已まぬといふ學習態度を養はねばならぬ。

二、校外に於ける管理 日々登校歸宅の途上は勿論、時々兒童を校外に引率して、直接に自然界の現象、又は人事社會の事物を見學せしめて、實際的知識を收得せしむる校外教授、又は體育を主とする遠足登山等の場合に於ける管理は、特に深甚の注意を拂ふ必要がある。概して、兒童は校外に出ると、興に乗じて注意が散亂し易く、従つて教授の効果を失ひ、時としては危害を被むることが、ないともいへないから、日常の訓練に注意し、又豫め目的地の地勢距離通路等を考究して、適切なる方案を立て、嚴密に兒童を監督せなければならぬ。

- 1 乗車乗船往復の途上は、嚴重なる規律の下に行動せしめて、危害なからしむること。
- 2 靜肅に教師の指導説明に従はしめ、平素と違はない状態にあらしむること。

課外讀物

3、銳意熱心に事物を觀察して、或は其の要點を記録し、或は略圖を描かしむること。

三、課外讀物に對する管理 課外讀物に就ては、時に家庭と連絡を通じて、兒童の發達に適し、徳性趣味常識を養ふに足るものを推奨し、徒らに多數の書籍雜誌を濫讀することのないやうにし、又學級文庫や、**學校圖書館**を設け、良書を備へ付けて之を讀ましむるがよい。

家庭課業

四、家庭課業に對する管理 學校課業の外、家庭に於ける兒童獨自の學習は、應用練習を完全にし、技能を上達せしめ、自學自習の精神を涵養する點に於て利するところが多い。然し、又兒童の休養時間を減殺し、負擔を重からしめる虞があるから、豫め兒童の發達程度に應じ、相當な標準時間を定めて、之を制限せねばならぬ。家庭課業の時間は、略左の如きものが適當であると云はれて居る。

尋常第一第二學年

三十分乃至四十分

同 第三第四學年

一時間乃至一時間半

同 第五第六學年

二時間乃至二時間半

高等科

二時間半乃至三時間

1、復習 復習は、既に教授した結果を益々確實にして、應用自在ならしめんとするもので、最も家庭課業に適するものである。例へば、讀み方、書き方、國史、地理、理科等に於ける復習練習の如きは之れである。

2、家庭作業 練習の一種ではあるが、主として作業の形式を以て行はれるもので、地圖の描寫、圖畫、手工の仕上げ、綴り方、書き方の宿題等の如きはそれである。是等に於ては、兒童の自由活動を認め、創意的方面を重視することが出來、且其の成績が良好で、往、教室教授の成績を凌ぐものがないではないけれど、屢之を強制する時は、兒童の負擔を増大するやうになるから餘りに困

難なものを選ばず、又其の分量を多からしめぬやうにし、時々之を課し、期日を一定して、必ず當日までに提出せしめるがよい。

3、豫習 豫習は、兒童が自力を以て、まだ教授を受けない教材を考究するもので、陶冶上の効果が最も大である。けれども、幼年者には適しない。概して幼年者には、復習を課し、學年の進むに従ひ、方法を授けて、自ら進んで豫習するやうに、訓練しなければならぬ。

第二節 學校生活に於ける管理訓練

學校生活の訓練

學校は、多數兒童の活動する小社會であるから、種々の方案を定めて、之を實踐せしめ、其の生活を豊富にし、他日大なる活社會に入る準備としての訓練を施さねばならぬ。

一、訓練要綱 訓練上に於ても、亦兒童心身の發達に應じて其

校訓校歌

の要目を設定し、之を各學年に配當し、適當の機會を捉へて實踐を奨励し、良い習慣を育成するがよい。

二、校訓校歌 校訓は、重要な二三の中心徳目を選定し、主として之に依つて、日常生徒の行動を律し、生活を統一せんとするもので、餘りに一局部に偏したり、或は廣汎抽象に失したりしてはならぬ。校歌は、校訓の旨趣、若くは學校所在の山河歴史的事蹟等を諷唱するに適合せしめたるものが、最も適當である。

校訓校歌は、時勢の推移と、學校當事者の異動とに依つて、改廢の必要を生ずることがあらうけれども、一旦之を制定したる上は、徒らに改廢すべきものでないから、最初制定の際に於て、慎重に之を考究しなければならぬ。

講堂訓話

三、講堂訓話 全校兒童を集めて、實踐上適切なる訓話を施すのは、又訓練の統一徹底を期する上に於て有効である。朝會及び

共同作業

終禮は、日常の行動に關して、簡單なる注意を與へるに適する好機會である。概して、兒童に對する訓話は常に叱責非難のみを事とすることなく、其の長所を擧げて之を賞揚し、更に其の缺陷の改善について、適切に教訓すべきものである。

四、共同作業

兒童は、又種々の會合に關する仕事内外の掃除整頓、其の他の雜務に關する、教師の補助を爲すことを喜ぶものであるから、役員當番、其の他の割當を定めて、共同的に是等の作業に當らしめるときは、責任の觀念を養ひ、併せて協同勤勉等の良習慣を育成することが出来る。

自治制度

五、校内の自治制度 尋常第三、四學年以上の兒童に對しては、特に自治協同の精神を涵養する必要があるから、**學級會**、**學年會**、**全校役員會**、其の他の組織を設け、兒童をして、風紀規律の改善運動、遊戯の振興等に就て、協議反省せしめ、更に其の結果を全校生徒

【参照】幼稚園令
幼稚園令施行
規則

に周知せしめて、校風の向上を圖るがよい。近時、歐米諸國の都市に於ては、**學校市** School city 又は **學校國** School state の制度を定め、兒童をして、學校警察、清潔、裁判等諸種の役員を選擧せしめ、そして校内生活に關する諸般の事務に參與せしめ、良成績を擧げて居る學校が、少くないといふことである。

第十一章 幼稚園及小學校に類する各種學校

一、保育の目的及び項目 兒童が、漸く成長して、獨力を以て自由嬉戲運動をなし、言語及び覺官の機能が進んで、他人と談話を交へ、物體の直觀を好むやうになれば、所謂**幼兒期**に入つたものであつて、此の時代から教育の必要が大に加はり、他日小學校以上の學校に入つて、受くべき教育の基礎は勿論、或は人格の基礎たる意志の方向も、亦漸く定まることになるのである。然れば、教育者

保育の目的

をして、是等幼児の教育を擔任せしめ、以て心身の健全なる發達を助け、併せて、家庭の缺陷を補はしめることは、極めて必要で、幼稚園なるもの、本旨は、實に此に存するのである。近時商工業の發達に伴ひ、これ等幼稚園の外に尙勞働階級の子女を保育する保育所又は**幼児預所**設置の必要も漸く加はつて來た。

幼稚園に於ける幼児保育の目的は、滿三歳より、尋常小學校に入學するに至るまでの幼児を收容して(三歳未満の幼児をも收容せしめる事が出来る)其の心身を健全に發達せしめ、善良なる性情を涵養し、家庭教育を補ふのが主眼である。されば、其の教育は、小學教育の知識的なの比して、大に其の趣を異にする所から、特に之を保育と稱するのである。

保育項目

保育の項目は、遊戯、唱歌、觀察、談話及び手技等であつて、其の時數等は、管理者又は設立者が之を定めるのである。

設置

二、設置 幼稚園の設置は、府縣知事の認可を受けさへすれば、市町村又は其の學區若くは私人に於て之を設置することが出来る。

職員及園兒

又之を小學校に附設することも出来るのである。

三、職員及び園兒 幼稚園の職員は、園長及び保母である。公立幼稚園長の資格は、小學校の本科正教員又は保母免許狀を有する者若くは教員免許令に依る教員免許狀を有する者と定められ、私立幼稚園長には別に資格を定め、保母は、女子にして保母免許狀を有する者でなくてはならぬ。保母の檢定には、無試験檢定と試験檢定とあつて、小學校教員の例に依り、行はれるが、特別の事情あるときは、代用保母を任用してもよい。其の採用、解職、懲戒等は、市町村立幼稚園では、小學校教員の例に依るものとなつてゐる。

幼兒數

幼稚園の保育は、小學校の教育に比して、一層訓練の方面に重きをおく必要があるから、幼兒の多きに過ぎるのはよろしくない。故に幼兒數は、約百二十人以下を以て本則と定め、特別の事情があつても、約二百人を超える事は出来ないことに定められてゐる。

設備

又保母一人の保育すべき幼児數は、約四十人以下としてある。

四設備 幼稚園の設備についての規定は左の通りである。

- (一) 建物はなるべく平屋造りとし、組數に應ずる保育室遊戯室を主とし、其の他の必要なる諸室を備ふること。
- (二) 敷地飲料水及び採光窓に就いては、小學校の例に依ること。
- (三) 保育室の面積は、幼児五人に付、一坪より小なることは出來ぬ。
- (四) 遊園は幼児一人につき、一坪以上の割合で設けること。
- (五) 保育用具玩具繪畫樂器黑板机腰掛砂場時計寒暖計暖房器其の他必用なる器具を備ふること。

小學校に類する各種學校

各種學校 技藝學校裁縫學校等のやうな小學校に類する教育を施す學校は、小學校に類する各種學校と云ひ、府縣知事が之を監督する。

第十二章 小學校の管理及び監督

管理 小學校教育の事務については、國の教育事務と、市町村の

小學校の管理及び監督

教育事務との二類があることは、既に述べたところである。されば、市町村會又は市町村學校組合町村學校組合は、法律命令の範圍内に於て、其の自治權を以て、市町村の教育事務の處理を議決し、市町村長又は學校組合管理者は、其の議決を執行するけれども、市町村長は、又別に、國の機關たる資格を以て、就學事務の如き、市町村又は學校組合の區域内に關する國の教育事務を管掌し、併せて、市町村立小學校を管理すべきものである。所謂市町村長が、市町村立小學校を管理するといふのは、國の機關として當該學校に關し、校地の選定、校舍の建設、器具、器機、圖書の備付、保管等をなすが如き、主として、物質的設備を完了して、教員の實際的、事務に、支障なからしむるの義である。然れば、小學校長及び教員の執行する國の教育事務とは、全然其の任務を異にするものであるから、市町村長は、何等小學校長又は教員を監督拘束するの權能はないのである。

監督機關

監督 監督とは上級官廳が、下級官廳の執行する事務の法規命令に違反せざるや、否やを監視し、消極的に、其の統一を圖るものであつて、上に述べた管理とは其の意義を異にしてゐる。而して、市町村の教育は、市町村長の管掌する國の教育事務たるに、其の管理する市町村の教育事務たるに、又、小學校長及び教員の執行する國の教育事務たるを問はず、**府縣知事**が之を監督するのである。而して、最後に全國の教育の事務を監督する最高官廳が、即ち**文部大臣**である。

【参照】(令) 第六十條 第六十五條

地方官廳の監督

府縣知事が、間接に其の部内の吏員の執行する、教育行政事務及び小學校長、教員の執行する教育事務を視察し、監督する補助機關中、主要なるものは**視學**及び**視學官**である。

視學視學官

視學は上官の指揮を承け、其の部内に於ける學事の視察をなし、

及び教育に關する庶務に従事する。**視學官**は、學務部長たる書記官を以て之に充て、上官の命を承け、學事の視察、其の他教育に關する事務を掌る。以上**視學**及び**視學官**の視察事項は、次ぎの通りである。

- (一) 教育に關する勅語の旨趣の實際に行はるゝ情況
- (二) 市町村に於ける教育行政の情況
- (三) 學校教育の情況
- (四) 學校衛生の情況
- (五) 學事關係職員職務の情況
- (六) 學事集會の情況

文部大臣の監督

文部大臣は、全國の教育行政事務を管掌すると共に、又之を監督する。而して、其の視察及び監督の爲めに、使用する補助機關の中で、主要なるものは**督學官**と**視學委員**とである。**督學官**は學事の視察監督を掌り、又、各局に屬して其の事務を掌る。**視學委員**は

必要に應じて、直轄學校の教官等の中より任命し、多くは専門の學科目に關し、特に視學の事務を命ぜられるものである。視察すべき事項は畧々次の如きものである。

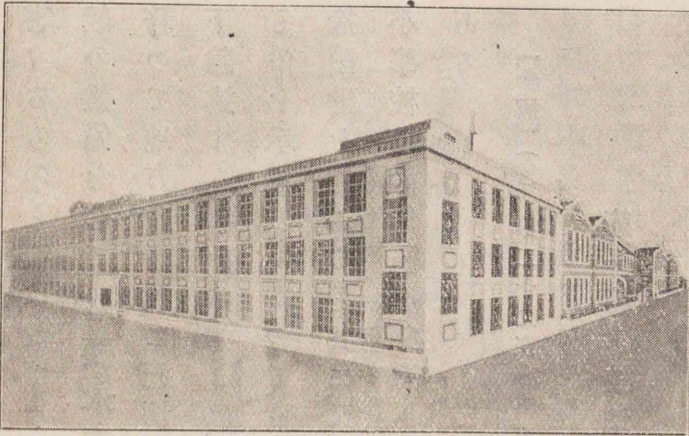
- (一) 教育行政の情況
- (二) 學校教育の情況
- (三) 學校衛生の情況
- (四) 學校經濟の情況
- (五) 學事關係職員執務の情況
- (六) 通俗教育其の他の教育學藝に關する諸施設の情況
- (七) 其の他殊に指命を承けたる事項

第十三章 小學校の設備

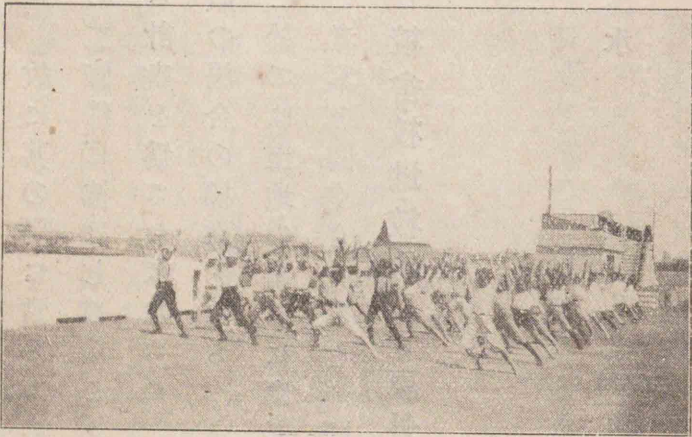
小學校の設備

現時の學校教育は、合同教育であるから、往昔の個別教育時代と同一視することは出來ぬ。若し、小學校の設備が缺陷の多いもの

であつたら、幼弱な兒童の身體若くは知徳の上に、影響を及ぼすこ



大阪市船場小學校校舍全景



屋上體操場に於ける體操

とは當
然であ
る。然
れども、
又、市町
村立小
學校の
設備は、
市町村
の資力
に基づ

設備上の注意

くものなるが故に、徒らに理想的の完備を求めて、地方の民度に適

應せざるが如きことがあつては、却つて教育の健全なる發達を阻害するものと云はねばならぬ。故に其の局に當るものは、専ら諸般の設備をして**必要永遠**の二條件に協はしめんことに注意し、務めて地方の情況に適切なる計畫を爲さねばならぬ。然れば、以下論述する事項の如きは、一般の場合の標準となるべき理想的のものを示すのであつて、實際に於ては土地の事情に應じて、大に取捨斟酌を加ふると共に、又、大に考案を回ぐらすことが肝要である。小學校の設備上、必須なものは**校舍・校地・校具及び屋外體操場**である。

【參照】(令) 第二十九條、第三十條

第一節 校地及び水

校地は一旦選定されると、容易に之を變更することが出來ぬば

校地

校地選定の要件

位置

かりでなく、之を一面より考へれば、校地が兒童の徳性に及ぼす偶然的感化は、頗る有力なものであるから、學校建設の最初に於て、最も慎重に之を考究して選定せねばならぬ。校地選定上の要件を擧げて見ると、次ぎの通りである。

一、校地の位置

(一) 通學上の要件 各部落の中央に位し、兒童の通學に適當なる距離に在る地點を選ぶがよい。然し、單に中央のみを條件として、山頂溪間人家なき平野の如き地點に設けるのは、固より不可である。兒童通學の最遠距離は尋常小學校に於ては**二十五六町**、高等小學校に於ては約**一里**を以て限度とする。獨逸では四キロメートルが小學校兒童通學の最遠限度としてあるやうである。

(二) 道德上の要件 閑靜にして歴史上の遺蹟等を有し、兒童の徳性涵養上、適當なる地を選定することが出來れば最もよろしい。之に反して、周圍に卑猥賤劣、風俗を素すやうなもの、ある地點は、斷じて之を避けねばならぬ。

(三) 衛生上の要件 高燥にして排水良く、空氣清潔にして流通よく、光線の射入良好なる地點を選ぶがよい。其の他、有害なる瓦斯臭氣ある物質又は有機物の發散する

面積

地煤煙の飛散する地、陰鬱なる土地等は孰れも不可である。概して、粘土質植物質の地質は衛生上不良である。
(四) 教授上の要件 周囲が喧噪で兒童の注意を亂し、學習を困難ならしめる場所即ち市場工場停車場等の附近は避けねばならぬ。
(五) 風致上の要件 以上の四要件は、最も必要なものであるが尙土地が開豁で眺望に富み、山川草木の自然美に圍繞せらるゝ土地を選ぶことが出来たならば教育上特に有利である。

【参照】(則) 第六十四條

二、校地の面積

校地はなるべく廣いのがよい。其の標準を示せば、兒童一人に付平均二坪以上を有し、將來尙擴張の餘裕ある地を選定するがよい。普魯西に於ては、兒童一人に付平均三メートル平方の面積を以て校地の標準とし、山地又は都會地に於ても、少くとも一・五メートル平方の面積を有するやうに規定してある。

體操場

屋外體操場

屋外體操場は、ストウの所謂屋根なき教室であつて、衛生上訓練上、小學校には缺くべからざるものである。其の位置は、なるべく校舎の南方、又は東南に設け、其の面積は、兒童一人に付平均一坪以上とし、地中は小石を以て固め表面に砂土を敷き多少の勾配を設けて、排水に便にし、又、西方若くは北方には、常綠樹を植ゑて、夏季綠蔭を得ることに注意を要する。

而して、適當の場所に鞦韆、圓本、回旋塔、築山、鐵棒、懸垂柵等、種々の遊具器械を設けて運動に便し、且つ、教員は、便宜當番を設けて之が監督の任に當るのである。

校地に缺くべからざるものは、清冽なる飲料水を、十分供給し得るの設備である。水の豊富なことは、單に兒童衛生上の爲めのみでなく、校舎其の他の清潔及び非常變災の際に於ける、消防上に極めて必要なものである。

給水

第二節 校舎

校舎

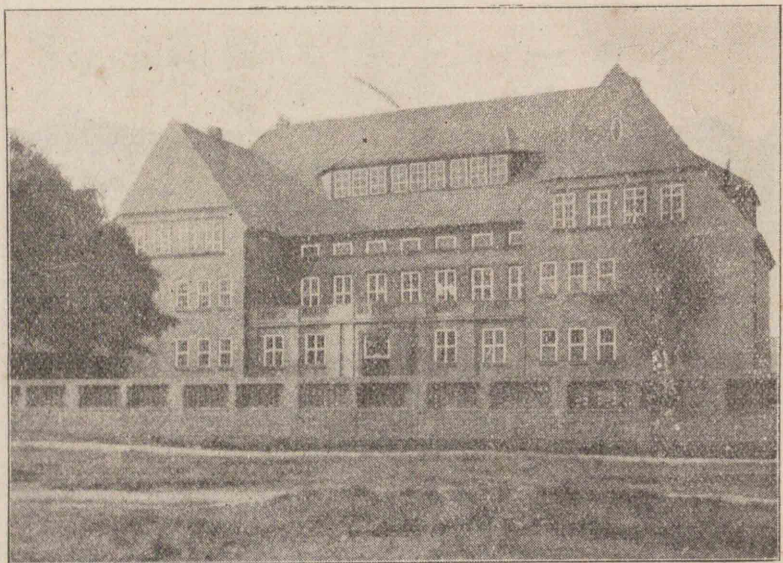
小學校の校舎は、教授上、管理上、衛生上の利便を主とし、尙地方財政上の事情を考へ、質朴堅牢を専らとして建築すべきであるが、尙美觀も備はるならば教育上一層良好である。

建築材料

校舎建築の材料には種々ある。鐵筋コンクリートが最良であるが、我が國現時の經濟狀態に於ては、木造を以て最も民度に適するものと見ねばならぬ。屋根には、瓦木羽藁スレート葺等があるが、防火上、保存上からは、瓦葺とするのが得策である。窓戸は、外面の風雨に暴露する方には硝子を用ふるのがよいけれども、内面には日本紙を用ふるのもよい。

校舎の位置

校舎の位置は、校地の形狀や、交通又は地方風等の關係から定めねばならないから、一定し難いけれども概して、東南向か又は



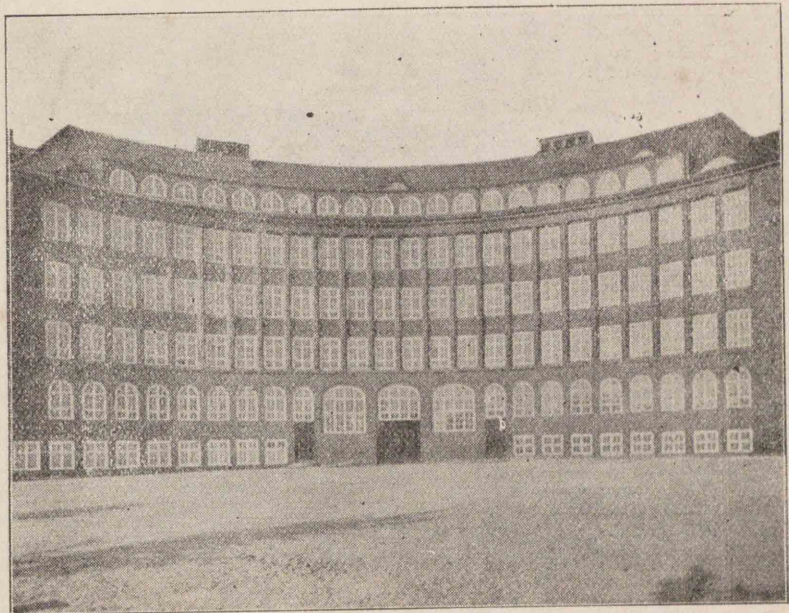
獨逸ノ或國民學校校舎

南向が最良で、西南向が之に次ぎ、東向、西向は不利で、北向が最も不可としてある。且、なるべく道路に接近せず、往復の頻繁な道路とは相當の距離を有することが必要である。

建築の様式は、和洋折衷式が最も利便で、若し建築費の制限がないならば、平屋建離散式を採り、各室を分離せしむるときは、管理上訓練上の利便が甚大である。

校舎の形状

校舎内の間取り



獨逸ハブルグ市レーブンゲル街國民學校校舎

校舎の形状にも種々

あるけれども、その中で一字形、二字形、三字形、四字形等がよろしい。而して二種以上の建物が相並ぶときは、其の相互の間隔は、少くとも光線の來る方向に在る建物の高さと同尺以上の距離がなければ、採光を妨げる虞がある。

校舎内の間取りは、學級編制及び兒童の性別等に應じて、多少の工夫を要

教室面積及設備

するけれども、概して正面を玄關とし、附近に教員室を設け、又圖書室、應接室、器械標本室、小使室を其の附近に設け、其の他は順次に普通教室、特別教室及び必要なる諸室を設けるがよい。

一、普通教室

(一) 面積 兒童數の多少に依つて一定し難いけれども、教師の方面よりは、管理上の利便を有し、兒童の方面よりは、教師の音聲及び黑板上の文字を容易に判別し得る範圍内に、其の座席を有するやうにせねばならぬ。其の面積は幅三間乃至四間、長さ四間乃至五間を適當とし、且審美上の方式に従ひ、稍々長方形にするのが最もよい。

教室内に於ける兒童の最前方の机は、教壇を距ること四尺以上、最後方の腰掛は後面の壁を距ること少くとも一尺五寸、最近の窓を距ること一尺五寸以上なるを要し、又机間の距離は中央に於ては二尺以上、其の他は少くとも一尺五寸以上なるを要す

牀面

る。兒童に對する室内の牀面積は、一人平均三尺平方(一坪四人より少くない割合とし、天井は牀面より九尺以上、尙牀面は濕氣を避けるため、少くも地上二尺以上とする。教室の床には乾燥した床板を用ひて、十分相密接せしめて張りつめる。教室面の壁隅には三角形の棚を据えて、盆栽花瓶石膏像等を置き、黒板の上面又は左右の壁間には、偉人の肖像風景畫校訓格言、又は地圖等を掲げる等の用意が必要である。而して、若し別に講堂を設けることの出来ぬ場合は、豫め隔壁を撤し、數教室を合併して之を代用し得るやうにして置くのがよい。

通風

(二)通風 次ぎに吾人の呼吸中には、著しく炭酸瓦斯及び其の他の有毒性物質を含有するものであるから、教室はその收容兒童に對して、常に十分なる新鮮の空氣を供給し得るやうにせねばならぬ。學者の計算に依れば、兒童一人の要する新鮮なる空氣の量は、毎時約十二乃至十五立方メートルであるといふから、數十名の兒童を收容する教室に於ては、回轉窓の設備をなし、又教授の前後には必ず窓戸を開放して、空氣の流通を調節し、

殊に一室内に數學級の兒童を集合せしめた場合に於ては、一層之に注意することが必要である。

若し空氣の交換を怠るときは、教室内の空氣は漸く汚濁に變じ、兒童をして遂に頭痛眩暈等を起させることになる。通常空氣の清濁の度は、其の含有する炭酸瓦斯の分量を標準として檢するのであるが、其の量が千分の一に至ると、人類に危害を與へ、千分の三乃至四に達すると、其の有毒性物質のために、人をして窒息せしむるに至るといふことである。我が國の小學校の教室に於ける空氣が、千分の三に近い炭酸瓦斯を包含したることのあるは、既に學者の實驗したところである。

採光
窓の面積

(三)採光 日光は衛生上に必要なるのみならず、兒童の精神を爽快にし、學習に生氣を與へ、動作を活潑ならしめるものである。

から、學校設備上、採光窓の裝置は、又極めて重要な事項である。採光窓の總面積は、少くも牀面積の六分の一以上なるを要し、五分の一に達すれば先づ満足すべきである。窓の下縁は、床上凡そ二尺五寸とし、上縁は高く天井に接せしめ、且なるべく其

の上部に回轉窓を設け、開閉自在ならしめるがよい。窓の下縁が
高きに失するときは、採光及び通風に不利を來し、之に反して
低きに失すれば危険の虞がある。

教室の光線は、凡べて、**兒童座席の左方**より採るのを原則とする。
前面より來る光線は、明視を妨げ、且視力を害する虞がある。若し
左方の光線のみで不十分なときは、更に右上方より採光してもよいが、
此の際は左方の光線よりも微弱な**補助光線**たるに止むべきものである。
屋上より採る光線は、稍々平均に兒童の座席に達するといふ
便利はあれど、窓の構造が極めて困難で且つ多くの費用を要する。

又餘りに強烈な光線の直射は有害であるから、窓掛を設けて之を緩和すべく、若し之を設けることが出來ぬ場合には、**磨硝子**を用ふるか、又は硝子に白ペンキを塗つて白堊細粉を附し、又は白紙を張るがよい。其の他壁色及び窓掛の色も、室内の明暗に

光線の方向

壁色

深い關係を有するものであるからなるべく淡灰白色淡黄色或は淡青色等の如き、暗黒に近い中性色を用ふるがよい。又壁の破損汚穢等を避けんがために、窓から下部二尺五寸乃至三尺を度として腰板を附するがよい。

暖房

(四) 暖房 教授上適當なる教室の温度は、**攝氏の十五度乃至十八度**である。若し氣候が甚だしく寒冷に過ぎるときは、暖房の装置をなさねばならぬ。暖房装置は均一に温熱を兒童の座席に與へることが出來て、且諸種の有害瓦斯等を發するものがないものが完全である。

されど、小學校に於ては普通には暖爐又は火鉢を用ふることが多い。火鉢は、木炭の燃焼に依つて炭酸瓦斯及び其の他の有害物を發生するばかりでなく、温熱の傳達が不均一で、且危険が多いけれども、經費の關係上、今日尙使用するものが多い。之を用ふるには、豫め室外で木炭を烈火となした後に、室内に入れることと、兒童養護上の注意を怠らないことが大切である。暖爐は、火鉢よりも勝つては居るが尙温熱を全般に傳達する装置と、水蒸氣を發生せしめて空氣の乾燥を防ぐ装置とが必要である。

火鉢

教室の面積と児童數

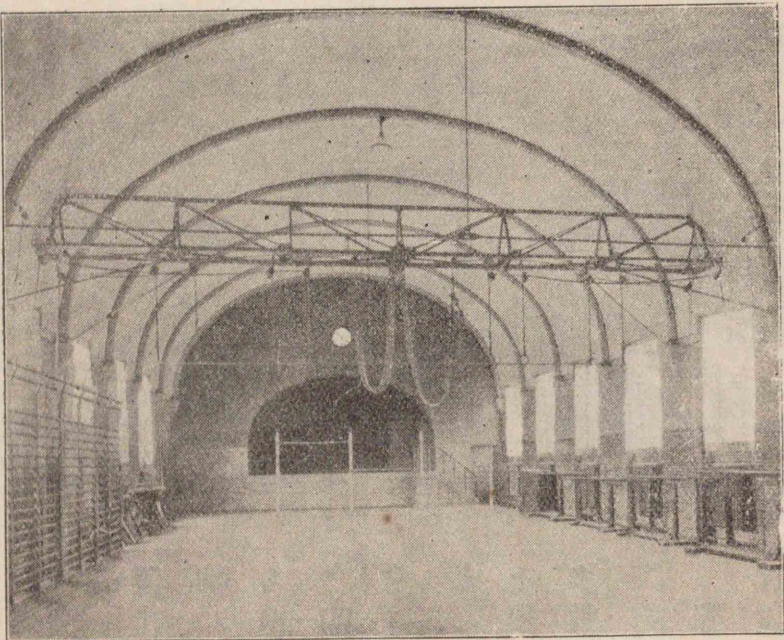
又児童の座席は少くとも、火鉢又は煖爐より二尺五寸以上を隔てるやうにするがよい。
以上は、教室の設備に關する標準であるが、尙左に文部省に於て調査せられた、教室の面積と、收容児童數との割合を表示しよう。

室の大きさ	児童數	室の大きさ	児童數	室の大きさ	児童數
長さ三間半 幅三間	三十八人乃至 四十二人以内	長さ四間半 幅三間半	五十六人以内	長さ四間半 幅四間半	七十二人以内
長さ四間 幅三間半	四十八人乃至 四十四人以内	長さ三間半 幅三間半	七十二人以内	長さ四間半 幅四間半	七十二人以内
長さ三間半 幅三間	六十人以内	長さ三間半 幅三間半	八十人以内	長さ四間半 幅四間半	七十二人以内
長さ三間半 幅三間	六十人以内	長さ三間半 幅三間半	八十人以内	長さ四間半 幅四間半	七十二人以内
長さ三間半 幅三間	六十人以内	長さ三間半 幅三間半	八十人以内	長さ四間半 幅四間半	七十二人以内

特別教室

二、特別教室 特別教室の中で、唱歌教室は普通教室と多少離隔した教室を充てるがよい。若し、之を設けることが出来ないときは、講堂を代用してもよい。裁縫教室は、之を疊敷にして、女兒の作法教授等にも兼用すれば、利便が多いであらう。其の他手工教

御影奉置所



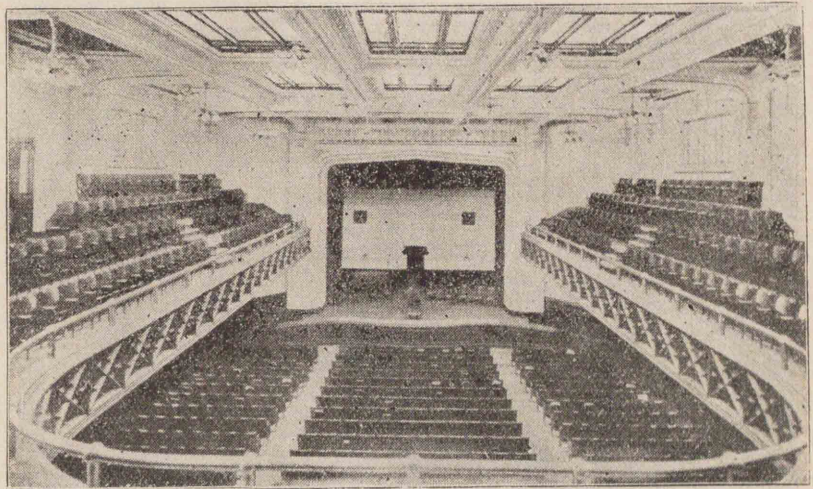
獨逸ハムブルグ市アルトルン國民學校體操場

室理科教室、圖畫教室、實業教室等も、事情の許す範圍に於て適當に之を設備すべきである。

三、御影及び勅語謄

本奉置所 御影は、校地内の適當なる場所を選んで、最も尊嚴に之を奉置せねばならぬ。校地内に堅牢なる石造又は煉瓦造の一棟を建設することが出来るならば、最も宜しいが、別に一室

講堂



堂講の校學小一國米

を選んで奉置してもよい。講堂若くは教員室の一部を劃して、奉置する場合には、殊に鄭重にし、神聖に奉置する用意がなくてはならぬ。

四、講堂及び屋内體操場

講堂は、全校の修身講話若くは數學級の合同教授其の他諸種の儀式を舉行するに必要なものである。多數兒童を一時に收容する場所であるから、若し之を階上に設ける際には、牀の構造を最も堅牢にすることを怠つてはならぬ。階

屋内體操場

上に於ける講堂が、牀の墜落の爲めに、多數の兒童をして、負傷せしめた實例は少くない。

屋内體操場の一部を、コンクリート・アスファルト、若くは木煉瓦敷とすることが行はれてゐるが、これは衛生上運動上却つて不利であるといふ説もある。又、雨雪の多い地方では兒童控所兼用として、最も必要なものであるから、なるべく之を設けるがよい。若し講堂を特設することが出来なければ、屋内體操場の構造を稍々鄭重にし、之を講堂兼用とするのも不可ではない。

圖書室、器械標本室

五、圖書室器械標本室 是等の室は、教員室に接近して設けるのがよい。若し之を設ける餘裕のない場合は、教員室を大なる一室に設け、其の一部に圖書室及び器械標本室を併置するか、階段の下又は廣い廊下等に整理して置くのが便利である。

宿直室、教員住宅

六、宿直室教員住宅 便宜の位置に宿直室を設け、宿直室に近

昇降口、廊下

く小使室を設けるがよい。教員住宅は、成るべく校地附近に設けるがよいけれども、多数の教員があつて、且、部落の多い所では、各部落毎に之を分設して、教員を配置するのがよい。

七、児童昇降口及び廊下階段出入口 昇降口は、常風の方向を避け、男女を區別して相對せしめ、履物及び傘置場を設けても、尙餘裕が十分で混雜のないやうになるべく廣く設備するがよい。廊下は凡べて片廊下となし、且、舎内の北方に設け、**間内廊下**とするのを原則とする。但し、冬季雨雪侵入の虞のない暖地では、吹抜廊下とするのもよい。廊下も、亦簡易な児童控所となり、屋内運動の場所にも充て得るからなるべく六尺以上の幅とするのがよい。又、二階建の校舎では、必ず二個以上の階段を設備し、幅六尺以上、**蹴上げ** 五寸乃至六寸、**踏面** 八寸乃至一尺とし、且、勾配を緩くする爲に、**曲折構造**とし、中間には**踊場**を設け、手欄を附し、階上の正面

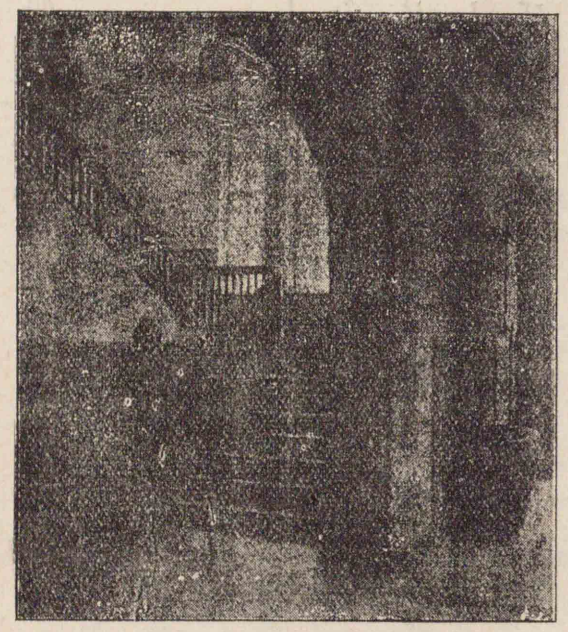
階段

出入口

便所

には、採光窓を設けるがよい。

出入口は、一般に外開き戸か、又は引戸とし、餘り音響を發しない



曲 折 階 段

装置として、各教室に必ず二個以上を設けるがよい。

八、便所 便所は、別棟とし、夏季常風の方面を避け、校舎及び井戸を距ること、四間以上の地に設け、又屋根に近く通風窓を設け、天井を張らず、且、周圍に常緑樹を植ゑて、臭氣の發散を防がねばならぬ。便所の内溝は、不滲透物を用ひて之を作り、適當なる高さに採光窓を設け

て、なるべく不潔に陥らないやうな注意が必要である。便所の數は、男兒百人に付大便所二個以上、小便所四個以上、女兒百人に付五個以上の割合を適當とする。

第三節 校具

校具

小學校に於て備へ付くべき用具はなるべく簡單で、其の用に適し、然かも堅牢なものでなくてはならぬ。徒らに高尙複雑なるものを具へ、若くは外觀は美麗でも、高價で脆弱なものを具ふことは、常に經費上の損失たるばかりでなく、教育上にも面白くないことである。小學校に必要な校具を大別して、教授用具、教室用具及び雜用具の三種とする。

教授用具

一、教授用具 教授上必要な用具は、**圖表類・器械類・標本類**の三種である。

學校圖書館

(一)圖表類 教科用書、教育諸法令、掛圖類、地圖類、辭書類、其の他の教師用參考書を含む。漸次少年讀物を蒐集して兒童圖書館を設け、又通俗的な實業圖書、社會に關する圖書、法律經濟教訓に關する圖書等を購入し、地方民のために**學校圖書館**を設けて之を開放することになるならば、社會教育上甚だ有益なことである。

(二)器械類 理科學術地理等の教授上に必要な器具器械類を含む。先づ教授上最も重要なものを具へ、其の他はなるべく教員の自から工夫製作したものを備付けるがよい。

(三)標本類 庶物標本、博物標本、地理歴史標本、其の他算術手工裁縫等の教授に要する標本は少くない。是等も學校附近に於て蒐集し得らるゝものは、出來得る限り教員自から之を採取し調製し、或は他材と彼我交換して漸次全きを圖るがよい。

教室用具

二、教室用具 教室用具は、常に教室内に備へ付け置くべきもので、大小黑板、教卓、教鞭、教壇、兒童用机及び腰掛、其の他踏み臺、水差等の小器具である。

黑板

(一)黑板 黑板には、固定黑板と回轉黑板との二種がある。其の用材には、朴、銀杏、檜等の乾燥したものを用ふるのが最良であ

る。長さ六尺幅四尺とし、一教室毎に二枚を備へ、稍々斜面に之を懸ける。其の下端には溝を設け、白墨粉末の飛散を受けしめ、兩端には教鞭と黑板拭とを懸ける装置が必要である。黑板の表面は、純黒又は濃綠色で、光澤がなく、且、之を拭拂するも、其の色が脱落しないものがよい。又、一學級に二枚の小黑板を備へることが必要である。

教卓・教壇

(二) 教卓・教壇 教卓は、普通の机より稍々高く、教壇上約三尺の高さのものがよい。教壇は高さ六寸幅四尺とし、長さは略黑板と同じにする。又、幼年兒童の板書に便ならしむる爲に、踏臺を備へおくことが必要である。

兒童用机、腰掛

(三) 兒童用机・腰掛 校具の中で兒童身體の發育、健康に至大の關係を有するものは、兒童用机と腰掛とである。其の構造に就いては、種々の考案を用ひたものが多く、獨逸に於ては、既に二

善良なる机腰掛の條件

百餘種の様式を見るに至つたといふ。今兒童用机・腰掛を選定するに方り、最も必要な條件を擧ぐれば、次ぎの如くである。

甲、教育的條件

- イ、起立も着座も容易に而かも靜肅に出來て、教授の妨害をしないこと。
- ロ、机も腰掛も、共に牀面に安定し、教室内の整頓を妨げないこと。
- ハ、兒童の學習に都合がよくて、學用品の出入整頓に便利なること。
- ニ、兒童の起立又は着座に際し、隣席を妨げぬこと。
- ホ、教員の机間巡視を容易にし、且各兒に直接の指導を與へ得ること。

乙、衛生的條件

- イ、兒童をして、正しき姿勢を保たしめ得ること。
- ロ、兒童の動作に、窮屈を感じしめざること。
- ハ、掃除清潔に利便なること。

丙、技術及び經濟的條件

- イ、教室内で多くの面積を占めないこと。
- ロ、構造が堅牢で、且廉價なること。

机腰掛の高さ

机面の高さ及び傾斜

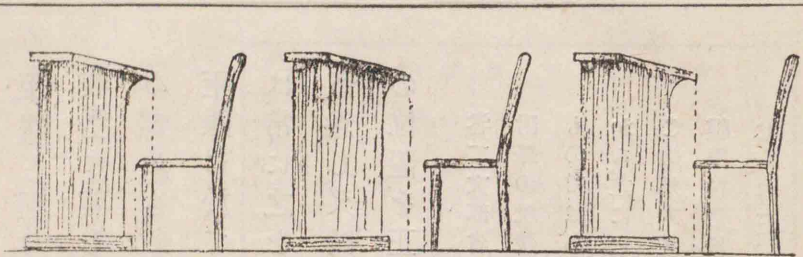
ハ、地方職工の手で、容易に製造し得ること。

總べて、**兒童用の机及び腰掛の高さ**は、兒童の身長に應ずべきもので、**腰掛の座面の高さ**は、下腿の長さよりも、稍々短かく其の**座面の幅**は、上腿の長さに従ふべきものである。蓋し着座の際には上腿を座面に載せ、兩下腿は之を垂直にし兩足は平に床面を踏むのを必要とするからである。又、**腰掛の倚靠**は、腰柱骨及び胸椎骨を支持し、安坐に便ならしむるものである。是等の寸法は、文部省に於て其の標準を示されて居る。

机の高さは、前に定めた腰掛に正坐して、前臂を直角に曲げた肘の下面から、腰掛の座面に至る距離に七分乃至一寸三分を加へたものに腰掛の座面の高さを合せたものを標準とする。

机の表面は、之を**平面**にせよとの説と、**斜面**にせよとの兩説があるけれども、若し、經費上の都合がつかぬならば、前方に三寸以

机腰掛の距離



距離陰

距離陽

距離無

内の平面筆等の置場を作り、其の内面を斜面とするがよい。傾斜の角度は、**十二度乃至二十度**を以て適度とすることが、學者の定説である。机腰掛は、一人用のものが最もよいけれども、經費の關係及び教室内の面積の關係から、二人用のものを備へるのが多い。なるべく、一教室内に高低數種を與へ、兒童の身長に従つて、適度のものを配當するがよい。

机の内端と、腰掛座面の前端との**距離**に就いては、其の間全く相離れることなく、即ち其の水平面距離が零なるときは、之を**無距離**と云ひ若し兩者が相離れて距離を生ずれば、之を**陽距離**といひ、相互の一部が相重なるときは、之を**陰**

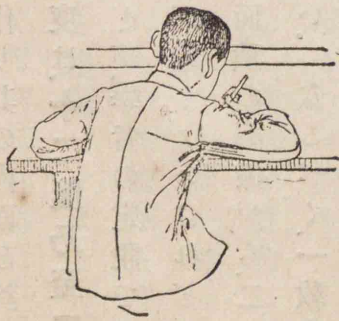
距離と稱する。此の位置は兒童の姿勢に著しき關係を有するものであるから、教員は常に兒童をして、陰距離に於て筆寫せしめ、靜坐の際には、常に之を無距離とさせることに留意し、又時々注意を與へて、机腰掛の位置を正しくさせねばならぬ。

嘗て文部省に於て制定せられた、施行規則附録の机腰掛の標準は、既に廢止せられたものではあるが、尙十分参考の價値があるから、左に之を掲げる。
この外、大正十年八月二十二日文部次官通牒、學校用机腰掛の標準に關する件を参照せられたい。

勢姿の寫筆きし正



勢姿の寫筆るな不正



雜用具

項目	號	身長		機ノ高	機ノ幅	機ノ長	机(一人掛)ノ長	腰掛ノ高	腰掛ノ幅	腰掛ノ長	倚用男兒		靠用兒女	
		一	二								第一横木ノ高	第二横木ノ高	第一横木ノ高	第二横木ノ高
一	號	一〇〇以上	一〇〇未滿	一五、五〇	一一、〇〇	三〇、〇〇乃至三六、〇〇	二六、〇〇乃至三二、〇〇	八、二〇	八、六〇	八、二〇	五、〇〇	四、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇
二	號	一一〇以上	一一〇未滿	一七、〇〇	〃	〃	〃	九、〇〇	九、四〇	九、〇〇	五、四〇	四、四〇	一〇、八〇	一〇、八〇
三	號	一二〇以上	一二〇未滿	一八、五〇	〃	〃	三六、〇〇	一〇、二〇	一〇、八〇	九、八〇	五、八〇	四、八〇	一一、六〇	一一、六〇
四	號	一三〇以上	一三〇未滿	二〇、〇〇	〃	〃	〃	一一、〇〇	一一、〇〇	一〇、九〇	六、二〇	五、二〇	一二、四〇	一二、四〇
五	號	一四〇以上	一四〇未滿	二一、五〇	〃	〃	〃	一一、八〇	一一、四〇	一一、四〇	六、六〇	五、六〇	一三、二〇	一三、二〇

(身長欄の數字はセンチメートル、括弧内及び机の高き以下の數字は寸)

三、雜用具

雜用具は上述の校具の外、校務に必要なもので、門札・國旗・教員机・時計・寒暖計・報時器・提灯・宿直用具・消防用具・火鉢等を含み、其の種類が頗る多い。何れも、實用に適切で經濟的のものを

備へ付けることに努めねばならぬ。

第四節 學校園

學校園

學校園は、學校に於ける諸種の教授に、生きた材料を供給し、兒童をして自然物に接近して、自ら之を觀察せしめ、自然を樂み、勤勞を愛好する習慣と、美感とを養はしめることが出來て、教育上最も必要なものであるから、文明國中には、法令を設けて之が設備を強制するものもある。即ち**白耳義**に於ては、果樹及び園藝を以て、小學校の必修科となし、更に法令を以て、各小學校には、少くとも一、**グロ―セ**〔約一段歩〕の學校園を附設せよと規定し、其の他、**佛蘭西**及び**加奈太**に於ても、亦、法令を以て之が設備を強制して居る。

學校園の區分

小學校に於ける學校園の面積は、三百坪内外を有することが出來れば十分ではあるが、財政上の關係及び兒童數の多少に依り、百坪乃至二三十坪位でも差支はない。而して、之を設けるときは、其の面積に應じて適宜之を區劃し、**植物園・蔬菜園・草花園・果樹園・樹林園・農業園**等とし、學術上工業上の有益な植物より、農業上の作物に至るまで、漸次之を栽培し、尙校地内の空地、運動場の一部等を利用して、四季机上の花卉類を植ゑて、美觀を添へ、其の他、池を穿ちて魚類を放ち、蜜蜂家禽等を飼養せしむることが出來れば、一層有益である。學校園の管理については、兒童の受持區域を定め、互に協力して、之が整理の任に當らしめ、尙**學校園日誌**を備へて、天候作業及び觀察事項等を記入させ、其の生産物は、勉めて之を教授上に利用するの外、花卉は以て教室の裝飾に供し、種子、果實等は或は教員兒童共に之を試食し、或は之を兒童に分配して、家庭に持ち歸らしめ、其の收穫の稍々多きものは、之を賣却する等、有益に之を處分するがよい。

管理及び利用

學校の保管

第五節 諸設備の保管

以上、校地、校舎、校具等の保管については、學校長に於て、常に營繕係備品係當直、宿直等を定めて、其の取締をなすべきである。固より、此等の諸設備は、非常變災の場合を除くの外、小學校の目的以外に、之を使用することを得ざるを本則とするものではあるが、尙、教育、兵事、産業衛生、慈善等、公益上の目的のため、特別の必要あるときは、之を使用して差支ない。又、近時相當取締の下に、議員の選舉演說會等にも、校舎を使用し得ることになつた。

【参照】(金) 第二十九條、第三十條、第三十一條

第三篇 學校衛生

第一章 學校衛生の必要及び範圍

學校衛生の意義と必要

學校衛生とは、兒童及び教員が學校生活の爲めに被むる身體上の危害を豫防し、其の發育健康を保護する方法を講ずることである。蓋し、兒童の身體は、發育中のもので、尙軟弱なるを免れないから、外來の刺激に犯され易く、之に加ふるに學校生活は、多數の集合なるが爲め、健康を害する諸種の誘因が家庭よりも甚だ多く、其の他、學校生活は、一方に於ては規律が稍々嚴であり、他方に於ては學業の負擔が漸く重く、兒童の精神を刺激することが少くない。故に學校衛生は決して忽諸に附すべきものではない。

學校衛生の範圍は、頗る廣汎なやうではあるが、凡そ之を左の四項に概括することが出来る。

學校衛生の範圍

- 一、學校設備に關する衛生
- 二、學校生活に關する衛生
- 三、學校兒童に關する衛生
- 四、教師に關する衛生

第二章 學校設備に關する衛生

第一節 學校清潔法

小學校設備上の衛生に關しては採光通風煖房机及び腰掛に關する注意を以て其の主要なるものとする。而して是等は既に其の設備に關聯して前篇に於て詳述した所であるから、本篇に於ては主として學校の清潔に關する方法を説明するに止める。蓋し、校舎の設備が如何に完備しても、常に之が清潔を保ち得なければ、衛生上有害であるのみならず、校舎の保存上にも、亦不利益なこと

設備上の衛生

が多いからである。

學校清潔法の實施に就いては、近時、兒童をして之を爲さしめることの衛生上有害なことを主張するものがないではないが、概して病菌の少い地方に在つては、便所其他の特殊の場所を除くの外は、兒童をして之を洒掃せしめることは、經濟上及び訓練上より見て、有益なものであるから、衛生上適當の方法に依つて之を行ひ、以て清潔整頓秩序等の良習慣を養成することが必要である。されど大都市などでは、諸種の病菌の散布が甚しいから、小使をして洒掃の任に當らしめるのがよろしい。

明治三十年文部省訓令の學校清潔法は、即ち清潔法の標準を示されたものである。左に其の全文を掲げる。

學校清潔方法

(明治三十年文部省訓令第一號)

學校ノ清潔ハ衛生上忽ニスヘカササル所ナルヲ以テ學校衛生顧問ニ諮詢シ左ノ通

學校清潔法

清潔方法ノ標準ヲ定ム依テ各學校ヲシテ之ニ準據シ其ノ清潔ヲ保タシムルコトヲ務ムヘシ

學校清潔方法

清潔方法ヲ分チテ日常清潔方法及定期清潔方法及浸水後清潔方法トス

日常ノ清潔法

甲 日常清潔方法

- 一 教室及寄宿舎ハ毎日人ナキ時ニ於テ先ツ窓戸ヲ開キ如露ヲ以テ少シク牀板及ヒ階段ヲ潤ホシ掃出シタル後濕布ヲ以テ建具校具等ヲ拭フヘシ但掃除ノ爲メニ室內ヲ潤ホスハ生徒ノ再ヒ之ニ入ルマテニ充分乾燥シ了ルヲ度トスヘシ
- 二 教室及寄宿舎ニハ其ノ人員ニ應シ紙屑籠ト少量ノ水ヲ盛レル唾壺トヲ備ヘ紙片其ノ他棄却物ハ必ス紙屑籠ニ投入シ痰唾ハ必ス唾壺ニ於テシ決シテ室內廊下等ニ放下セシムヘカラス
- 三 紙屑籠及唾壺ハ毎日之ヲ掃除スヘシ
- 三 寄宿舎内ニ於テハ戶外ニ於テ用フル履物ヲ禁スヘシ但止ムヲ得サル事情アリテ特ニ之ヲ許ストキハ適宜ノ方法ヲ設ケテ室内ノ不潔ニ陥ラサルコトヲ務ムヘシ
- 四 靴ノ儘昇降スル校舎ノ出入口ニハ人員ニ應シ靴拭ヲ備フヘシ

十九、建具、牀板、校具、腰張等ノ浸水シタルモノハ清水又ハ熱湯ヲ以テ洗拭シタル後可成之ヲ日光ニ曝シ充分ニ乾燥セシムヘシ

二十、浸水ノ害ヲ被リタル井戸ハ必ス數回之ヲ浚渫シテ汚物ヲ除キ井戸側ハ清水ヲ以テ洗ヒ能ク水ノ澄ミタル後ニ之ヲ使用スヘシ但シ開校後一箇月間ハ必ス其ノ水ヲ煮沸シテ飲用スヘシ

二十一、右ノ外定期清潔方法ニ掲ケタル各項ヲ適宜應用スヘシ

第三章 學校生活に關する衛生

第一節 兒童の姿勢

兒童が若し不正の姿勢で、永く課業に従事するときは、自然に骨格の畸形を呈するやうになるのは免れぬところである。即ち、机面の餘りに低いものを用ひ、又は、机腰掛が陽距離の場合に於て餘り永く課業に従ふときは、胸腹部を壓迫することが多いから、呼吸及び血行の機能を妨げ、且脊椎彎曲症に陥るやうになる。若し

又腰掛が餘りに高いときは、下脚懸垂の爲めに、疲勞を感ずることが多く、且、上脚は自づから之がために牽引せられて、遂に **大腿骨彎曲症** に罹ることがある。然れば、教授中に於ては、兒童の姿勢に注意し、常に正しき姿勢を保たしめ、それが漸次慣習となるに至らしめねばならぬ。

着席の姿勢

着席の姿勢 上體は自然の直立を保ち、其の重心點が兩坐骨結節の中間に落ちる位置をとり、兩脚は自然に開き、兩下腿を垂直にし、兩足は平に床面を踏み、兩手は股の上に置き、眼は前方を正視する。若し、書籍を讀むときは、兩手で其の下部を支へて、少しく前方に傾け、兩眼と紙面との距離を約一尺二寸位にし、書寫の際には、机と腰掛との位置を陰距離とし、肘を張らずに紙面の一端を支へ、背部を少しく倚靠より離す。概して石盤又は紙面の内端を机面の内端に並行に接せさせるのがよいのである。
起立の姿勢 身體を眞直にし、口を閉ぢ、兩足を自然に揃へ、手は自然に垂れ、眼は前方を正視する。

又兒童をして永く同一の姿勢をとらせるときは、疲勞を來し易

深呼吸
二分間體操

く、従つて不正の姿勢をとるやうになるから、教授の形式の變化に伴ひ、適當に兒童を活動せしめて、なるべく姿勢に變化あらしめるがよい。所謂深呼吸又は二分間體操を行ふことなどは、永く同一の姿勢に在るがために生ずる疲勞を防ぎ、併せて、又、不正なる姿勢を正し健康の増進に資することが多い。

第二節 教授の開始及び休憩

近時疲勞問題研究の進歩に従ひ、小學校に於ける日課表、即ち授業時間割に關する論究が、甚だ盛になつて來た。蓋し兒童の疲勞を僅少ならしめ、以て教授の能率を大ならしめようとするには、教授及び心理學上の外に、更に之を衛生學上から考察して、適當なる措置をなさねばならぬ。今、左に教授の開始時刻及び休憩時間について述べて見よう。

教授開始の時刻

一、教授開始の時刻 兒童は其の年齢に應じて、一定の睡眠休憩遊戯等の時間を要するもので、従つて強制的の學習課業は其の餘裕の時間に於て之を爲さねばならぬ。然るに兒童が幼弱なれば睡眠休憩遊戯等の時間を要することが益々多いから、餘り早朝に授業を開始するときは、兒童が起床後直ちに昇校しなければならぬやうになり、従つて第一時に於ては、まだ十分に心意の覺醒を來さざる虞があるのみならず、通學路程の遠きにつれて、兒童は益益早朝に起床するの必要を來し、従つて睡眠時間を減縮して、健康上に影響を及ぼすことが頗る大となるやうになる。故に地方小學校に於ける授業開始の時刻は、夏季に於ては、午前八時、冬季に於ては、午前九時より早くてはならない。學校に於ける課業と共に、家庭に於ける兒童の復習、其の他の家事の如きも餘り多く之を強制することなく、睡眠、其の他兒童の心身發達の程度に必要な

休憩時間

時間數を考へ、而して後に其の餘を之に配當すべきものである。

二、休憩時間 元來兒童の疲勞の度は、午前に少くして、午後に多くなるものであるから、小學校に於ける教授は、なるべく其の疲勞の少ない午前の方に於て終結し、午後には専ら游泳散步、氷滑、其の他の作業のみを課すがよいとの意見もある。現に獨逸の或地方に於ては、この制度を實施して居る。即ち、各教授の中間には、僅に五六分間の用便に必要な休憩時間を置くのみで、教授を繼續するものであつて、之を名けて**不分教授**と稱する。勿論兒童の疲勞の度は、午後になると午前よりも増大することは事實であるが、其の中間に少し長い休憩時間を設けるときは、多少の回復を來たすものであるから、不分教授に對しては、反對の議論が尙甚だ多いが、獨逸諸國に於ては、歐洲大戰後殆どこの不分教授制を採用した。

休憩時間の必要

休憩時間の必要なことは、左の諸點よりして、之を確認することが出来る。

- 1、兒童の課業に於ける誤謬の量は、休憩前よりも、休憩後に於て少いことは、實驗上明白な事實である。
- 2、永續する課業に於ては、兒童の下體が先づ疲勞するから、正しい姿勢を保つことが出来ない。又呼吸作業が減殺せられ、眼筋は多少固着せられて、其の調節作用を鈍くするから、其の間に休憩時間を設け、兒童を室外に誘出して、呼吸及び循環の機能を促進せしめ、且視線を遠方に轉ぜしめ、眼筋の調節作用を促す必要がある。
- 3、教室内の空氣は、兒童の呼吸の爲めに混濁するから、時々教室を開放し、兒童を室外に誘出して、十分室内の換氣をなす必要がある。

休憩時間の長短

各教授時間の中間に於ける**休憩時間の長短**については、或は各時十分でよいといふものもあり、或は年齢に従ひ、六歳前後の兒童には各時四十分、九歳前後には三十分、十二歳前後には二十分、十五歳の兒童には十五分の休憩を與へよとするものもあり、諸家の

休憩中の動作

研究がまだ歸一するまでに達しないけれども、概して最初の第一時の後には、休憩を少くし、漸次教授を重ねるに従つて、其の時間を増加せよとの意見に對しては異論が少いやうである。フリードリッヒ・リヒテルは休憩時間を次ぎの如く之を定め、多數の教育者、衛生學者が之に賛成して居る。

休憩時間	第一時	第二時	第三時	第四時	第五時
教授時間 (午前八時始業)	五〇分	五〇分	五〇分	四五分	四五分
休憩時間	一〇分	一五分	二〇分	三〇分	分

我が國では、學校に於て、午前と午後との中間に晝食を喫する慣習があるから、此の間には、凡そ一時間の餘裕を與へ兒童をして安靜に食物を咀嚼せしめ、食後に於ても、心身を安んずる爽快にして、消化を促進させ、而して其の後の休憩時間に於ては、激烈に亘らない遊戯をさせるだけにしたいものである。又休憩時間には、兒童に對し

宿題・課題

ては、強制的の課業を課することなく、大氣中に出で、自由に過激ならざる遊戯をなさしめるのが、最も心身疲勞の回復に適するものである。

又放課後及び日曜や休日における休息遊戯等も、兒童の疲勞回復の爲めには、極めて緊要なものであるから、學校又は家庭が、課業以外に、過度の復習若くは宿題を強制的に課することなどは、大に慎まねばならぬことである。

第三節 教授上の文字

文字

讀本其他諸種の教科書の紙質及び文字の大小は、兒童の眼の養護上、最も關係の多いものであるから、嘗て文部省に於ては、其の文字と印刷に關する標準を定めて制限したこともあつた。國定教科書以外の書籍を使用するとき、又は家庭に於ける自習用書を

板書の文字

選ばうとする場合などには、之に最も意を用ひねばならぬ。

又教室には窓掛を用ひて、日光の直射を防ぎ、黑板に書く文字なども、なるべく之を大にして、方二寸を下らないやうにし、其の他視力の薄弱な兒童には、適當なる座席を與へる等、諸般の用意を怠つてはならぬ。

第四章 學校兒童に關する衛生

第一節 學校病

學校病

兒童は、學校生活の爲めに、諸種の影響を被り、種々の疾病を誘發することがある。之を學校病と稱する。而して其の病勢の緩慢なもの、教員も兒童も共に之を覺知しないことがある。近時有名なる醫學者アキセル・ケーの實驗に依れば、學校病に罹つて居る兒童の數は意外に多いといふことである。今、學校病と認められ

脊椎彎曲症

るものを舉げて見ると、次の通りである。

1 脊椎彎曲症 不完全な机腰掛の使用又は不適當な使用法を永續した結果、不良な姿勢が慣習となつて、前後屈及び左彎右彎の如き畸形に陥るのである。常に適當なる机腰掛を用ひ、又常に之を正しく使用させることに注意して、正當なる姿勢を保たしめることを怠つてはならぬ。

眼疾

2 眼疾 學校病の中で最も多いものは近視眼とトラホームとである。近視眼は採光の不充分、机腰掛の不適當、兒童姿勢の不良、細小なる文字の讀み書き等が原因となつて發生し、上級に進むに従ひ、著しく増加する。然れば教員は、兒童をして時々視線を遠方の物體に轉換させることの外常に上述の諸原因を除去することに注意せねばならぬ。

トラホームは、多數の者が雜居して、相觸接する機會が多く、風塵の飛揚が甚だしい學校等に在つては、比較的迅速に傳染する眼疾である。常に健康兒童とトラホーム患者とを區別し、直接に相觸接する機會を避け、又器具書籍等の貸借混用を禁止、毎日患者に醫療を加へしめて、撲滅を期せねばならぬ。

耳疾

3 聽力減弱 諸種の耳疾を自分が覺知しない間に、漸次亢進して、聽力が甚だ減弱するに至るものである。

頭痛・鼻血

4 頭痛鼻血 室内の溫度が高きに過ぎ、又は多數の兒童が一室に密集して、換氣が不十分な時に發生する現象である。

呼吸器病

5 呼吸器病 不潔な空氣の吸入又は呼出、生活力の減弱などから起る症狀である。清新なる空氣の流通及び正當なる姿勢の保持に注意することが必要である。

消化不良

6 消化不良及び腹痛胸痛 食物の咀嚼不十分、運動の不足、姿勢の不良等から生ずるものである。食事の際には十分注意して咀嚼せしめ、尙食後は少時安靜の位置に居らしめ、急に激烈なる運動をさせてはならぬ。

神經衰弱

7 神經衰弱 課業の過重、學習の過度の結果、漸次食慾の減少、身體の倦怠を來し、不眠症に陥ることがある。務めて新鮮なる大氣中で、適度の運動をなさしめ、又、課業の自修宿題等の過重を避けねばならぬ。

傳染病

8 其の他諸種の傳染病。

第二節 學校傳染病の種類及び豫防消毒

學校の如き、多人數の常に集合する場所に於て最も恐るべきものは傳染病である。傳染病の種類は甚だ多くて、之が豫防及び

消毒の方法も複雑である。左に之れに關する規定を掲げて参考に供しよう。

學校傳染病豫防規程 (大正十三年九月號)

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スヘキ傳染病ノ種類左ノ如シ

第一類 「コレラ」赤痢(疫痢ヲ含ム)「腸チフス」「バラチフス」痘瘡、發疹、チフス、猩紅熱、「チフテリア」流行性腦脊髓膜炎、「ペスト」

第二類 百日咳、麻疹、流行性感冒、流行性耳下腺炎、風疹、水痘

第三類 肺喉頭其ノ他ノ機關ノ開放結核、癩

第四類 「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎、疥癬其ノ他ノ傳染性皮膚病

「コレラ」及「ペスト」ノ疑似症ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ「コレラ」及「ペスト」ト看做ス
地方長官ニ於テ傳染病豫防法第二條第二項ノ規定ニ依リ同法ヲ適用スルトキ其ノ他學校傳染病豫防上必要アリト認メタルトキハ「コレラ」及「ペスト」以外ノ傳染病ノ疑似症ニ對シ本令中其ノ傳染病ニ關スル規定ノ全部又ハ一部ヲ適用スヘシ官立學校長ニ於テ學校傳染病豫防上必要アリト認メタルトキ又同シ
第一類ノ傳染病ノ病原體保有者ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ其ノ傳染病ノ患者

ト看做ス

第二條 學校長ハ兒童又ハ未成年ノ生徒カ入學シタル場合ニ於テハ其ノ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヲ調査シ未了者ニハ之ヲ受ケシメ又保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ第二期種痘定期ニ在ル在學中ノ生徒兒童ニ關シ亦同シ
尋常小學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ卒業證書官學校及聾啞學校ノ初等部、中學校豫科及高等學校豫科ノ修了證書ニハ當該生徒兒童カ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヲ記入スヘシ

第三條 第一類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治癒シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第一類ノ傳染病病原體保有者ハ其ノ病原體消失シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ左記各號ノ一ニ該當シ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
一 罹患後ノ病原體保有者ニシテ其ノ主要症狀消退ノ時ヨリ起算シ左ノ期間ヲ經過シタルモノ

- イ 赤痢 十四日
- ロ 腸チフス「バラチフス」 二十一日

ハ「デフテリア」流行性腦脊髄膜炎

七〇

二 健康病原體保有者

「コレラ」ノ病原體保有者及地方長官又ハ官立學校ニ於テ特別ノ必要アリト認メタル者ニ付テハ前項但書ノ規定ヲ適用セス

第四條 「コレラ」「デフテリア」及流行性腦脊髄膜炎ニ在リテハ二十四時間以上赤痢腸チフス及バラチフスニ在リテハ四十八時間以上ノ間隔ヲ置キ採取シタル検査材料ニ付細菌學的検査ヲ行ヒ引續キ二回以上病原體ノ存在ヲ證明セサル場合ニ於テ病原體消失シタルモノト看做ス

前項ノ検査材料ハ「コレラ」及赤痢ニ付テハ屎腸チフス及バラチフスニ付テハ尿管「デフテリア」及流行性腦脊髄膜炎ニ付テハ鼻咽喉部ノ粘液トス

第五條 第二類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ左記ニ該當スルニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ病況ニ依リ學校醫ニ於テ其ノ傳染病ノ豫防上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 百日咳ニ在リテハ特有ノ咳嗽消失シタルモノ

二 麻疹ニ在リテハ主要症狀消退後七日ヲ經過シタルモノ

三 流行性感冒ニ在リテハ主要症狀消退後三日ヲ經過シタルモノ

四 流行性耳下腺炎ニ在リテハ耳下腺ノ腫脹消失シタルモノ

五 風疹ニ在リテハ主要症狀消退後五日ヲ經過シタルモノ

六 水痘ニ在リテハ痂皮全部脱落シタルモノ

第六條 第三類又ハ第四類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治癒シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ肺喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタルトキ又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 職員學生生徒兒童等ニシテ第一類又ハ第二類ノ傳染病患者アル家ニ居住スルモノ又ハ該病ニ感染ノ疑アルモノハ豫防處置施行ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ學校醫ニ於テ傳染ノ虞ナシト認メタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第八條 職員等ハ學校内ニ於テ第一條ニ掲クル傳染病ノ患者又ハ其ノ疑アル者若ハ其ノ死者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該學校長ニ申告スヘシ

學校長ハ必要ト認ムルトキハ當該學校醫ヲシテ診斷セシメ左ニ掲クル處置ヲ爲スヘシ

一 第一類ノ傳染病ニ在リテハ速ニ其ノ地ノ警察官吏又ハ市區町村長ニ通報シ消毒隔離其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ

- 二 第二類ノ傳染病ニ在リテハ第五條各號ノ一ニ該當スル者及學校醫ニ於テ豫防上支障ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ
 - 三 第三類ノ傳染病ニ在リテハ肺喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病ノ患者ニシテ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ
 - 四 第四類ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止スヘシ
 - 學校内ニ第一條ニ掲クル傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件アルトキハ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ
- 第九條 第三條第二項但書又ハ第六條但書ニ依リ昇校スル職員學生生徒兒童等アル場合ニ於テ學校長ハ學校醫ノ意見ヲ徵シ必要ト認ムルトキハ左ニ準據シ豫防處置ヲ爲スヘシ
- 一 病原體保有者又ハ患者ノ座席ヲ健康者ノ座席ト隔ツルコト
 - 二 病原體保有者又ハ患者ノ使用スル器具、書籍等ヲ専用トスルコト
 - 三 病原體保有者又ハ患者ノ座席、器具、書籍等ヲ時々消毒スルコト

- 四 病原體保有者又ハ患者ノ使用シタル衣類、器具、寢具、書籍其ノ他ノ物ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシムル場合ハ之ヲ消毒スルコト
 - 五 「デフテリア」、腦脊髓膜炎ノ病原體保有者ニ在リテハ前各號ニ掲クル豫防處置ヲ爲スノ外左ノ事項ヲ遵守セシムルコト
 - イ 咳嗽、噴嚏ノ際ハ布片、紙片等ヲ以テ口鼻ヲ覆フコト
 - ロ 鼻汁、唾痰ノ附着シタル布片、紙片其ノ他鼻汁、唾痰ニ汚サレタル物ヲ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト
 - 六 赤痢、腸チフス、「バラチフス」ノ病原體保有者ニ在リテハ本條第一號乃至第四號ニ掲クル豫防處置ヲ爲スノ外左ノ事項ヲ遵守セシムルコト
 - イ 便所ハ専用トシ上圍ノ都度便池ニ消毒藥ヲ投入スルコト
 - ロ 便所ノ手洗水ニハ消毒藥ヲ用キ上圍ノ都度消毒スルコト
 - ハ 尿尿ニ汚サレタル物ハ之ヲ消毒スルコト
 - 七 「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎ノ患者ニ在リテハ本條第一號乃至第四號ニ掲クル豫防處置ヲ爲スノ外眼脂ヲ拭フニ清潔ナル専用ノ布片類ヲ使用セシムルコト
- 第十條 學校内學校所在地及其ノ附近ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其

ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外學校長ニ於テ
 學校醫ノ意見ヲ徵シ學校ノ全部若ハ其ノ一部ノ閉鎖又ハ休業ヲ爲スヘシ
 前項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ
 第十一條 學校所在地若ハ其ノ附近ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シタル
 トキハ其ノ狀況ニ依リ適當ナル清潔方法ヲ施行スヘシ
 第十二條 傳染病ノ爲閉鎖シタル學校若ハ其ノ舍室ハ再ヒ之ヲ使用スルニ先テ十
 分ナル清潔方法ヲ施行スヘシ
 第十三條 學生生徒兒童ノ通學區域内若ハ職員等ノ居住地ニ於テ第一類又ハ第二
 類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ學校長ハ學校醫ノ意見ヲ
 徵シ其ノ地域ヨリ通學スル學生生徒兒童及職員等ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得
 前項ノ規定ハ第一類又ハ第二類ノ傳染病流行地ニ滞在シタル學生生徒兒童及職
 員等ニ對シ之ヲ準用ス
 前二項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ之ヲ監督官廳ニ届出ツヘシ
 第十四條 學校ノ寄宿舎ニ於テ第一類ノ傳染病發生シタルトキハ官立學校長又ハ
 地方長官ハ左ノ各號ニ依リ文部大臣ニ報告スヘシ
 一 初發ノ場合ニハ病名發病ノ日發病ノ日不明ノトキハ診斷決定ノ日患者數疾

病ノ經過、感染、發病以來ノ處置將來執ラントスル處置其ノ他參考トナルヘ
 キ事項ニ付遲滞ナク報告スヘシ
 二 續發セル場合ニハ病名發病ノ日(發病ノ日不明ノトキハ診斷決定ノ日)患者數、
 初發報告以外特ニ執リタル處置其ノ他參考トナルヘキ事項ニ付報告スヘシ但
 シ多數ノ患者連續發生スルトキハ即時報告スヘシ
 三 前二號ノ患者ノ轉歸ハ治癒、死亡其ノ他(休學退學等)ニ分チ報告スヘシ
 第十五條 學校長ハ學校ノ設備ニ關シ第三類及第四類ノ傳染病豫防ノ爲左ノ事項
 ヲ遵守スヘシ
 一 手洗水ハ流出裝置ト爲スコト
 二 共同手拭ヲ備ヘサルコト
 三 學生生徒兒童ノ數ニ應シ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置シ唾壺内ノ
 唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄スルコト
 四 宿直其ノ他ノ爲ニ使用スル共同ノ寢具ハ之ヲ各自專用ノ白布又ハ使用者ヲ
 改ムル毎ニ洗濯シタル白布ヲ以テ被包スルコト
 第十六條 本規程中學校醫ノ職務ハ學校醫ナキトキ若ハ止ムヲ得サル場合ニ於テ
 ハ適宜他ノ醫師ヲシテ行ハシムヘシ

第十七條 本規程ニ依リ行フ清潔方法ノ要項左ノ如シ

- 一 「コレラ」赤痢、腸チフス及バラチフスニ付テハ井戸側、井戸流、臺所流、下水溝、汚水溜、便所、芥溜等ニ付不潔ナル場所ヲ掃除シ必要アル場合ニ於テハ其ノ修理及井戸浚ヲ爲シ且蠅ノ驅除及蠅ノ發生シ易キ場所ノ掃除ヲ行フコト
- 二 痘瘡、猩紅熱、チフテリア及流行性腦脊髓膜炎ニ付テハ衣類、寢具、器具、玩具、疊、敷物等ヲ清潔ニスルコト
- 三 發疹チフスニ付テハ虱ノ驅除ヲ行ヒ且衣類、寢具等虱ノ棲息シ易キ物件ヲ清潔ニスルコト
- 四 「ベスト」ニ付テハ鼠族、蚤及南京蟲ノ驅除ヲ行ヒ且衣類、寢具、疊、敷物、床下等蚤及南京蟲ノ棲息シ易キ物件及場所ヲ清潔ニシ及掃除スルコト
- 五 第二類、第三類及第四類ノ傳染病ニ付テハ衣類、寢具、書籍、器具、玩具、疊、敷物等ヲ清潔ニスルコト
- 六 前各號ノ外必要ニ應シ左ノ清潔方法ヲ行フコト
 - イ 土地及建物ノ内外ヲ掃除スルコト
 - ロ 室内ノ採光及換氣ヲ十分ニスルコト
 - ハ 疊、敷物等ヲ日光ニ曝スコト

ニ 床下ハ換氣ヲ十分ニシ濕潤著シキ場所ハ之ヲ埋メ又ハ排水ヲ十分ニスルコト

第一類及第二類ノ傳染病ニ對スル清潔方法ハ鼠族、昆蟲等ノ驅除ヲ除クノ外消毒方法ノ施行ヲ了リタル後之ヲ施行スヘシ
清潔方法ヲ施行スル場合ニ於テハ濫ニ消毒藥ヲ撒布スヘカラス傳染病ノ流行ニ際シ溝渠ヲ掃除スル場合ニ於テ必要アルトキハ煨製石灰末、普通石灰又ハ「クロール」石灰水ヲ以テ消毒シタル後浚滌スヘシ
清潔方法ノ施行ニ依リ生シタル汚泥、塵芥ノ類ハ適當ノ運搬器具ニ入レ一定ノ場所ニ投棄シ又ハ燒却スヘシ

第十八條 消毒方法ノ要項左ノ如シ

- 一 消毒方法ハ左ノ五種トス
 - イ 燒却
 - ロ 蒸氣消毒
 - ハ 煮沸消毒
 - ニ 藥物消毒
 - ホ 日光消毒

- 二 蒸汽消毒ニハ流通蒸汽ヲ用キ成ルヘク消毒器内ノ空氣ヲ排除シ一時間以上攝氏百度以上ノ濕熱ニ觸レシムヘシ
蒸汽消毒ヲ施行セントスルトキハ左ノ事項ニ注意スヘシ
 - イ 消毒ニ依リ褪色ノ虞アル物ハ蒸汽消毒ヲ避ケ他物ニ染色ノ虞アル物ハ他物ト混シ蒸汽消毒ヲ行ハサルコト
 - ロ 衣類ハ豫メ袖又ハ衣囊ヲ檢索シ爆發又ハ發火シ易キ物件アルトキハ之ヲ取出スコト
- 三 煮沸消毒ハ消毒スヘキ物件ヲ全部水ニ浸漬シ沸騰後三十分間以上煮沸スヘシ
- 四 煮沸消毒ノ施行ニ關シテハ前號イヲ準用ス
- 四 藥物消毒ニ用ウヘキ藥品竝其ノ製法及用法左ノ如シ
 - イ 石炭酸水 防疫用石炭酸三分、水九十七分
石炭酸水ヲ製スルニハ定量ノ防疫用石炭酸ニ少量ノ湯又ハ水ヲ加ヘ攪拌又ハ振盪シツツ徐々ニ水ヲ注キ定量ニ至ラシムヘシ
石炭酸水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ
 - ロ 「クレゾール」水 「クレゾール」石鹼液三分、水九十七分

- 「クレゾール」水ヲ製スルニハ定量ノ「クレゾール」石鹼液ニ定量ノ水ヲ加フヘシ
「クレゾール」水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ
- ハ 昇汞水 昇汞一分、普通食鹽一分、水千分
昇汞水ヲ製スルニハ定量ノ昇汞及普通食鹽ヲ定量ノ水ニ溶解シ又ハ昇汞錠(一錠中昇汞〇.五グラムヲ含ム)ヲ一錠ニ付水約五百グラムノ割合ニ溶解スヘシ
昇汞水ハ金屬製ニアラサル容器ニ之ヲ貯藏シ其ノ昇汞錠ヲ用キサルモノハ「スカレット」、「フクシンS」其ノ他適當ノ色素ヲ加ヘ著色シ識別シ易カラシムルコトヲ要ス
- ニ 煨製石灰 少量ノ水ヲ注ケハ熱ヲ發シ崩壞スルモノ
煨製石灰末 煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲シタルモノ
煨製石灰末ヲ製スルニハ用ニ臨ミ煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲スヘシ
- 石灰乳 煨製石灰二分、水八分
石灰乳ヲ製スルニハ定量ノ煨製石灰ニ徐々ニ定量ノ水ヲ加ヘ十分攪拌スヘシ
- 石灰乳ハ用ニ臨ミ之ヲ製シ且使用ノ都度之ヲ攪拌スヘシ

煨製石灰ヲ得ルコト能ハサル場合ニ限り倍量ノ普通石灰ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

ホ 「クロール」石灰水 「クロール」石灰五分、水九十五分

「クロール」石灰水ノ製法及用法ハ石灰乳ノ例ニ依ル

ヘ 「フォルマリン」水 「フォルマリン」一分、水三十四分

「フォルマリ」水ヲ製スルニハ用ニ臨ミ定量ノ「フォルマリ」ニ定量ノ水ヲ加

フヘシ

ト 「フォルムアルデヒド」

「フォルムアルデヒド」ハ「フォルマリ」ヲ噴霧發生セシメ又ハ適當ノ裝置ニ

依リ之ヲ發生セシムヘシ

「フォルムアルデヒド」ノ使用ニ關シテハ左ノ事項ニ注意スヘシ

(一)消毒函内又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付「フォルマリ」四十グラム以上ヲ噴

霧セシメ又ハ「フォルムアルデヒド」瓦斯十五グラム以上ヲ發生セシメ同

時ニ約百グラム以上ノ水ヲ蒸發セシムルノ比例ヲ以テ處置シタル後七時

間以上密閉シ置クヘシ

(二)物件ノ内部ニ至ルマテ消毒スル必要アルモノニハ真空裝置ニ依ルニアラ

サレハ之ヲ使用スヘカラス

真空裝置ニ依ル消毒時間ハ其ノ裝置ニ依リ之ヲ定ムヘシ

(三)氣密ニ閉鎖シ得ヘキ消毒函内又ハ土藏造洋風建物等ニシテ戸扉窓孔等ヲ

密閉シ得ヘキ室内ニアラサレハ之ヲ使用スヘカラス

五 日光消毒ハ日光ニ曝露スルト共二十分ニ空氣ノ流通ヲ計ルヘシ

日光ノ強度消毒物件ノ性質ニ依リ數時間乃至數日間繼續スヘシ

六 「コレラ」赤痢腸チフス及「バラチフス」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概

ネ左ノ如シ

イ 尿尿吐瀉物及其ノ處置ニ用キタル器具布片、紙片等

ロ 死體

ハ 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等

ニ 看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、寢具等

ホ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具、患者ノ飲食物殘渣等

ヘ 病室ノ疊、敷物等

ト 便所、便池、手洗鉢等

チ 臺所、臺所器具、井戸、水槽等

- リ 芥溜、下水溝等
- 七 痘瘡、猩紅熱、麻疹、風疹及水痘ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
 - イ 鼻汁、唾痰、膿汁、痂皮、落屑及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等
 - ロ 死體
 - ハ 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等
 - ニ 看護人其ノ他病者ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、寢具等
 - ホ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具、書籍等
 - ヘ 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等
- 八 發疹、チフスニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
 - イ 鼻汁、唾痰及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等
 - ロ 死體
 - ハ 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等
 - ニ 看護人其ノ他病者ニ接觸シタル者及其ノ使用ニ供シタル衣類、寢具等
 - ホ 病室ノ疊、敷物等
- 九 「チフテリヤ」流行性腦脊髄膜炎、百日咳、流行性感冒及流行性耳下腺炎ニ付消毒

- 方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
- イ 鼻汁、唾痰及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等
 - ロ 患者ノ用ニ供シタル衣類、寢具等
 - ハ 看護人及其ノ使用シタル衣類、寢具等
 - ニ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具、書籍、玩具等
 - ホ 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等
 - 十 「ペスト」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
 - イ 血液、鼻汁、唾痰、膿汁及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等
 - ロ 死體
 - ハ 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等
 - ニ 看護人其ノ他病者ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、寢具等
 - ホ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具、書籍等
 - ヘ 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等
 - ト 鼠ノ棲息、交通スル場所
 - 十一 消毒方法ノ應用概ネ左ノ如シ
 - イ 患者

患者ハ治療シタル時入浴セシメ衣類ヲ更メシムヘシ但シ温濕布ヲ以テ拭淨シ入浴ニ代フルコトヲ妨ケス
入浴ニ使用シタル水ノ消毒ハ本號中汚水ノ消毒ニ依ル

ロ 死體

死體ヲ棺ニ斂ムルニハ其ノ衣類ニ石炭酸水「クレゾール」水若ハ昇汞水ヲ十分撒布シ又ハ石炭酸水「クレゾール」水若ハ昇汞水ニ浸漬シタル布片ヲ以テ死體ヲ包ミ又ハ棺内ニ普通石灰ヲ填ツヘシ

ハ 尿尿吐瀉物其ノ他ノ排泄物

尿尿吐瀉物其ノ他ノ排泄物ニハ同容量ノ石炭酸水若ハ「クレゾール」水其ノ容量ノ三十分ノ一以上ノ煨製石灰末又ハ其ノ容量ノ五分ノ一以上ノ石灰乳若ハ「クロール」石灰水ヲ加ヘ十分攪拌シタル後二時間以上放置シ又ハ之ヲ煮沸シ若ハ燒却スヘシ

昇汞水及「フォルマリン」水ハ尿尿吐瀉物其ノ他ノ排泄物ノ消毒ニ適セス

ニ 病毒ニ接觸シタル者

看護人消毒方法ノ施行又ハ患者死體排泄物等ノ運搬ニ從事シタル者其ノ他病毒ニ接觸シタル者ハ時々又ハ其ノ都度手足ヲ消毒シ入浴スヘシ

手足ノ消毒ニハ石炭酸水「クレゾール」水又ハ昇汞水ヲ使用スヘシ

ホ 衣類寢具敷物布片等

蒸汽消毒若ハ煮沸消毒ヲ行ヒ又ハ石炭酸水「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ニ二時間以上浸漬シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

絹布毛織物綿入蒲團羽蒲團等ハ成ルヘク蒸汽消毒ヲ行ヒ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

ヘ 患者死體病毒汚染物件ノ運搬器具

患者死體又ハ病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ヲ運搬シタル駕籠釣臺車等ハ使用ノ都度石炭酸水「クレゾール」水昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布スヘシ

ト 圖書書籍等

「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

チ 硝子器陶器磁器鑲製品竹木製品等

石炭酸水「クレゾール」水昇汞水石灰乳若ハ「フォルマリン」水ニ浸漬シ又ハ石炭酸水「クレゾール」水昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ汽熱ニ堪フルモノニ付テハ蒸汽消毒若ハ煮沸消毒ヲ行フヘシ

飲食器具、玩具、金屬製品等ノ消毒ニハ昇汞水ヲ使用スヘカラス

リ 革類、革製品、漆器其ノ他ノ塗物類、護謨製品「セルロイド」製品、護謨附品、糊附品、膠附品、紙製品、毛皮、象牙、鼈甲、角等

石炭酸水「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ若ハ之ヲ撒布シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

又 校舎、寄宿舎其ノ他ノ室内各部

石炭酸水「クレゾール」水、昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布スヘシ但シ密閉シ得ヘキ場合ニ於テハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スルコトヲ得

消毒後ハ日光ノ射入、空氣ノ流通ヲ良クシ乾燥セシムルヲ要ス

ル 便所、芥溜溝渠等
便所ハ石炭酸水「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ便池、肥料溜等ニハ煨製石灰末、石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ注キ十分攪拌スヘシ但シ尿尿ハ消毒後一週間ヲ經過スルニアラサレハ肥料ニ供スルコトヲ得ス

芥溜及土地ニハ石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ溝渠ニハ煨製石灰末、石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ注キ塵芥ハ之ヲ燒却スヘシ
煨製石灰末ハ乾燥セル場所ノ消毒ニ適セス

ヲ 井戸、水槽汚水等

井戸、水槽汚水等ニハ水量ノ五十分ノ一ノ煨製石灰ヲ乳狀ト爲シタルモノ若ハ水量ノ五十分ノ一ノ「クロール」石灰水ヲ投入シ十分攪拌シタル後十二時間以上放置シ又ハ適當ノ裝置ニ依リ熱蒸汽ヲ通シ三十分間以上沸騰セシムヘシ昇汞水ハ飲料水ニ滲透スルノ虞アル場所ノ消毒ニ之ヲ使用スヘカラス

ワ 船舶

船室ノ消毒ハ本號ヌニ準スヘシ

船底水ニハ其ノ容量ノ二百分ノ一ノ煨製石灰末又ハ其ノ容量ノ二千分ノ一ノ「クロール」石灰水ヲ加ヘ二十四時間ヲ經過シタル後之ヲ汲出スヘシ

カ 動物ノ死體消毒後再ヒ用ニ供スル目的ナキ物件又ハ消毒費用ニ比シ廉價ナル物件ハ之ヲ燒却スヘシ

ヨ 衣類、寢具、器具、敷物、圖書、書類其ノ他ノ物件ニシテ燒却、蒸汽消毒、煮沸消毒、藥物消毒ヲ施行シ難キモノニ付テハ日光消毒ヲ行フヘシ

第十九條 本令ハ之ヲ幼稚園ニ適用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【参照】

明治三十年四月一日公布法律第三十六號傳染病豫防法抄録

第二條第二項

「コレラ」及「ベスト」以外ノ傳染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ地方長官ハ其ノ傳染病ノ疑似症ニ對シ命令ノ規定ニ從ヒ此ノ法律ノ全部若ハ一部ヲ適用スルコトヲ得

第三節 救急療法

救急療法

小學校に於て、兒童が不慮の傷害を受け、又は不時の疾病に罹つた場合には、醫師の來診するまでの間に於て、教員は先づ、出来るだけ之に對して應急手當を爲さねばならぬ。其の方法に就いては、學校醫より實際的に傳習を受け且之に必要な普通の藥品及び機

械等をも具へることが必要である。今救急療法を施し得べき一二三の場合を擧げると、左の如きものである。

1. 骨傷脱臼 打撲又は高所から落下した時などに生ずる。此の場合には、上肢ならば三角繃帯を施し下肢ならば之を延ばし、患部を安靜にして置くがよい。患部に劇痛のあるときは手拭等を疊んで戴かせ、其の上に氷嚢を置くのである。
2. 出血 動脈出血ならば最も危険であるから、直ちに綿を以て局部を壓迫し其の上を布帛で緊迫する。靜脈出血は、血液が暗黒色であるから、之を識別することが出来る。清潔な冷水で局部を洗ひ、其の上を布帛で緊迫するのである。
3. 毒創 毒蟲や狂犬の咬傷を受けた時は、直ちに三十倍の石炭水か、又は、沸騰水を冷却したもの、少量のアムモニアを加へて局部を十分洗滌するのである。
4. 中毒 多量の水を飲用せしめ、又は指頭を咽頭に挿入して、なるべく嘔吐を促すがよい。
5. 火傷 火傷を受けた局部に、油液を塗擦し、布帛で靜かに其の上を蔽ふのがよい。
6. 鼻血 冷水を鼻腔中に吸引せしめ、又は綿を以て鼻孔を栓塞するのである。
7. 嘔吐 吐瀉物は必ず器物に受けて消毒せねばならぬ。

小學校に於て、救急上必ず備へ付け置くべき普通の藥品類及び器械類は、大要左の如きものである。

救急用藥品器械

救急用藥品器械

- 一、二十倍及び五十倍の石炭酸水又は千倍の昇汞水
五十倍の石炭酸水は、負傷の箇所を洗ふ用に供し、二十倍のものは、吐瀉物其の他傳染の虞ある不潔物の消毒用に供する。(石炭酸は温湯で溶解する)千倍の昇汞水は、其の價が廉くて消毒防腐の効が遙かに石炭酸に勝るも、劇毒の藥品であるから、小學校に備へて置くことは危険である。深き注意を要する。
- 二、百倍炭酸、オレーフ油百瓦
之れは、火傷したとき、先づ冷水を以て能く火傷部を洗ひ、暫く冷した後此の油を塗布し、其の上を油紙で覆ふて繃帯を施すのである。
- 三、生石灰(五ボンド)
之れは、三倍に溶解し、吐瀉物喀痰等の消毒用に供する。
- 四、英吉利絆創膏一卷
之れは、擦傷等の生じたとき、先づ其の局部を防腐して、其の上に貼布するものである。

る。

五、晒木綿

之れは、半反長さのものを四ツ裂、五ツ裂又は八ツ裂にし、繃帯に用ふる(三角繃帯を用意することも必要である)

六、脱脂紗綿二反

之れは、五寸乃至一尺に切つたものを、五十倍の石炭酸水で煮て、常に之を貯へ置き、必要に應じ、絞つて創傷の局部に當て、上に油紙を覆ひ、其の上に繃帯を施すのである。千倍の昇汞水で製したのも同じである。

七、晒棉花

之れは、創傷に繃帯を施すとき、其の局部を包被するのに用ふるのである。

八、亞麻仁油紙

之れは、創傷部の上か、若くは石炭酸ガーゼ等を覆ふのに用ふるのである。

九、太き護謨管三尺

之れは、大出血の際、上部の大血管を壓迫して、止血するの用に供するのである。

一〇、イルリガートル若くは水銃一箇

之れは、創傷を洗滌するのに用ふるのである。

身體検査

- 一、鉢及び石油空罐數箇
- 一は藥品液を入れ、二は汚物を容れるのに用ふる。
- 一、鉢及び毛拔

第四節 身體検査及び學校醫

一、身體検査

兒童の身體の健康及び發育の状態を知悉することは、教育上極めて必要なことである。然れば小學校に於ては、毎年一回以上、兒童の身體検査を施行し、其の成績を前年の成績又は、他の同年齡兒童の標準體格と比較對照して、教育上の参考とし、或は直ちに之を兒童に知らしめて、教訓の資料とし、或は之を父兄に傳へて、家庭の參考に供するのである。今兒童の身體検査を行ふについて、據るべき規定を左に掲げて見よう。

學生生徒兒童身體検査規程

學生生徒兒童身體検査規程 (大正九年七月文(昭和二年三月文部) 部省令第十六號) 省令第三號改正

身體検査項目

身體検査の標準

- 第一條 學生生徒兒童身體検査ハ毎年四月ニ於テ之ヲ施行スヘシ 但シ止ムヲ得サル場合ハ五月ニ於テ之ヲ施行スルコトヲ得
- 監督官廳又ハ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ學校醫ニ於テ必要ト認メ學校長ノ同意ヲ得タルトキハ身體検査ノ全部若ハ一部ヲ臨時施行スルコトヲ得
- 第二條 身體検査ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ
- 學校醫ナキ場合若ハ學校醫カ身體検査ヲ行ヒ難キ事情アルトキハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得
- 學校職員又ハ他ノ適當ナルモノヲシテ身體検査ノ一部ヲ助ケシムルコトヲ得
- 第三條 身體検査ハ左ノ項目ニ就キ施行スヘシ
- 一 發育身長 體重 胸圍 概評
 - 二 榮養
 - 三 脊柱
 - 四 視力及屈折狀態
 - 五 色神
 - 六 眼疾
 - 七 聽力
 - 八 耳疾
 - 九 齒牙
 - 十 其ノ他ノ疾病及異常
 - 十一 監察ノ要否
- 前項目ノ外必要ト認メタル事項ハ特ニ検査ヲ行フコトヲ得
- 色神検査ハ在學中一回行ヒタルトキハ其ノ後之ヲ省略スルコトヲ得
- 尋常小學校第四學年以下ノ兒童ニ在リテハ視力及屈折狀態 色神 聽力ノ検査ヲ省略スルコトヲ得
- 第四條 身體検査ハ左ノ各號ニ準據シテ施行スヘシ

- 一 検査ノ表記ニハ度ハセンチメートル、衝ハキログラムヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用ヒテ夫々單位ノ下一位ニ止ムヘシ
- 二 身長ヲ測定スルニハ足袋靴等ヲ脱セシメ兩踵ヲ密接シテ直立シ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保タシムヘシ又女子ニシテ髻アル者ハ小桿ヲ髻下ニ水平ニ挿入シテ測定スヘシ
- 三 體重ハ著衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ著衣ノ重量ヲ全重量ヨリ除去スヘシ
- 四 胸圍ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ自然ニ垂レシメ乳頭ノ水平線ニ沿ヒ普通呼吸ノ終レル時ヲ測定スヘシ乳房ノ下垂セル女子ニ在リテハ乳線上第四肋間ノ水平線ニ於テ測定スルモノトス
- 五 發育ノ概評ハ別ニ定ムル標準ニ據リ甲、乙、丙ノ三ニ分ツモノトス
- 六 榮養ハ甲、乙、丙ニ分チ其ノ佳良ナルヲ甲トシ不良ナルヲ丙トシ其ノ中間ナルヲ乙トス
- 七 脊柱ハ正、左彎、右彎、前彎、後彎ニ區別シ彎ニ就テハ凡テ其ノ凸側ニ依リテ前後左右ノ方向ヲ表示スルモノトス其ノ程度ハ之ヲ強弱ノ二種ニ區別シ自己ノ意思ニ依リ容易ニ矯正シ得ルモノヲ弱トシ然ラサルモノヲ強トス
- 八 視力ハ萬國式試視力表ニ就キ兩眼ヲ各別ニ検査シ裸眼視力ヲ記入スヘシ 裸

- 眼視力一〇以上ナルヲ正視眼トス
- 屈折機ノ異常アルモノハ其ノ種別ヲ記入スヘシ
- 弱視、失明等モ兩眼ニツキ各別ニ記入スヘシ
- 九 色神ハ其ノ異常アルモノニ就キ色盲及色弱ヲ區別スヘシ
- 十 聽力ハ其ノ障碍ノ有無ヲ検査スヘシ
- 十一 齒牙ハ齶齒ニ就キ検査スヘシ
- 十二 其ノ他ノ疾病及異常ハ検査ノ際發見シタルモノヲ記入スヘシ 殊ニ結核性疾患、腺病、肋膜炎、心臟疾患及機能障碍、貧血、脚氣、傳染性皮膚病、腺樣增殖症及扁桃腺肥大(ヘルニヤ)、神經衰弱、精神障碍ニ注意スヘシ
- 十三 監察ノ要否ハ検査ノ結果身心ノ健康狀態不良ニシテ學校衛生上特ニ繼續的ニ監察ヲ要スト認ムル者ヲ「要」トシ記入スルモノトス
- 第五條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ其ノ結果ヲ身體検査票ニ記入シ本人同一種類ノ學校ニ在學中連年之ヲ繼續スヘシ 但シ程度ヲ異ニスル學科部類ヲ有スル學校ニ在リテハ其ノ部類毎ニ別票ヲ用フルモノトス
- 第一條第二項ノ臨時身體検査ノ際必要ト認ムル事項ヲ發見シタルトキハ之ヲ身體検査票ノ裏面ニ記入スルモノトス 繼續的監察ノ場合亦同シ

身體検査の後始末

他校ヨリ轉入シタル者アルトキハ學校長ハ前ノ學校ヨリ其ノ身體検査票ノ交付ヲ受ケ使用スヘシ

身體検査票ハ學校長ニ於テ保管スヘシ

第六條 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ其ノ結果ヲ本人若ハ其ノ保護者ニ示スヘシ 授業免除就學猶豫就學免除休學退學又ハ治療保護矯正等ヲ要スヘキモノアルトキハ本人若ハ其ノ保護者ニ對シテ特ニ注意ヲ與ヘ其ノ他必要ナル處置ヲ取ルヘシ

第七條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ身體検査統計表ヲ調製シ其ノ年六月限り直轄學校公立私立ノ大學高等學校及專門學校ニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ報告スヘシ

地方長官ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纏メ其ノ年七月限り文部大臣ニ報告スヘシ

第八條 幼稚園ニ於テハ本令中尋常小學校第四學年以下ノ兒童ノ身體検査ニ關スル規定ヲ準用ス 但シ胸圍及脊柱ノ検査ヲ省略スルコトヲ得

第九條 特別ノ事情アル場合ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ本令ノ身體検査ヲ行ハサルコトヲ得

發育概評決定標準

(身體検査票様式ハ省ク)

發育概評決定標準 前に掲げた學生生徒兒童身體検査規程第四條第五號に示してある、發育概評の決定標準は昭和二年三月文部省訓令を以て改正發布せられ、爾後其の標準に準據すべきものとなつた。左に之を示す。

七年ヨリ十八年マテノ男子、七年ヨリ十六年マテノ女子ニ在リテハ被檢者ノ身長體重、身長ヲ以テ體重ヲ除シカル商ノ三者カ何レモ左記發育概評決定標準表ニ照シテ當該年齢ヨリ一年年長ノモノノ標準以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ一年年少ノモノノ標準以上ナルヲ乙トシ甲乙何レニモ該當セサルモノヲ丙トス 表中ニ掲ケサル年少者ニ關シテハ右ニ準シテ推定スルモノトス

發育概評決定標準表

年 齡	男			女		
	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商
七 年	一〇六・七 ^釐	一七・五 ^釐	〇・一六四	一〇五・五 ^釐	一六・九 ^釐	〇・一六〇

學校醫

二、學校醫 學校衛生に關する諸種の施設を完全にし、兒童の危害をなるべく減少して、有爲強健なる國民を養成せんが爲めに、明治三十一年勅令を以て公立學校に學校醫を置くことを制定し、其の後更に又、文部省令を以て、學校醫の資格及び職務に關する規程を定められ、小學校衛生の改善進歩を期しつゝある。同令に依れば、學校醫は少くとも毎月二回、教授時間内に當該學校に至り、又、

十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
六	五	四	三	二	一	九	八	七	六
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
一五二・七	一四六・四	一三九・四	一三三・六	一二八・八	一二四・九	一二〇・三	一一五・八	一一一・二	一〇九・七
四四・五	三八・二	三三・六	二九・九	二七・一	二四・九	二二・九	二一・〇	一九・二	一八・四
〇・二九一	〇・二六一	〇・二四一	〇・二二四	〇・二一〇	〇・一九九	〇・一九〇	〇・一八一	〇・一七三	〇・一六八
一四六・七	一四三・九	一三九・四	一三五・二	一二八・五	一二三・六	一一八・八	一一四・二	一〇九・七	一〇九・七
四二・七	三九・〇	三四・七	三〇・八	二七・〇	二四・三	二二・一	二〇・二	一八・四	一八・四
〇・二九一	〇・二七一	〇・二四九	〇・二二八	〇・二一〇	〇・一九七	〇・一八六	〇・一七七	〇・一七三	〇・一六八

學校醫視察要項

學期始若くは學年末に於ては、特に臨校して衛生上の視察を爲し、其の調査事項を、視察簿に記入すべきものと定められてある。

學校醫が、教授時間内に擔任學校に到つて、調査すべき事項は、大要左の諸項である。

- (一)校地、建物並設備の衛生に關する事項
- (二)校具の衛生に關する事項
- (三)教授衛生に關する事項
- (四)運動に關する事項
- (五)職員、生徒、兒童の健康状態
- (六)病者、虐弱者、精神薄弱者等の監督養護に關する事項
- (七)清潔に關する事項
- (八)飲料水並飲食物に關する事項
- (九)其の他衛生上必要なる事項

尙、職員兒童の身體検査を行ひ、傳染病發生の場合には、諸般の注意を學校長に申告すべき任務がある。

學校醫ノ資格及職務ニ關スル規程(大正九年文部省令第七號)

- 第一條 學校醫ハ醫師法ニ依ル醫師タルヘシ
- 第二條 學校醫ハ少クトモ毎月二回教授時間内ニ於テ其ノ擔當學校ニ到リ左ノ事項ヲ調査スヘシ但シ必要ニ應シ調査事項ノ取捨ヲ行フコトヲ得
 - 一、校地、建物並設備ノ衛生ニ關スル事項
 - 二、校具ノ衛生ニ關スル事項
 - 三、教授衛生ニ關スル事項
 - 四、運動ニ關スル事項
 - 五、職員生徒兒童ノ健康狀態
 - 六、病者虛弱者精神薄弱者等ノ監督養護ニ關スル事項
 - 七、清潔ニ關スル事項
 - 八、飲料水並食物ニ關スル事項
 - 九、其ノ他衛生上必要ナル事項

視察後の處理

傳染病の處置

- 臨時必要アル場合ニ於テ學校醫ハ管理者又ハ學校長ノ請求ニ依リ特ニ前項各號ノ全部又ハ一部ニ就キ調査スヘシ
- 第三條 學校醫ハ生徒兒童中病者、虛弱者、精神薄弱者ヲ發見シ若ハ學校長其ノ他ノ職員ヨリ之ニ關スル通知アリタルトキハ其ノ狀況ニ依リ一科目若ハ數科目ノ授業免除、就學猶豫、就學免除、休學、退學又ハ治療、保護、矯正等ヲ要スヘキコトヲ學校長ニ申告スヘシ
- 前項ノ異狀アル生徒兒童中、就學猶豫、就學免除、休學、退學等ヲ要セサル者ニ對シ學校醫ハ繼續的ニ之ヲ監察スヘシ
- 第四條 學校醫ハ學校職員中學校衛生上注意ヲ要スル者ヲ發見シタルトキハ之ニ關シ必要ナル事項ヲ學校長ニ申告スヘシ
- 第五條 學校醫ハ學生生徒及兒童身體検査規程ニ依リ生徒兒童ノ身體検査ヲ爲スヘシ
- 第六條 學校醫ハ學校傳染病豫防規程ニ依リ學校傳染病豫防ニ關スル事務ニ從事シ同規程第六條乃至第八條ノ場合ニ於テハ必要ナル事項ヲ學校長ニ申告スヘシ
- 第七條 學校醫ハ第三條第四條及第六條ニ掲ケタル場合ノ外學校衛生上必要ト認めタル事項ニ就キ管理者又ハ學校長ニ申告スヘシ

第八條 學校醫ハ學校衛生ニ關シ學校長ノ諮問ニ應シテ意見ヲ述フヘシ
第九條 學校醫ハ學校長ノ請求ニ應シ生徒兒童又ハ其ノ保護者等ニ對シテ衛生ニ關スル講話ヲナスヘシ

第十條 學校醫ハ其ノ調査シタル事項執務ノ狀況申告若ハ建議セル事項ニ就キ其ノ大要ヲ學校醫執務日誌ニ記入シ其ノ都度學校長ニ提出スヘシ

第十一條 學校醫ハ本令ニ掲クルモノノ外地方長官ノ命ヲ承ケ學校衛生ニ關スル職務ニ従事スヘシ

第十二條 本令ニ關シ必要ナル規則ハ地方長官之ヲ定ムルコトヲ得

第五節 病弱兒童に對する養護

兒童に對して施すべき衛生的施設の中で、殊に注意すべきものは病弱兒童である。是等の兒童は、其の身體上の障害より、延いて心意の活力も不十分であるから、到底健全な兒童と同一に學習し、運動することは困難である。然るに、強いて之を同一に取扱ふと

病弱兒童の養護

きは、心身の疲勞が益々甚しくなつて、容易に回復することの出来ない状態に陥るであらう。されば是等の兒童に對しては、一方に於ては特に注意して其の教材を軽減し、教授時間を減縮し、一層家庭に於ける復習自習等の課題を軽くし、出來得る限り、其の學習上の負擔を減ずることに努め、他方に於ては、最も規律的に、過激でない遊戯運動を課して心身の發育を補助せねばならぬ。然れども斯くの如き病弱兒童に最も適當な教育法としては、之を學校と病院とを兼ねたやうな、特殊の教育所に收容して、特殊なる取扱を爲すのがよいのである。

林間學校

獨逸に於ける林間學校の如きは、即ち是である。林間學校とは、肺病、腺病、心臟病、貧血症等の如き病弱兒で、まだ醫療を要するに至らない程度のもを、夏季の初に於て、各小學校から收容し、空氣の清潔な森林中の假校舍に於て教育するものである。其の校舍は窓が甚だ多く、十分日光と空氣とを導くに足るやうに出來て居る。兒童の定員は、一學級二十人乃至三十五人とし、教授は二十五分毎に休憩時間を設け、毎日二

時乃至二時半を超へることなく、且なるべく滋養ある食料を與へ、休憩時間に於ては、自由に林間で運動作業をなさしめる。かくて、夏季の靜養期を終ると、再び以前に就學して居つた小學校に復校せしめるものであつて、此の施設は、心身の保健上に、極めて有効な結果を收めたといふことである。

休日植民

次ぎに、病弱兒童に對する特殊なる施設は、所謂休日植民である。**休日植民**とは、主に夏季休業中に、下流社會の營養不良の兒童や、又は病弱兒童を收容し、山間海濱林間等の空氣の新鮮な健康地に、轉地療養をさせて、毎日滋養のある食物を給して、自由に逍遙遊戯を行はしめ、又特殊の運動海水浴等の外、多少の課業を課するものであつて、兒童は其の際、直接に自然界に接し、有益なる知識を得、且其の健康を増進し得るものである。休日植民は、瑞西の牧師ピオンの創意にかゝるものであるが、今日は歐米各國に於て盛行されるやうになつたのである。

以上諸種の衛生的施設は、主として大都市に必要なもので、之れは、學校授業と稱するよりも、寧ろ社會事業と稱すべきものである。其の實施及び發達を圖るには、廣く公衆の慈善心の普及に待たねばならぬ。我が國に於ても、近時この休日植民や、夏季休業中に於ける林間學校の計畫が、各地に實施せられ、相當の成績を收めるやうになつた。

水泳・遠足等

積極的施設 其の他積極的の施設として、健全なる兒童に對しては、其の健康を増進せんが爲めに、**冷水摩擦・水泳・遠足・登山・自由運動・徒競走・氷滑**等、其の他各種の運動を獎勵するやうになつて來た。之が監督の任に當る學校長及び教員は、豫め周到なる計畫準備を爲し、各自心身の情況に適應せしめ、毫も兒童に危害を生ぜしむることのない様にせねばならないのである。

第五章 教師の衛生

教員病

教員の職にあるものには、其の業務の性質より來る所の一種の疾病がある。それは諸種の呼吸器病、神經衰弱症、痔疾等であつて、世に之を**教員病**と稱して居る。就中呼吸器病及び神經衰弱症に犯されるものが、教員に最も多いことは、我が國統計の明示する所である。文部省に於ても、此の點に留意し、公立小學校教員疾病療治料給與に關する準則を定めて、之が救済の方法を講じて居る。元來、小學校教員の職務は常に群衆と共に風塵の間に生活し、其の校務も甚だ煩多なるに拘らず、尙、地方教化に關する副次的の事務が極めて多く、之に加ふるに、常に學術の補習、自己の修養を要することが、他の職務に従事するものよりも、一層切要なるものがある。教員が以上諸種の疾病に犯され易いのは、事情免れがたいことと

教師の衛生

云はねばならぬ。されば、教員たるものは、常に自から注意して、消極的に衛生上の諸原則を確守するのみならず、更に進んで、積極的に體力の養護鍛練に努め、又趣味を豊かにして、精神慰安の途を講じ、以て激甚なる其の職務に堪へるの覺悟がなければならぬ。

輓近
小學校管理法(改訂版)終

附錄

- 一、地方學事通則
- 二、小學校令
- 三、小學校令施行規則

附 錄

一 地方學事通則

(大正三年三月二十一日) (大正十年四月十一日) (八日法律第十三號) (法律第七十號改正)

- 第一條 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ教育事務ノ爲之ヲ學區ニ分畫スルコトヲ得
市ノ學區ニ關シテハ市制第四百四十五條乃至第四百四十七條及市ノ財産營造物ニ關スル規定ヲ町村ノ學區ニ關シテハ町村制第二百五條乃至第二百二十七條及町村ノ財産營造物ニ關スル規定ヲ準用ス但シ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得
- 第二條 學區カ市制第六條ノ市ノ區市制第四百四十四條ノ市ノ一部又ハ町村制第二百二十四條ノ町村ノ一部ト區域ヲ同シクスル場合ニ於テ其ノ區又ハ一部ニ區會又ハ區總會ノ設アルトキハ學區ニ關スル事件ハ其ノ區會又ハ區總會之ヲ議決ス
- 第三條 學區ニ於テ專ラ使用スル學校幼稚園ニ關スル費用ハ其ノ學區内ニ於テ市稅町村稅ヲ納ムル義務アル者之ヲ負擔ス財産ヨリ生スル收入又ハ學校幼稚園ニ屬スル收入アルトキハ先ツ其ノ收入ヲ以テ其ノ費用ニ充ツヘシ
- 特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス監督官廳ノ許可ヲ受ケ市町村ニ於テ其ノ費用ノ一部ヲ負擔スルコトヲ得(大正十年法律第七十號改正)
- 第四條 學區ヲ廢止セムトスル場合ニ於テ學區ノ財産ノ處分ニ付テハ關係アル市町村及學區ノ區

- 會又ハ區總會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム
- 前項ノ府縣知事ノ處分ニ不服アル市町村又ハ學區ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得
- 第五條 市町村又ハ其ノ學區ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ他ノ市町村又ハ學區ノ兒童教育事務ノ委託ニ應スヘシ
- 前項ノ委託ニ對スル報償其ノ他必要ノ事項ニ付關係市町村又ハ學區ノ協議整ハサルトキハ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム
- 前條第二項ノ規定ハ前項ノ處分ニ付之ヲ準用ス
- 第六條 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ
- 學區ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クコトヲ得
- 第七條 教育事務ノ爲ニ設クル市町村組合町村組合ハ之ヲ市町村學校組合町村學校組合ト稱ス
- 市町村學校組合町村學校組合ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得
- 第八條 本法中市及其ノ學區ニ關スル規定ハ市町村組合及其ノ學區ニ町村及其ノ學區ニ關スル規定ハ町村組合及其ノ學區ニ之ヲ準用ス
- 第九條 府縣郡ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校圖書館ノ爲基本財産又ハ積立金ヲ設クルコトヲ得
- 基本財産及積立金ノ管理及處分ハ監督官廳ノ許可ヲ受クヘシ
- 第十條 府縣制郡制市制町村制ニ規定シタル內務大臣ノ職務ハ教育ニ關スル事項ニ付テハ內務大臣及文部大臣ニ屬ス

附 則

- 本法ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 本法ハ市制町村制ヲ施行セサル地ニハ之ヲ施行セス
- 從前ノ規定ニ依リ教育事務ノ爲分畫セラレタル市町村及町村學校組合ノ區ハ本法ニ依ル學區從前ノ規定ニ依リ設ケタル町村學校組合ハ本法ニ依ル町村學校組合ト看做ス
- 從前ノ規定ニ依リ設ケタル市町村ノ基本財産及積立金ハ市制町村制ニ依リ設ケタルモノト看做ス
- 大正十年法律第七十號附則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二 小學校令 (明治三十三年八月二十日)

勅令第三百四十四號 (明治三十六年三月勅令第六三號、同年四月同第七四號、同四十年三月同第五二號、同四十四年七月同第二六號、大正二年七月同第二五八號、同八年二月同第一〇號、同十二年八月同第三七六號、同十五年四月同第七三號、同年六月同第二四二號改正)

第一章 總 則

- 第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス
- 第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス
- 尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科ト一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小學校トス

市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ負擔ヲ以テ設置スルモノヲ市町村立小學校トシ私人ノ費用ヲ以テ設置スルモノヲ私立小學校トス

第三條 尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ尋常小學校ノ規定ヲ準用シ高等小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ高等小學校ノ規定ヲ準用ス但シ文部大臣ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 町村組合ニシテ其ノ町村一切ノ事務ヲ共同處分スルモノハ之ヲ一町村ト同視ス

第五條 小學校ニ類スル各種學校ノ規程ニ關シテハ本令中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外文部大臣之ヲ定ム

第二章 設置

第六條 市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシ

第七條 府縣知事ハ一町村ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘスト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムヘシ

第八條 府縣知事ハ一町村ニ於テ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ適度ノ通學路程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ左ノ例ニ依ルヘシ

一 其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムルコト

二 其ノ町村ヲシテ就學セシムヘキ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコト

府縣知事ハ町村ノ一部ニシテ前項ノ事情アルモノ其ノ町村ノ尋常小學校ニ對シ適度ノ通學路程内ニ在ラスト認メタルトキハ亦前項ノ例ニ依ルヘシ

府縣知事ハ町村學校組合ノ一部ニシテ前項ニ準スヘキ事情アリト認メタルトキハ第一項第二號ノ例ニ準ヘスシ

第八條ノ二 府縣知事ハ町村、町村學校組合又ハ其ノ一部ニシテ前條各項ノ一ニ該當スル事情アル場合ニ於テ必要ト認メタルトキハ其ノ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ市又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコトヲ得

府縣知事ハ市ノ一部ニシテ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ適度ノ通學路程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ其ノ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他ノ市町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコトヲ得

第九條 市町村立尋常小學校ノ校數並位置ハ府縣知事ニ於テ市町村又ハ町村學校組合ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ

第十條 第七條又ハ第八條ニ依リ府縣知事ニ於テ町村學校組合ヲ設ケシムトスルトキハ組合規約ヲ定メ關係町村ノ意見ヲ聞クヘシ組合規約ヲ變更シ組合町村ノ數ヲ増減シ又ハ組合ヲ解カシ

メムトスルトキ亦同シ

第八條又ハ第八條ノ二ニ依リ府縣知事ニ於テ兒童教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシメムトスルトキハ關係市町村町村學校組合及學區ノ意見ヲ聞クヘシ

第十一條 府縣知事ハ市町村若ハ町村學校組合ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所數箇所アルトキ又ハ其ノ設置スヘキ尋常小學校ト兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所トアルトキハ市町村若ハ町村學校組合ヲ分割シ其ノ一區若ハ數區ニ對シ小學校設置ニ關スル費用ノ負擔又ハ兒童教育事務委託ノ爲其ノ使用スヘキ小學校ヲ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ關係市町村町村學校組合及學區ノ意見ヲ聞クヘシ其ノ之ヲ止メムトスルトキ亦同シ

第十二條 府縣知事ハ第七條及第八條第一項ノ事情アルモ同條及第五十三條ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得

府縣知事ハ第八條第二項又ハ第三項ノ事情アルモ同項及第五十三條ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村若ハ町村學校組合ヲシテ其ノ一部ニ關シテハ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得

第十三條 (明治四十年勅令第五十二號削除)

第十四條 市町村ハ市町村又ハ其ノ學區ノ負擔ヲ以テ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得

市町村又ハ町村ハ其ノ協議ニ依リ市町村學校組合又ハ町村學校組合ヲ設ケ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得

第十五條 市町村立高等小學校ノ設置及廢止ハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十六條 私立小學校ノ設置及廢止ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 前三條ノ規定ハ小學校ニ類スル各種學校ニ關シ之ヲ準用ス小學校ニ類スル各種學校ハ之ヲ小學校ニ附設スルコトヲ得

第三章 教科及編制

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス

高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ得 (明治四十年勅令第五十二號改正)

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身國語算術國史地理理科圖畫唱歌體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ (上同)

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身國語算術國史地理理科圖畫手工唱歌體操實業農業工業商業ノ一科目又ハ數科目トシ女兒ノ爲ニハ家事裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得
前項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得第三學年ニ於ケル圖畫唱歌ニ付亦同シ
手工ハ實業ニ於テ工業ヲ學習スル兒童ニハ之ヲ課セサルコトヲ得

實業ノ數科目ヲ置キタル場合ニハ兒童ヲシテ其ノ一科目ヲ選擇セシム實業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第二十一條 小學校ニ補習科ヲ置クコトヲ得

補習科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第二十二條 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之ヲ其ノ兒童ニ課セサルコトヲ得

第二十三條 小學校ノ教科目ヲ加除セムトスルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

補習科ヲ設置シ若ハ之ヲ廢止シ又ハ高等小學校ノ修業年限ヲ延長セムトスルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村市町村學校組合又ハ町村學校組合私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ(明治四十年勅令第五十二號改正)

第二十四條 小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ(明治三十六年勅令第七十四號改正)前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ探定ス(同上)

文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身國史地理ノ教科用圖書及國語讀本ヲ除キ其ノ他ノ教科用圖書ニ限り文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ府縣知事ヲシテ之ヲ探定セシムルコトヲ得(同上) 補習科ノ教科用圖書ニ關シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條 (同上)

第二十六條 (同上)

第二十七條 小學校ノ休業日ハ日曜日ヲ除クノ外毎年九十日ヲ超ユルコトヲ得ス但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ニ於テ前項ノ日數ヲ増加スルコトヲ得

傳染病豫防ノ爲必要アルトキ其ノ他非常變災アルトキハ府縣知事ニ於テ臨時小學校ノ閉鎖ヲ命

スヘシ其ノ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者私立小學校ニ在リテ

ハ設立者ニ於テ之ヲ閉鎖スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ府縣知事ニ報告スヘシ

第二十八條 小學校教則及小學校編制ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四章 設備

第二十九條 小學校ニ於テハ校舍校地校具及體操場ヲ備フヘシ

第三十條 校舍校地校具及體操場ハ非常變災ノ場合ヲ除クノ外小學校ノ目的以外ニ之ヲ使用スル

コトヲ得ス但シ教育兵事産業衛生慈善等ノ目的ノ爲特別ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス(大正二年勅令第二百五十八號改正)

第三十一條 小學校ノ設備ニ關スル規程ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

第五章 就學

第三十二條 兒童滿六歲ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス(明治三十六年勅令第六十三號改)

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス(同上)

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又ハ不具癱疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ府縣知事ニ報告スヘシ

市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス

第三十四條 第十二條ニ依リ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免セラレタル區域内ノ學齡兒童保護者ハ其ノ義務ヲ免除セラレタルモノトス

第三十五條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨クルコトヲ得ス

第三十六條 學齡兒童保護者ハ就學セシムヘキ兒童ヲ市町村立尋常小學校ニ入學セシムヘシ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得(明治四十年勅令第五十二號改正)

官立若ハ府縣立ノ學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分高等學校若ハ中學校ノ豫科又ハ盲學校若ハ聾啞學校ノ初等部ハ兒童就學ニ關シテハ之ヲ市町村立尋常小學校ト同視ス

第三十七條 兒童ノ年齢就學ノ始期ニ達セサル者ハ之ヲ小學校ニ入學セシムルコトヲ得ス

第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

第六章 職員

第三十九條 小學校ノ教科ヲ教授スル者ヲ本科正教員トシ其ノ教科目中修身國語算術國史地理理科以外ノ教科目ニシテ文部大臣ノ定ムル一科目又ハ數科目ヲ限リ教授スル者ヲ專科正教員トス

第四十條 小學校教員タルヘキ者ハ免許狀ヲ受クヘシ

免許狀ハ府縣知事之ヲ授與シ全國ニ通シテ有効トス(大正二年勅令第二百五十八號改正)

第四十一條 免許狀ヲ受クルニハ師範學校若ハ文部大臣ノ指定シタル學校ヲ卒業シ又ハ小學校教

員ノ檢定ニ合格スルコトヲ要ス

前項ノ檢定ヲ施行スルカ爲府縣ニ小學校教員檢定委員會ヲ置ク

免許狀及小學校教員檢定委員會ノ組織權限其ノ他檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十二條 特別ノ事情アルトキハ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ小學校准教員ニ代用スルコトヲ得

代用教員ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十三條 市町村立小學校長ハ其ノ學校ノ本科正教員ヲシテ之ヲ兼ネシムヘシ

第四十四條 市立小學校長及教員ノ任用ハ市長又ハ市町村學校組合管理者ノ申請ニ依リ府縣知事之ヲ行フ

町村立小學校長及教員ノ任用並市町村立小學校長及教員ノ解職ハ府縣知事之ヲ行フ

第四十五條 市町村立小學校教員ノ俸給旅費其ノ他諸給與並其ノ支給方法ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

第四十六條 小學校長及教員ノ進退職務及服務ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十七條 小學校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體

罰ヲ加フルコトヲ得ス

第四十八條 市町村立小學校長及教員職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リタルトキ又ハ職務ノ内外ヲ問ハス體面ヲ汚辱スルノ所爲アリタルトキハ府縣知事ニ於テ懲戒處分ヲ行フ其ノ處分ハ譴責減俸及免職トス

私立小學校長及教員ニシテ前項ニ準スヘキ所爲アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ業務ヲ停止ス

第四十九條 小學校教員免許狀ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ免許狀ハ其ノ効力ヲ

失フ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

小學校教員免許狀ヲ有スル者不正ノ所爲其ノ他教員タルヘキ體面ヲ汚辱スルノ所爲アリテ其ノ情狀重シト認メタルトキハ文部大臣又ハ府縣知事ニ於テ其ノ免許狀ヲ褫奪ス

第五十條 府縣知事ニ於テ行ヒタル免職若ハ業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ニ不服アル者ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

第七章 費用負擔及授業料

第五十一條 市町村立小學校ノ設置ニ關スル費用ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ負擔トス其ノ概目左ノ如シ

- 一 設備及其ノ維持ノ費用
- 二 職員ノ俸給、旅費其ノ地諸給與
- 三 校費

兒童教育事務委託ニ關スル費用ハ市町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ノ負擔トス

第五十二條 府縣知事ハ町村學校組合ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ又ハ兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所アルトキハ其ノ學校組合内ノ某町村ヲシテ其ノ數校中ノ一校若ハ數校ノ設置又ハ兒童教育事務委託ニ關スル費用ヲ一町村限り負擔セシムルコトヲ得

前項ノ處分ヲ爲シ又ハ之ヲ止メムトスルトキハ關係町村及學校組合ノ意見ヲ聞クヘシ

第五十三條 府縣知事ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ府縣ハ町村又ハ町村學校組合ニ相當ノ補助ヲ與フヘシ

一 町村ニシテ第七條ノ事情アルモ同條ニ依ルコトヲ得サルトキ

二 町村學校組合ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ又ハ町村學校組合ノ一部タル町村ノ資力其ノ學校組合費ノ分擔ニ堪ヘサルトキ

三 町村又ハ町村學校組合ノ資力兒童教育事務委託ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ
前項ノ認定ニ付テハ府縣知事ハ府縣參事會ノ意見ヲ聞クヘシ

第五十四條 削除

第五十五條 區長及其ノ代理者並學務委員ニ於テ國ノ教育事務ヲ執行スルカ爲ニ要スル費用ハ市町村市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ負擔トス但シ區長及其ノ代理者並學區ノ學務委員ニ關スル費用ハ市町村會又ハ町村學校組合會ノ議決ヲ以テ之ヲ學區ノ負擔ト爲スコトヲ得

第五十六條 小學校教員檢定及免許狀ニ關スル費用ハ府縣ノ負擔トス

第五十七條 市町村立尋常小學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得ス但シ補習科ハ此ノ限ニ在

ラス特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ市町村立尋常小學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルコトヲ得

第五十八條 市町村立小學校ノ授業料ハ市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ收入トス

第五十九條 授業料ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第八章 管理及監督

第六十條 市町村長市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ屬スル國ノ教育事務ヲ管掌シ市町村立小學校ヲ管理ス

第六十一條 府縣知事ハ市町村又ハ町村學校組合ノ區長及其ノ代理者ヲシテ市町村長又ハ町村學校組合管理者ノ指揮命令ヲ受ケテ學區ニ屬スル國ノ教育事務ヲ補助執行セシムルコトヲ得

第六十二條 市町村ハ教育事務ノ爲市制第八十三條町村制第六十九條ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ但シ市會町村會ノ議決ニ依ルノ限ニ在ラス(大正二年勅令第二百五十八號改正)

市町村學校組合又ハ町村學校組合ハ教育事務ノ爲條例ノ規定ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ
市町村又ハ町村學校組合ハ教育事務ノ爲條例ノ規定ニ依リ其ノ學區ニ學務委員ヲ置クコトヲ得
學務委員ニハ市町村立小學校男教員ヲ加フヘシ

委員中教員ヨリ出ヅル者ハ市町村長、市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者之ヲ任免ス

テ相聯絡セシメンコトヲ要ス
 讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ
 其ノ材料ハ修身歴史地理理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り趣味ニ富ムモノタルヘシ
 女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ
 文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必
 須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス
 書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ楷書行書ノ二種トシ高等小學校ニ於テハ尙草
 書ヲ加フ

國語ヲ授クル際ニハ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムヘシ(大正
 文部省令第
 二十號改正)

他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ常ニ言語ノ練習及文字ノ書キ方ニ注意セシメンコトヲ要ス(上同)
 第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ
 以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ小ナル整数ノ範圍内ニテ其ノ唱ヘ方書キ方及簡易ナル計算ヲ授ケ次第
 ニ其ノ範圍ヲ擴メテ少數分數ニ及ホシ更ニ其ノ程度ヲ進メ且簡易ナル比例歩合算ヲ授ケヘシ高
 等小學校ニ於テハ尋常小學校ニ於テ授ケタル事項ノ程度ヲ進メ且數ノ代數的計算及幾何圖形ニ
 關スル知識ノ初步ヲ授ケ又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ課スヘシ

算術ハ算算ヲ用フヘシ尋常小學校ニ在リテハ土地ノ情況ニ依リ珠算ヲ併セ用フルコトヲ得高等
 小學校ニ在リテハ球算ヲ併セ課スヘシ

算術ヲ授クルニハ實驗實測ヲ用ヒ運算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメテ理會ヲ精確ニシ運算
 ニ習熟シテ應用自在ナラシムコトヲ務メ又圖表復利表等ノ取扱ニ慣レシメ且暗算ニ熟達セシ
 メムコトヲ要ス

算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ選フ
 ヘシ

第五條 國史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制皇統ノ無窮歷代天皇ノ盛業忠良賢哲ノ事蹟國民ノ武勇文化ノ由
 來外國トノ關係等ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ知ラシムヘシ(上同)

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ近世史ニ重キヲ置キテ之ヲ授ケ我國發達ノ蹟ヲ知ラ
 シムヘシ(上同)

國史ヲ授クルニハ成ルヘク圖畫地圖標本等ヲ示シ兒童ヲシテ當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ特
 ニ修身ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理
 會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ本邦ノ地勢氣候區劃都會產物交通等竝ニ地球ノ形狀運動等ノ大要ヲ理會セ

シメ且滿洲地理ノ大要ヲ授ケ兼テ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ニ關スル簡單ナル知識ヲ得シムヘシ(上同)(明治四十四年文部省令第二十四號改正)

高等小學校ニ於テハ各大洲ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヨリ進ミテ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ノ大要及本邦ノ政治、經濟上ノ狀態並ニ外國ニ對スル地位等ノ大要ヲ知ラシメ又地文ノ一班ヲ授クヘシ(上同)

地理ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ又地球儀、地圖、標本、寫真等ヲ示シテ確實ナル知識ヲ得シメ特ニ歴史及理科ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第七條 理科ハ通常ノ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ノ一班ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ植物、動物、礦物及自然ノ現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物、礦物ノ名稱、形狀、効用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理、化學上ノ現象及人身生理ノ初步ヲ授クヘシ(上同)

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ特ニ重要ナル元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身ノ生理、衛生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物、動物、礦物ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシムヘシ(第六條第二項)(大正八年文部省令第六號改正)(下同)(シク改正)(令第六號改正)

理科ニ於テハ務メテ農事、水産、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物、動物等ニ就キ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要ナル加工品ノ製法、効用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ

理科ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ若ハ標本、模型、圖畫等ヲ示シ又簡單ナル實驗ヲ施シ明瞭ニ理會セシメンコトヲ要ス

第八條 圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形體ニ及ホシ實物若ハ手本ニ就キ又時々自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ(明治四十年文部省令第六號改正)
高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ諸般ノ形體ヲ畫カシムヘシ土地ノ情況ニ依リテハ簡易ナル幾何畫ヲ授クルコトヲ得(上同)

圖畫ヲ授クルニハ成ルヘク他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及兒童ノ日常目撃セル物體中ニ就キテ之ヲ畫カシメ兼テ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハントニ注意スヘシ
第九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クヘシ(上同)
高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ授クヘシ又便宜簡易ナル複音唱歌ヲ授クルコトヲ得(上同)

歌詞及樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルヘシ
第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ體操教練遊戲及競技ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男兒及女兒ノ別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌スヘシ(同上並大正二年文部省令第二十號改正)
高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ(同上)
土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又水泳ヲ授クルコトアルヘシ

第十一條 裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ運針法ヨリ始メ漸ク通常ノ衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜裁チ方繕ヒ方等ヲ授クヘシ(同上)
高等小學校ニ於テハ初ハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方裁チ方繕ヒ方ヲ授クヘシ

裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所有ノモノニ取り之ヲ授クル際用具ノ使用方材料ノ品類性質及衣類ノ保存洗濯方等ヲ教示スヘシ

第十二條 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
手工ハ紙絲粘土麥稈木竹金屬等其ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ高等

小學校ニ於テハ製圖及女兒ニ在リテハ手藝ヲ簡易ナル程度ニ於テ併セ授クヘシ
手工ヲ授クル際ニハ用具ノ使用方材料ノ品類性質等ヲ教示スヘシ

第十三條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

農業ハ土地ノ情況ニ依リ農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事水産ヲ併セ授クヘシ(明治三十六年文部省令第十一號追加改正)
農事ハ土壤水利肥料農具耕耘栽培養蠶養畜等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ノ理會シ易キ事項ヲ授クヘシ

水産ハ漁撈養殖製造等ニ就キ其ノ土地ノ業務ニ適切ナルモノヲ授クヘシ(同上改正)
農業ヲ授クルハ特ニ地理理科等ノ教授事項ト關聯シ時々其ノ土地實際ノ業務ニ就キテ教示シ其ノ知識ヲ確實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十三條ノ二 工業ハ工業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉綿密ニシテ且創作工夫ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

工業ハ木工竹工金工塗工染織等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ニ趣味アル事項ヲ授ケ且材料ノ性質及用法竝工具ノ使用法及保存法ヲ知ラシムヘシ
工業ヲ授クルニハ地理理科圖畫手工等ノ教授事項ト關聯シ又時々其ノ土地ニ於ケル工場等ヲ見學セシメ實際ノ業務ト密接ナル關係アラシムコトヲ務ムヘシ

第十四條 商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ

養フヲ以テ要旨トス

商業ハ學校所在ノ地方ニ於ケル賣買金融運輸保險其ノ他商業ニ關スル重要ナル事項ニシテ兒童ノ理會シ易キモノヲ選ヒ國語算術地理理科等ノ教授事項ト關聯シテ之ヲ授ケ且簡易ナル商用簿記ヲ授クヘシ(第六條第二項)

第十五條 家事ハ家事ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節約利用秩序清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

家事ハ衣食住看病育兒其ノ他一家ノ經濟等ニ關スル事項ノ大要ヲ授クヘシ家事ヲ授クルニハ特ニ理科トノ聯絡ニ注意シ又實習ニ重キヲ置キ土地ノ情況ニ適切ナラシメンコトヲ務ムヘシ(明治四十四年文部省令第一六八號改正)

第十六條 外國語ハ日常簡易ノ英語ヲ習得セシムルヲ以テ要旨トス

外國語ハ發音綴字ヨリ始メ簡易ナル文章ノ讀ミ方話シ方綴リ方書キ方ヲ授クヘシ外國語ヲ授クルニハ成ルヘク日常ノ生活ニ關聯セシメテ其ノ理會ヲ容易ニシ練習ニ重キヲ置クヘシ(明治四十一年文部省令第四十四號改正)

第十七條 尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第四號表ニ依ルヘシ(明治四十年文部省令第六號改正)

但書(明治四十三年文部省令第四號) 削除(號ヲ以テ第四號表中改正) 手工ヲ加フルトキ又ハ第一學年第二學年ニ於テ圖畫ヲ課スルトキハ其ノ每週教授時數ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ノ每週教授時數ヲ減シ之ニ充ツヘシ

第十七條ノ二 第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ教科目ノ每週教授時數ハ管理
理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十八條 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依ルヘシ
第十八條ノ二ノ規定ニ依リ實業ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テ之ヲ學習セサル兒童ニ對シテハ其ノ每週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スヘシ

實業ニ於テ工業ヲ學習スル爲手工ヲ課セサル兒童ニ對シテハ其ノ每週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第三學年ニ於ケル圖畫唱歌ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テ之ヲ學習セサル兒童ニ對シテハ其ノ每週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第十八條ノ二 實業ハ特別ノ事情アル場合ニ限り管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第十九條 土地ノ情況ニ依リ管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ左ノ制限内ニ於テ第十七條及第十八條ノ規定ニ依ル時數ヲ増減スルコトヲ得(上同)(大正二十年文部省令第二十號改正)

一、尋常小學校ノ每週教授時數ハ三十時ヲ超エ又十八時ヲ下ルコトヲ得ス(明治四十年文部省令第六號改正)

二、高等小學校ノ每週教授時數ハ三十二時ヲ超エ又二十七時ヲ下ルコトヲ得ス(上同)

第二十條 學校長ハ夏季冬季休業日ノ前後各二十日以内ニ於テ毎日ノ教授時數ヲ減スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ教授時數ヲ減スルトキハ學校長ニ於テ便宜各教科目ノ每週教授時數ヲ斟酌ス
ヘシ

第二十一條 尋常小學校若ハ高等小學校ニ於テ數學年ノ兒童ヲ一學級ニ編制スルトキハ各學年ノ
程度ニ拘ラス全部又ハ一部ノ兒童ヲ同一ノ程度ニ依リ教授スルコトヲ得

第二十二條 學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ

第二十三條 小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フル
コトナク兒童平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ

第二十四條 學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教科ヲ修了セリト認メタ
ル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ

學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書第二十一條ノ規定ニ
依リ一學年間學習セシ者ニハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

第二節 學事、休業日及式日

第二十五條 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコト
ヲ得(明治四十二年文部
省令第十二號改正)

小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第二十六條 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ(大正二年文部省
令第二十號改正)

第二十七條 小學校ノ休業日ハ左ノ如シ但シ第三號乃至第六號ノ休業日ハ學年ニ依リ之ヲ異ニス
ルコトヲ得(第六條第二項ノ改
正ト同時ニ追加)

一 祝日、大祭日

二 日曜日

三 夏季休業日

四 冬季休業日

五 學年末休業日

六 其ノ他府縣知事ノ定ムル休業日

前項第三號乃至第五號ノ休業日數ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第二十八條 紀元節、天長節及一月一日ニ於テハ職員及兒童ハ學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フヘシ

(大正二年文部省令
第二十一號改正)

一 職員及兒童、君カ代ヲ合唱ス

二 職員及兒童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

- 三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス
 - 四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス
 - 五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス
- 御影ヲ拜セサル學校及特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若ハ府縣知事ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉藏セサル學校ニ於テハ前項第二號ノ式ヲ闕ク

第三節 編 制

- 第二十九條 小學校ノ學級數ハ二十四學級以下トス(明治四十二年文部省令第四十二號改正)
- 特別ノ事情アルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得(明治四十年文部省令第六號改正)
- 特別ノ事情ニ依リ小學校ニ於テ分教場ヲ設クルトキハ一分教場ノ學級數ハ六學級以下トシ第一項ノ制限外ト爲スコトヲ得(同上)(明治四十一年文部省令第四十九號改正)(第二十三號改正)
- 第三十條 一學級ノ兒童數ハ尋常小學校ニ在リテハ七十人以下高等小學校ニ在リテハ六十人以下トス特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各々十人マテヲ増スコトヲ得
- 第三十一條 尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ同一學年ノ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツヘシ

第一學年及第二學年ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

高等小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全校女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ學級ヲ別ツヘシ

特別ノ事情アルトキハ第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得(明治四十年文部省令第六號追加)(部省令第二

第三十二條 削除(上同)

第三十三條 修身體操唱歌裁縫手工實業及小學校令第二十條第二項ニ依リ加ヘタル數科目ハ數學級ノ全部又ハ一部ノ兒童ヲ合セテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得但シ裁縫手工實業ニ就キテハ兒童ノ數七十人ヲ超エサル場合ニ限ル(明治三十六年文部省令第十一號改正)(第六條第二項)(大正八年文部省令第六號改正)

第三十四條 土地ノ情況ニ依リ尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全部若ハ一部ノ兒童ヲ前後二部ニ分チテ教授スルコトヲ得(大正二十年文部省令第二十號改正)

第三十五條 尋常小學校ニ於テハ各學級ニ本科正教員一人ヲ置クヘシ

高等小學校ニ於テハ其ノ學級數ニ等シキ員數ノ本科正教員ヲ置クノ外教科目教授時數兒童數等ニ應シ必要ナル員數ノ本科正教員又ハ專科正教員ヲ置クヘシ

土地ノ情況ニ依リ尋常小學校ニ在リテハ二學級毎ニ本科正教員一人及准教員一人又ハ三學級毎ニ本科正教員二人ヲ置クコトヲ得

必要アル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ルノ外尙准教員ヲ置キ兒童ノ教授ヲ補助セシムルコト

ヲ得
 前條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クヲ常例ト
 ス
 第三十六條 六學級以上ノ小學校ニ於テハ學校長ノ擔任スル教授ヲ補助スル爲正教員一人若ハ准
 教員一人ヲ置クコトヲ得
 第三十七條 尋常小學校ニ於テハ適宜專科正教員ヲ置クコトヲ得
 第三十八條 補習科ノ學級數ハ第二十九條ニ規定シタル學級數ノ制限外トス但シ其ノ教授時間ヲ
 正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ此ノ限ニアラス
 第三十九條 全校兒童ヲ一學級ニ編制スル學校ヲ單級小學校トシ二學級以上ニ編制スル學校ヲ多
 級小學校トス(明治三十六年文部省令第
 十一號ヲ以テ第二項削除)
 第四十條 削除(大正二年文部
 省令第二十號)
 第四十一條 小學校ノ學級ヲ編制シ又ハ變更シタルトキハ遲滯ナク管理者又ハ設立者ニ於テ府縣
 知事ニ届出ツヘシ

第四節 補習科

第四十二條 補習科ヲ分テ尋常小學校補習科及高等小學校補習科トス
 尋常小學校補習科ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ尋常小

學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス
 高等小學校補習科ハ高等小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ高等小
 學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス
 第四十三條 補習科ノ教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ
 前項ノ規定ニ依リ定メタル教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得
 第四十四條 補習科ノ教科用圖書ハ學校長ニ於テ之ヲ定ムヘシ
 第四十五條 補習科ノ教科ヲ授クルニハ其ノ土地ノ業務ニ適切ナル事項ヲ交フヘシ
 第四十六條 補習科ノ修業年限ハ二箇年以下トシ市町村市町村學校組合町村學校組合又ハ設立者
 ニ於テ之ヲ定ムヘシ(大正八年文部省
 令第廿六號改正)
 第四十七條 補習科ノ教授ハ一定ノ季節ヲ選ヒテ之ヲ爲スコトヲ得
 第四十八條 補習科ノ教授日數教授時間及每週教授時數ハ兒童ノ便宜ヲ圖リ管理者又ハ設立者ニ
 於テ之ヲ定ムヘシ(同上
 改正)
 第四十九條 高等小學校補習科ノ學級ハ男女ヲ合シテ之ヲ編制スルコトヲ得ス但シ其ノ教授時間
 ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ此ノ限ニアラス
 第五十條 補習科ノ教場ハ正教科ヲ授クル校舍外ニ之ヲ設クルコトヲ得
 第五十一條 補習科ノ教授ハ正教科ヲ教授スル教員又ハ代用教員ニ於テ之ヲ擔任スヘシ
 補習科ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ前項ノ規定ヲ適用セス

特別ノ事情アルトキハ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第五十二條 第四十三條第一項、第四十四條、第四十六條及第四十八條ノ場合ニ於テハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ(同上)(追加)

第五節 教科用圖書 (明治三十六年文部省令第二十二號改正)

第五十三條 小學校教科用圖書中修身、國語、算術、國史、地理、理科、家事、圖畫ヲ除キ其ノ他ノ圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ府縣知事之ヲ採定ス但シ體操、裁縫、手工及尋常小學校第四學年以下ノ唱歌ニ關シテハ兒童ニ使用セシムヘキ圖書ヲ採定スルコトヲ得ス又國語書キ方、算術理科、圖畫ノ教科用圖書及小學地理附圖ハ學校長ニ於テ之ヲ兒童ニ使用セシメサルコトヲ得(明治四十年文部令第六號改正)(明治四十三年文部省令第六號改正)(大正八年文部省令第六號改正)

第五十四條 小學校令第二十四條第二項又ハ前條ニ依リ教科用圖書ヲ採定シタルトキハ之ヲ使用セントスル學年ノ開始ヨリ九十日前ニ其ノ旨ヲ公布スヘシ(大正二年文部省令第二十號改正)

特別ノ事情アルトキハ前項ノ公布期限ニ依ラサルコトヲ得(同上)

第五十五條 文部大臣ノ檢定ヲ經タル小學校教科用圖書ノ定價ヲ増加シタルトキハ其ノ採定ハ效力ヲ失フ

第五十六條 小學校教科用圖書ヲ變更シタル場合ニ於テハ其ノ圖書ハ最下學年ノ兒童ヨリ用ヒシメ他ノ兒童ニハ從來ノ圖書ヲ襲用セシムヘシ

第五十七條 小學校教科用圖書ノ採定ニ關シ其ノ前後ヲ問ハス左ノ各號ノ一ニ該當スル所爲アル者ハ三月以下ノ禁錮又ハ百圓以内ノ罰金ニ處ス(同上)

一 直接又ハ間接ニ金錢物品手形其ノ他ノ利益若ハ公私ノ職務ヲ官吏、學校職員若ハ運動者ニ供與シ又ハ供與センコトヲ申込ミタル者又ハ供與若ハ申込ヲ承諾センコトヲ周旋勸誘シタル者並ニ供與ヲ受ケ若ハ申込ヲ承諾シタル者

二 直接又ハ間接ニ酒食遊覽等其ノ方法及名義ノ何タルヲ問ハス人ヲ饗應接待シ又ハ饗應接待ヲ受ケタル者又ハ旅費若ハ沐浴料ノ類ヲ代辨シ及其ノ代辨ヲ受ケタル者並此等ノ約束ヲナシ又ハ約束ヲ受ケタル者

三 官吏、學校職員又ハ其ノ關係アル學校法人等ニ對スル利害ノ關係ヲ利用シ直接若ハ間接ニ官吏、學校職員ヲ誘導シ又ハ威逼シタル者及其ノ誘導威逼ニ應シタル者

四 官吏又ハ學校職員ニ暴行脅迫ヲ加ヘ若ハ之ヲ拐引シタル者

五 採定ヲ妨クル目的ヲ以テ新聞紙雜誌張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス官吏又ハ學校職員ニ對シ虛偽ノ事項ヲ流布シタル者(明治三十六年文部省令第二十二號改正)

第五十八條 削除(同上)

第五十九條 (同上)

第六十條 (同上)

第六十一條 (同上)

- 第六十二條 (上同)
- 第六十三條 (上同)
- 第六十三條ノ二 (上同)
- 第六十三條ノ三 (上同)

第二章 設備準則

- 第六十四條 校地校舎體操場及校具ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス
- 校地ハ道徳上竝ニ衛生上害ナク且兒童ノ通學ニ便利ナル場所ヲ選フヘシ
- 校舎ハ教授上管理上竝ニ衛生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス(明治三十七年文部省令第一號ヲ以テ本條改正)
- 第六十五條 削除(上同)
- 第六十六條 (上同)
- 第六十七條 (上同)
- 第六十八條 (上同)
- 第六十九條 (上同)
- 第七十條 (上同)
- 第七十一條 (上同)
- 第七十二條 (上同)

- 第七十三條 (上同)
- 第七十四條 (上同)
- 第七十五條 土地ノ情況ニ依リ成ルヘク教員ノ住宅ヲ設クヘシ
- 第七十六條 校舎ヲ新築増築改築シ若ハ市町村立高等小學校及私立小學校ノ校地ヲ選定シ又ハ變更セントスルトキハ市町村市町村學校組合町村學校組合又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ(大正八年文部省令第六號改正)
- 第七十七條 削除(大正二年文部省令第二十號)
- 第七十八條 削除(第七十四條ニ同シ)
- 第七十九條 削除(明治四十二年文部省令第十二號)

第三章 就學

- 第八十條 市町村長ハ其ノ市町村内ニ居住シ翌年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ヲ調査シ第九號表ノ様式ニ依リ毎年十二月末日マテニ其ノ學齡簿ヲ編製スヘシ但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ヲ調査シ毎年六月末日マテニ學齡簿ヲ編製スヘシ(明治四十二年文部省令第十二號改正)
- 第八十一條 市町村長ハ學齡簿編製後三月三十一日マテニ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者アルトキハ遲滯ナク之ヲ學齡簿ニ記入スヘシ但シ第二

十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ市町村長ハ學齡簿編製後八月三十一日マテニ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者ヲ遲滞ナク學齡簿ニ記入スヘシ市町村長ハ就學期間中ニ在ル兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者アルトキハ遲滞ナク其ノ兒童ノ就學ノ始期ニ達シタル年ノ學齡簿ニ記入スヘシ

市町村長ハ學齡簿ニ登載ノ兒童ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ遲滞ナク之ヲ抹消スヘシ但シ第二號ニ該當スル者アルトキハ市町村長ハ之ヲ抹消スルト同時ニ學齡簿ノ謄本ヲ兒童ノ轉住地ノ市町村長ニ送付スヘシ(上同)

一 兒童死亡シタルトキ

二 兒童市町村外ニ轉住シタルトキ

三 兒童ノ居所一箇年以上分明ナラサルトキ

前項但書ニ依リ學齡簿ノ謄本ノ送付ヲ受ケタル市町村長ハ送付シタル市町村長ニ對シ遲滞ナク學齡簿ニ記入ノ手續ヲ完了シタル旨又ハ兒童ノ來住セサル旨ヲ通知スヘシ

第二項及第三項ノ外學齡簿ニ記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滞ナク之ヲ加除訂正スヘシ
第八十二條 市町村長ハ兒童ヲシテ市町村立尋常小學校ニ入學セシムヘキ期日ヲ豫メ其ノ保護者ニ通知スヘシ

市町村、町村學校組合又ハ學區ノ使用ニ係ル尋常小學校二校以上アル場合ニ於テハ市町村長ハ前項ノ通知ヲ爲スニ當リ兒童ノ入學スヘキ尋常小學校ヲ指定スルコトヲ得但シ兒童ノ保護者ハ其

ノ兒童ヲ入學セシメントスル尋常小學校ヲ選定シテ之ヲ市町村長ニ申立ツルコトヲ得(大正八年第六號改正)

第八十三條 市町村長ハ前條ノ規定ニ依リ通知シタル兒童ノ氏名及入學期日ヲ關係學校長ニ通知スヘシ其ノ通知ヲ爲シタル後兒童ノ就學ニ關シ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第八十四條 就學スヘキ兒童又ハ其ノ保護者ニシテ小學校令第三十三條ニ掲クル事由アルトキハ其ノ保護者ハ就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ヲ市町村長ニ申立ツヘシ但シ貧窮ニ因ル場合ヲ除ク外醫師ノ證明書ヲ添フルコトヲ要ス

第八十五條 就學猶豫ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ一箇年トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ一箇年以下トス(上同)

第二十五條第二項ノ學年ヲ置キタル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ五箇月其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ七箇月トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ各五箇月以下又ハ七箇月以下トス(第六條第二項上同)

第八十六條 市町村長ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ノ教育ヲ監督スヘシ必要ト認メタルトキハ其ノ兒童ニ就キ試験ヲ行フコトヲ得

第八十七條 市町村長ハ前條ノ兒童ノ教育ヲ適當ナリト認メタルトキハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ與ヘタル認可ヲ取消スヘシ

第八十八條 兒童ノ保護者ニ於テ其ノ兒童ヲ當然入學セシムヘキ學校以外ノ市町村立尋常小學校ニ入學セシメ又ハ官立府縣立學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシメントスルトキ若ハ高等學校及中學校ノ豫科又ハ盲學校及聾啞學校ノ初等部ニ入學セシメントスルトキハ其ノ學校ノ管理者又ハ學校長ノ承認書ヲ添ヘ關係市町村長ニ届出ツヘシ(大正八年文部省令第六號改正)

第八十九條 市町村立尋常小學校長ハ第十號表ノ様式ニ依リ學年ノ始ニ於テ入學シタル兒童ノ學籍簿ヲ編制スヘシ

學籍簿ハ入學ノ兒童ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滯ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第九十條 市町村立尋常小學校長ハ在學兒童ノ出席簿ヲ作り其ノ出席缺席ヲ明ニスヘシ

第九十一條 市町村立尋常小學校長ハ第八十三條ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル兒童中入學期日後七日以内ニ其ノ小學校ニ入學セサル者アルトキハ其ノ氏名ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十二條 在學兒童ニシテ正當ノ事由ナク引續キ七日間缺席シタルトキハ關係學校長ハ遲滯ナク其ノ保護者ニ對シ兒童ヲシテ出席セシムヘキ旨ヲ通知シ仍引續キ七日以上出席セシメサルトキハ其ノ旨ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十三條 市町村長ニ於テ前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

前項ノ規定ニ依リ二回以上ノ督促ヲナスモ仍就學又ハ出席セシメサルトキハ市町村長ハ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スヘシ

第九十四條 府縣知事ニ於テ前條第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

第九十五條 市町村立尋常小學校長ハ每學年ノ終ニ卒業シタル兒童ノ氏名ヲ遲滯ナク關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十六條 第八十八條ノ規定又ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ當然入學スヘキ學校以外ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ニシテ其ノ教科ヲ卒リタルトキ又ハ其ノ教科ヲ卒ラスシテ退學シ若ハ廢學シタルトキハ關係學校長又ハ兒童ノ保護者ハ其ノ旨ヲ關係市町村長ニ届出ツヘシ

第九十七條 削除(明治四十年文部省令第六號)

第四章 教員檢定及免許狀

第一節 教員ノ檢定

第九十八條 小學校教員檢定委員會ハ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

- 一 會長
- 一 常任委員
- 一 臨時委員

第九十九條 會長ハ道廳府縣學務部長タル書記官ヲ以テ之ニ充ツ(大正二年文部省令第二十號改正)

常任委員及臨時委員ハ府縣知事之ヲ命ス

臨時委員ハ試驗施行ノ際之ヲ命ス

第一百條 會長ハ會務ヲ整理シ檢定ノ成績ヲ府縣知事ニ報告ス

會長事故アルトキハ府縣知事ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第一百一條 常任委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ教員檢定ニ關スル事ヲ掌ル

臨時委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ試驗檢定ニ關スル事ヲ掌ル

第一百二條 小學校教員檢定委員會ニ書記ヲ置キ道廳府縣判任官ヲ以テ之ニ充ツ(上同)

書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第一百三條 會長常任委員臨時委員及書記ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第一百四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ教員ノ檢定ヲ受クルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者(上同)

二 削除(上同)

三 破産者

四 免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ三箇年ヲ經過セサル者

第一百五條 教員ノ檢定ハ分テ無試驗檢定及試驗檢定トシ學力性行及身體ニ就キ之ヲ行フ(第六號第

改正)

第一百六條 試驗檢定ハ每年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試驗檢定ハ隨時之ヲ行フ

第一百七條 無試驗檢定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ第一百八條乃至第一百十二條ノ規定ニ對照

シテ之ヲ行フ(同上改正)

一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者(大正八年第六號改正)

二 高等學校高等科又ハ大學豫科ヲ卒ヘタル者(大正二年文部省令第二十號削除(大正八年文部省令第六號改正)

三 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

四 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者

五 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ノ卒業者、專門學校入學者檢定規

程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者及一般ノ專門學校入學ニ關シ無試驗檢定ヲ受クル資格ヲ

有スル者

六 其ノ他府縣知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者

前項第四號及第五號ニ該當スル者ニ對シ小學校本科正教員ノ檢定ヲ行フ場合ハ卒業後二箇年以

上小學校教育ニ從事シタル者又ハ高等女學校ノ高等科專攻科若ハ修業年限一箇年以上ノ補習科

ニ於テ小學校教員ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者ニ限ル

第一百八條 小學校本科正教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ男子ニ在リテハ師範學校男生徒女子ニ在リ

テハ師範學校女生徒ニ課スル學科程度ニ準ス但シ手工、農業、商業、英語ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ

闕クコトヲ得(明治四十年文部省令第六號改正)

本條ニ小學校本科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ本科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第九條 小學校准教員ノ試験科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ女子ノ小學校本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ(大正二十年文部省令第二十號改正)
修身 道德ノ要旨

教育 教育教授法ノ大要(大正八年文部省令第六號改正)

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文習字

算術 整數、分數、小數、諸等數歩合算、比例、求積、代數及幾何ノ初歩

歷史 國史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ大要

圖畫 自在畫及簡易ナル幾何畫

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操教練遊戲及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁ヲ方縫ヒ方繕ヒ方手工ノ大要(明治三十六年文部省令第十一號追加)

農業 農業ノ大要(同上)

商業 商業ノ大要(同上)

前項ノ科目中裁縫ハ女子ニ限ル(大正二十年文部省令第二十號追加)

圖畫、音樂、手工、農業、商業ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

本條ニ小學校准教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ准教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第十條 小學校專科正教員ノ試験科目ハ音樂、體操、裁縫、手工、農業、工業、商業、家事、圖畫、外國語ノ一科目若ハ數科目トス(明治四十四年文部省令第六號改正)

府縣知事ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項試験科目ノ外必要ナル科目ニ付試験ヲ行フコトヲ得

試験科目ノ程度ハ師範學校生徒ニ課スル各科目ノ程度ニ準ス但シ前項ノ試験科目ニ在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ府縣知事ノ定ムル所ニ依ル(大正八年文部省令第六號改正)

各科目ノ試験ハ教育ノ大要及受験科目ノ教授法ヲ附帶セシメ之ヲ行フ(大正八年文部省令第六號改正)

小學校專科正教員ノ試験ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ修身、國語、算術ニ關シ普通ノ學力ヲ有スト認メタル者ニアラサレハ之ヲ行ハス

本條ニ小學校專科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ專科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第十一條 尋常小學校本科正教員ノ試験科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ女子ノ小學校本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ(同上)

附錄 三 小學校令施行規則

修身 道德ノ要旨
 教育 教育教授法及學校管理法ノ大要
 國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文習字
 算術 整數、分數、小數諸等數、歩合算、比例求積
 歷史 國史ノ大要
 地理 日本地理及外國地理ノ大要
 理科 博物、物理、化學ノ大要
 圖畫 自在畫
 音樂 唱歌、樂器使用法
 體操 體操、教練、遊戲及競技
 裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方
 前項ノ科目中裁縫ハ女子ニ限ル(上同)
 第一百十二條 尋常小學校准教員ノ試験科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ第一百十一條第一項但書ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ(上同)
 修身 道德ノ要旨
 教育 教育教授法ノ大要(大正八年文部省令第六號改正)
 國語 小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文習字

算術 整數、分數、小數諸等數、歩合算、比例
 歷史 國史ノ大要
 地理 日本地理及外國地理ノ大要
 理科 博物、物理、化學ノ初步
 圖畫 簡易ナル自在畫
 唱歌 單音唱歌
 體操 體操、教練、遊戲及競技
 圖畫唱歌ノ一科目若ハ二科目ハ之ヲ闕クコトヲ得
 第一百十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ試験檢定ヲ行フトキハ小學校教員檢定委員會ニ於テ第一百八條乃至第一百十二條ノ規定ニ對照シテ某科目ニ關シ同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ對シテハ其ノ科目ノ試験ヲ闕クコトヲ得
 一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者(大正八年文部省令第六號改正)
 二 小學校教員免許狀ヲ有スル者
 三 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者
 四 小學校教員免許狀又ハ小學校師範學科卒業證書ヲ有シ其ノ有効期間滿チタル者
 五 小學校教員講習科ヲ卒リタル者

六 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者
 七 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者專門學校入學者
 檢定規定ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者及一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル
 資格ヲ有スル者

第一百四條 試験檢定ヲ受ケタル者ニシテ其ノ試験ニ合格セサルモ某科目ニ關シ成績佳良ナルト
 キハ府縣知事ハ其ノ科目ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スルコトヲ得
 前項ノ證明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ試験檢定ヲ出願スルトキハ其ノ證明書ニ記載シタル科目
 ノ試験ヲ闕ク

第一百五條 府縣知事ハ檢定手数料ヲ徴收スルコトヲ得

第二節 教員ノ免許狀

第一百六條 削除(上)

第一百七條 師範學校長ハ師範學校ヲ卒業シタル者ニ對シ小學校教員免許狀ノ授與ヲ府縣知事ニ

申請スヘシ(上)

第一百八條 削除(大正十年文部省令
 第三十六號改正)

第一百九條 府縣知事ハ小學校教員免許狀登錄簿ヲ作り免許狀ヲ授與シタル者ノ氏名其ノ他必要
 ナル事項ヲ記入スヘシ

第二百十條 免許狀ヲ有スル者其ノ氏名ヲ變更シ又ハ免許狀ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ書換若

ハ再渡ヲ府縣知事ニ出願スルコトヲ得(大正八年文部省
 令第六號改正)

前項ニ依リ免許狀ノ書換若ハ再渡ヲ出願スル者ハ手数料トシテ府縣知事ノ定メタル金額ヲ納ム
 へシ(上)

第二百十一條 免許狀ヲ受ケタル者ノ氏名及免許狀ノ種類ハ府縣知事之ヲ公告ス(上)

第五章 職員

第一節 學校長及教員ノ進退

第二百十二條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ休職ヲ命ス
 ルコトヲ得

- 一 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルニ因リ職務ヲ行フニ妨アルトキ
- 二 學校編制ノ變更又ハ訴願ノ裁決ニ因リ過員ヲ生シタルトキ
- 三 教員養成ヲ目的トスル官立府縣立學校ニ入學スルトキ
- 四 名譽職タル町村長及助役ニ當選シタルトキ(上)
- 五 私立小學校ノ教員又ハ外國ニ於テ本邦人ヲ教育スル爲ニ設置シタル學校ノ教員トナルトキ(上)

六 刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ(上同)

七 一年現役兵トシテ服役シタル後陸軍補充令第三十七條ニ依リ勤務演習ニ召集セラレタルトキ(大正十年文部省令第三十六號追加)

第百二十三條 市町村立小學校正教員ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者ハ當然休職者トス但シ徵兵令第十四條ノ規定ニ依リ一年現役兵トシテ服役スル者又ハ陸軍六週間現役ニ服スル者ハ此ノ限ニアラス(大正十年文部省令第三十六號改正)

第百二十四條 休職ノ期間ハ第百二十二條第一號第二號第四號及第五號ノ場合ニ在リテハ一箇年トシ同條第六號ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ裁判所ニ繫屬中トシ同條第三號及第百二十三條ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙三箇月第百二十二條第五號後段ノ場合ニ在リテハ其ノ期間ヲ延ミタル後尙一箇月トス但シ第百二十二條第五號後段ノ場合ニ在リテハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得(大正八年文部省令第三十六號改正)

第百二十五條 休職者ハ職務ニ從事セサル外總テ在職者ト異ナルコトナシ但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニアラス

第百二十六條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

一 不具癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ

二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ退職ヲ出願シタルトキ

ルトキ

三 休職者復職シタル爲其ノ代員ヲ要セサルトキ

第百二十七條 第百二十二條又ハ第百二十六條ノ事由ニ因ラスシテ休職又ハ退職ヲ命スル必要アリト認メタルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ休職ノ場合ニ於テハ豫メ期間ヲ定メテ具申スルコトヲ要ス

第百二十八條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然退職者トス

一 當該學校ノ廢セラレタルトキ

二 休職期間滿チタルトキ

第百二十九條 市町村立小學校教員ニシテ免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ又ハ其ノ免許狀ニシテ効力ヲ失ヒタルトキハ當然其ノ職ヲ失フ

第百三十條 市町村立小學校准教員ノ進退ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

第百三十一條 第百二十二條第一號第百二十六條第一號及第二號前段ノ事由ニ因リ處分セントスルトキハ府縣知事ハ其ノ府縣恩給顧問醫ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス

第百三十二條 私立小學校長及教員ノ採用解職ハ設立者ニ於テ遲滯ナク府縣知事ニ届出ツヘシ

第二節 學校長及教員ノ職務及服務

第百三十三條 學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務

ニ服スヘシ

第三百三十四條 學校長ハ校務ヲ整理シ所屬職員ヲ統督ス

第三百三十五條 正教員ハ兒童ノ教育ヲ擔任シ且之ニ屬スル事務ヲ掌ル

第三百三十六條 准教員ハ本科正教員ノ職務ヲ助ケ

第三百三十七條 市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村市町村學校組合町村學校組合ノ

地域内ニ居住スヘシ但シ學校長ニ在リテハ府縣知事其ノ他ノ者ニアリテハ學校長ノ認可ヲ受ケ

タルトキハ此ノ限ニアラス(大正八年文部省令第六號改正)

學校長及教員ハ擅ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ル、コトヲ得ス

第三百三十八條 學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ業務執行社員取締役監查役ト爲リ又ハ給

料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス學

校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受ケルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス

第三節 懲戒處分、業務停止及免許狀褫奪

第三百三十九條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行ハントスルトキハ府縣知事ハ期間ヲ

定メテ本人ヨリ手續書ヲ徵スルコトヲ要ス但シ之ヲ徵スルコト能ハサル事由アルトキハ此ノ限

ニアラス

第四百十條 懲戒處分ヲ行フヘキ事件刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ同一事件ニ關シ懲戒處分ヲ行フ

コトヲ得ス

第四百十一條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行フトキハ府縣知事ハ本人ニ處分書ヲ

交付スヘシ

第四百十二條 市町村立小學校長及教員ノ減俸ハ一箇月以上一箇年以下減俸ノ處分ヲ受ケタル當

時ノ俸給月額ノ三分ノ一以下ヲ減給ス

第四百十三條 市町村立小學校教員ニシテ免職ノ處分ヲ受ケタル者ハ二箇年ヲ經ルニアラサレハ

教員ノ職ニ就クコトヲ得ス

第四百十四條 第三百三十九條乃至第四百十一條ノ規定ハ業務停止及免許狀褫奪ノ處分ニ關シ之ヲ

準用ス

第四百十五條 私立小學校長及教員ノ業務停止ハ一箇月以上二箇年以下トス

第四百十六條 府縣知事ニ於テ學校長又ハ教員ニ對シ免職業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ヲ行ヒ

タルトキハ其ノ氏名職名及事由ヲ具シ文部大臣ニ報告スヘシ

第四百十七條 府縣知事ハ免職又ハ業務停止ノ處分ヲ受ケタル學校長及教員ニシテ改悛ノ實顯著

ナリト認メタル者ニハ第四百十三條ノ期間内又ハ業務停止ノ期間内ト雖モ文部大臣ノ認可ヲ受

ケ教員ノ職ニ就クコトヲ得シメ又ハ業務停止ヲ解クコトヲ得

第四節 俸給旅費及諸給與準則

第四百十八條 教員ノ月俸額ハ左表ニ依リ之ヲ定ムヘシ(明治四十四年文部(大正七年文部省)大正九年文部省(第九號改正))

職名	本科		專科		正教員	
	上	下	上	下	上	下
一級	百八十圓	百六十圓	百二十圓	百十圓	六十圓	五十圓
二級	百四十五圓	百三十圓	百圓	九十圓	五十圓	四十圓
三級	百二十圓	百十圓	八十圓	七十圓	四十圓	三十圓
四級	百圓	九十圓	七十圓	六十圓	三十圓	二十圓
五級	八十五圓	八十圓	六十圓	五十圓	二十圓	十五圓
六級	七十五圓	七十圓	五十圓	四十圓	十五圓	十圓
七級	六十五圓	六十圓	四十圓	三十圓	十圓	五圓
八級	五十五圓	五十圓				
九級	四十五圓	四十圓				

第四百十九條 一級上俸ヲ受ケテニ功勞アル者ニハ本科正教員ニ在リテハ二百四十圓マテ專科正教員ニ在リテハ百六十圓マテ漸次増給スルコトヲ得(上)(同)(上)(同)

第四百十條 教員ノ俸給ハ當分ノ内等級相當ノ額ヲ減シテ支給スルコトヲ得(大正七年文部省)令第四號改正

第四百十一條 專科正教員ニシテ他ノ小學校ノ專科正教員ヲ兼メル者ニハ關係學校ノ經費ヨリ其

ノ俸給ヲ分割シテ給スルコトヲ得

第四百十二條 教員ノ俸給ハ其ノ意ニ反シテ之ヲ減スルコトヲ得ス

第四百十三條 休職者ニハ其ノ休職中俸給ノ三分ノ一ヲ給ス但シ市町村市町村學校組合町村學校組合又ハ其ノ學區ニ於テ特別ノ事情アル場合若ハ第二百二十二條第三號乃至第五號ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ給セサルコトヲ得(大正三年七月文(大正八年文部省)令第六號改正)

第四百十三條ノ二 市町村立小學校正教員ニシテ徵兵令第十四條ノ規定ニ依ル一年現役兵ニ服スル者ハ其ノ在營中俸給ノ三分ノ二ヲ減ス(大正十年文部省)令第三十六號追加

第四百十四條 教員ニシテ在職ノ儘小學校教員講習科ニ入學スル者ニハ俸給ノ一部若ハ全部ヲ給ス但シ其ノ額ハ府縣知事ニ於テ市町村市町村學校組合町村學校組合又ハ學區ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ(明治四十一年文部(大正八年文部省)令第八號改正)

第四百十五條 教員ニシテ陸軍給與令又ハ海軍給與令ニ依リ俸給ヲ受クル者ニハ其ノ間俸給ヲ給セス但シ其ノ額本職ノ俸給額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ヲ給スルコトヲ得

第四百十六條 教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當月分ノ俸給ハ日割ヲ以テ給スヘシ

一 懲戒ニ因リ免職ニセラレタルトキ

二 免許狀褫奪又ハ免許狀ノ失效ニ因リ教員ノ職ヲ失ヒタルトキ

第四百十七條 教員死亡シタルトキハ其ノ在職中ト休職中トニ拘ラス在職最終ノ俸給月額四箇月分ヲ其ノ遺族ニ給スヘシ

前項ノ遺族及其ノ順位ニ關シテハ判任官俸給令第十三條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス(大正三年一月三十一號改正)

第五十八條 正教員ノ旅費額ハ判任文官ノ例ニ準シ之ヲ定メ准教員ノ旅費額ハ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ但シ正教員ニシテ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル學校長ヲ兼務スル者ノ旅費額ハ奏任文官ノ例ニ準シ之ヲ定ムヘシ(明治四十五年文部省令第三號改正)

第五十九條 教員ニシテ一週三十二時ヲ超エ教授ヲ擔任スル者ニハ手當ヲ給スヘシ

第六十條 學校長又ハ教員ニシテ特ニ勤勞アル者ニハ慰勞金ヲ給スルコトヲ得

第六十一條 教員ニシテ宿直スル者ニハ賄料ヲ給スヘシ

第六十二條 學校長又ハ教員ニシテ職務ノ爲傷痕ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者ニハ療治料ヲ給スヘシ

第六十三條 教員ニハ土地ノ情況ニ依リ住宅料ヲ給スヘシ

第六十四條 第五十九條及第六十條ニ依リ給スル金額ハ府縣知事ニ於テ管理者ノ意見ヲ聞

キテ之ヲ決定シ第六十一條乃至第六十三條ニ依リ給スル金額ハ管理者ニ於テ之ヲ決定スヘシ

第六十五條 本節ニ規定アルモノヲ除ク外俸給及旅費ノ支給方法ハ判任文官ノ例ニ準シ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ

第六十六條 第四十八條ニ掲ケル表ニ依リ難キ事情アルトキハ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第六十七條 本節ニ學校長教員トアルハ市町村立小學校ノ學校長教員ヲ謂フ

第五節 代用教員

第六十八條 市町村立小學校代用教員ノ採用解職及懲戒處分ハ市町村立小學校准教員ノ例ニ依ル(第六條第二項ト同シク改正)

第六十九條 削除(上同)

第七十條 私立小學校代用教員ノ採用解職ニ關シテハ第三百三十二條ノ規定ヲ準用ス(上同)

第七十一條 小學校令第四十七條ノ規定並ニ本令第五章第二節ノ規定中准教員ニ關スルモノハ代用教員ニ準用ス

第七十二條 府縣知事ニ於テ私立小學校代用教員ヲ不適當ト認メタルトキハ之ヲ解職セシムルコトヲ得(上同)

第七十三條 市町村立小學校代用教員ノ俸給旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

第六章 授業料

第七十四條 尋常小學校ニ於テ授業料ヲ徵收セントスルトキハ市ニ在リテハ一箇月二十錢以下町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一箇月拾錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受ク

ヘシ

第七十五條 高等小學校ニ於テ徵收スル授業料ハ市又ハ市町村學校組合ニ在リテハ一箇月六十錢以下、町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一箇月參拾錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ(大正八年文部省令第六號改正)

第七十六條 特別ノ事情アルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ期間ヲ定メテ前二條ノ制限ヲ超エタル授業料ヲ徵收スルコトヲ得(大正二十年文部省令第六號改正)

第七十七條 小學校補習科ノ授業料額ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ之ヲ定ムヘシ(大正八年文部省令第六號改正)

第七十八條 小學校ニ於テハ學年ニ依リ授業料額ニ差等ヲ設クルコトヲ得ス

第七十九條 他ノ小學校設置負擔ノ區域ヨリ入學スル兒童ニ就キテハ第七十四條及第七十五條ノ制限以內ニ於テ授業料額ヲ増スコトヲ得但シ兒童教育事務ヲ委託シタル市町村、町村學校組合又ハ學區ヨリ入學スル兒童ニ就キテハ此ノ限ニアラス(大正八年文部省令第六號改正)

第八十條 貧窮ノ爲授業料ヲ納ムルコト能ハサル者ニ對シテハ管理者ハ授業料ノ全部又ハ一部ヲ免除スヘシ

一家ノ兒童二人以上同時ニ小學校ニ就學スルトキハ管理者ハ授業料額ヲ減スルコトヲ得

第八十一條 本章ノ規定ハ私立小學校ニ關シ之ヲ適用セス

第七章 學務委員

第八十二條 市町村、市町村學校組合、町村學校組合並學區ノ學務委員八十人以下トス但シ東京市及大阪市ニ在リテハ十五人マテニ増スコトヲ得(大正八年文部省令第六號改正)

第八十三條 學務委員ハ左ニ掲クル事項ニ就キ市町村長、市町村學校組合管理者、町村學校組合管理者、區長並ニ其ノ代理人ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ應シテ意見ヲ陳述ス(大正八年文部省令第九號改正)

一 就學督促ニ關スルコト

二 家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル者ノ認可ニ關スルコト

三 就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ニ關スルコト

四 設備ニ關スルコト

五 經費豫算ノ調製ニ關スルコト

六 授業料ニ關スルコト

七 學校基本財産ニ關スルコト

八 教科目ノ加除選定ニ關スルコト(同)(大正八年文部省令第六號改正)

九 修業年限ニ關スルコト

十 補習科ノ設置廢止ニ關スルコト

第八十四條 公民中ヨリ選舉セラレタル學務委員ノ任期ハ四箇年トス

補缺選舉ニ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
第百八十五條 學務委員ニシテ資格ノ要件ヲ失ヒタル者ハ當然其ノ職ヲ失フ

第八章

(明治四十年文部
省令第六號削除)

第九章

小學校ニ類スル各種學校

第百九十五條 削除

第百九十六條 削除

第百九十七條 削除

第百九十八條 削除(第六條第二項
ト同シク改正)

第百九十九條 削除(上同)

第二百一十條 削除(上同)

第二百一十一條 削除(上同)

第二百一十二條 (上同)

第二百一十三條(第二百一十八條(上同))

第二百一十九條 小學校ニ類スル各種學校ニハ學校長ヲ置クコトヲ得

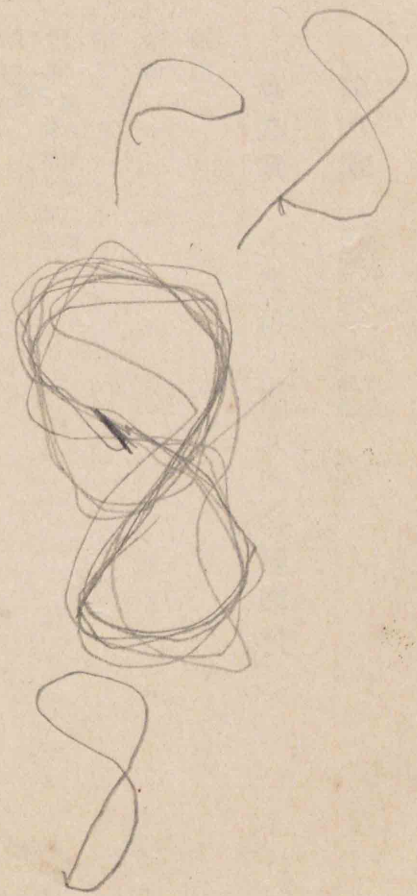
第二百二十條 小學校ニ類スル各種學校教員ハ小學校教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府縣知事ノ

免許ヲ得タル者タルヘシ

第二百一十一條 小學校ニ類スル各種學校ノ學校長及教員ノ採用解職懲戒處分業務停止ハ小學校教員ノ例ニ依ル(上同)

市町村立ノ小學校ニ類スル各種學校ノ學校長及教員ノ俸給旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム(上同)

附則 第二百一十二條以下略



大正十一年十一月十一日印
大正十二年二月廿五日訂正再版印刷
昭和二年一月三日訂正三版印刷
昭和二年一月八日訂正三版發行
大正十一年十一月十五日發
大正十二年二月廿八日訂正再版發行
昭和二年一月八日訂正三版發行
定價金七拾錢
昭和四年度臨時定價
金壹圓拾六錢

大正十一年十一月十一日印
大正十二年二月廿五日訂正再版印刷
昭和二年一月三日訂正三版印刷
昭和二年一月八日訂正三版發行
昭和二年一月八日訂正三版發行
昭和二年一月八日訂正三版發行

定價金七拾錢
昭和四年度臨時定價
金壹圓拾六錢

不許
近小學校管理法
(改訂版)
複製

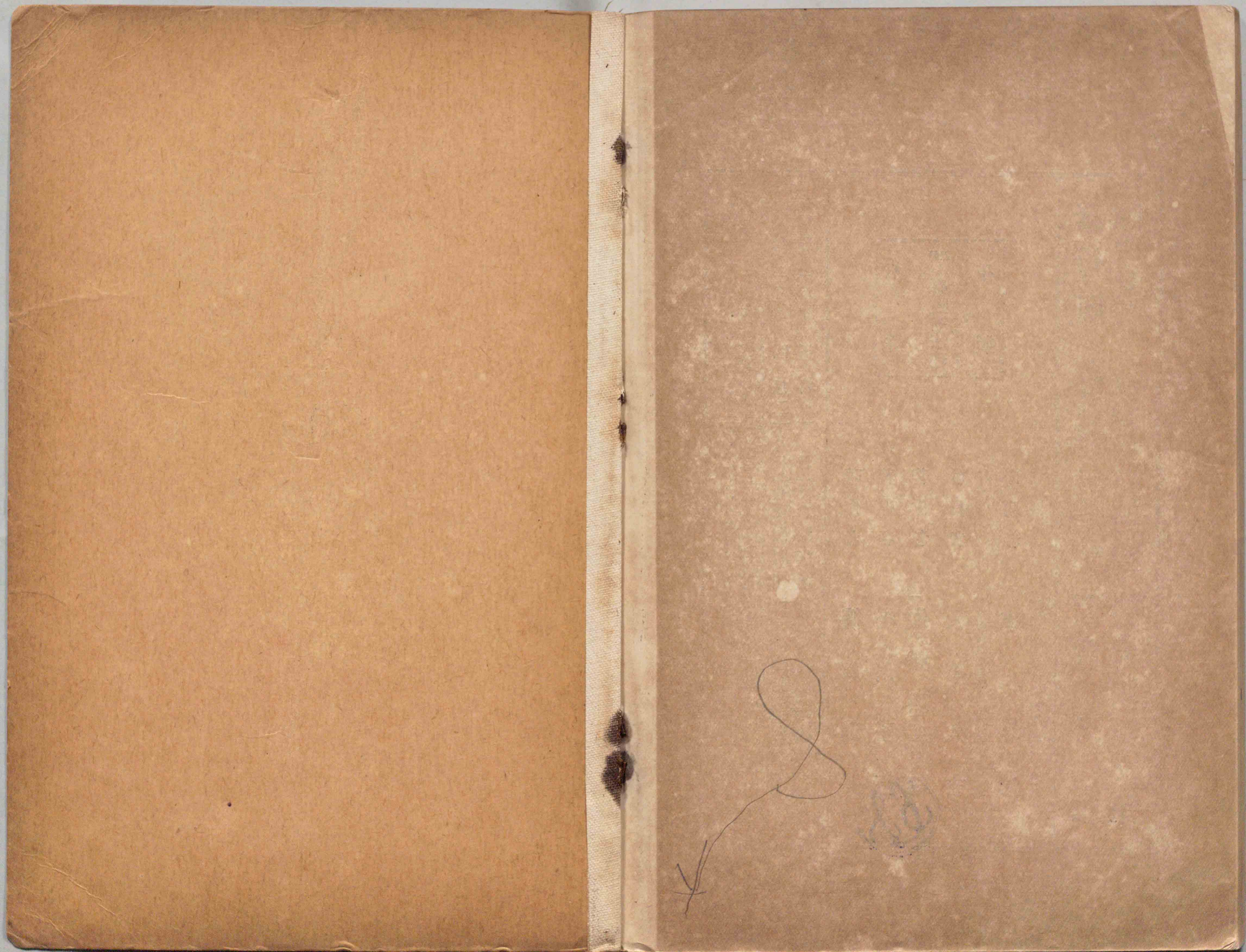
著作者 篠原助市
著作者 小川正行
著作者 佐藤熊治郎
發行者 大葉久吉
印刷者 東勇治
東京市日本橋區本銀町三丁目十四番地
東京市小石川區久堅町百〇八番地

刷印社會式株刷印同共

發行所
關西專賣

東京市日本橋區本銀町三丁目
振替口座東京二八〇番
大阪市西區阿波堀通四丁目
振替口座大阪四三番

株式會社 寶文館
株式會社 大阪寶文館





広島大学図書

2000022312

